

東南アジア地域における自治体政府の国際政策に関する研究

－福岡市における東南アジア都市連携政策のあり方に関する一考察－

2008 年3月

財団法人 福岡アジア都市研究所

目 次

I. 序論	1
1. 研究の背景	1
1) 東南アジア地域が有する潜在的価値	1
2) 東南アジア地域の都市の動きと日本の都市	2
3) 東南アジア都市との連携における障壁と課題	3
4) 福岡市にとっての東南アジア、都市連携の意味と可能性	4
2. 研究の目的	6
3. 研究の構成と調査方法	7
1) 研究の構成	7
2) 調査研究の対象と方法	7
3) 研究期間	8
4) 研究担当者	8
II. インドネシアの地方行政と主要都市の国際政策	11
1. 地方・自治体行政の概況	11
2. 地方・都市自治体の事例研究	12
1) ジャカルタ首都特別州	12
2) スラバヤ市	16
3) ジョグジャカルタ特別州	24
III. タイの地方行政と主要都市の国際政策	27
1. 地方・自治体行政の概況	27
2. 地方・都市自治体における国際政策の概況	31
3. 地方・都市自治体の事例研究	32
1) バンコク都	32
2) チェンマイ市	37
IV. マレーシアの地方行政と主要都市の国際政策	41
1. 地方・自治体行政の概況	41
2. 地方・都市自治体における国際政策の概況	45
3. 地方・都市自治体の事例研究	46
1) クアラ・ Lumpur 首都特別市	46
2) イポー市	49

V. ベトナムの地方行政と主要都市の国際政策	51
1. 地方・自治体行政の概況	51
2. 地方・都市自治体における国際政策の概況	53
3. 地方・都市自治体の事例研究	53
1) ハノイ市	53
2) ホーチミン市	56
VI. フィリピンの地方行政と主要都市の国際政策	59
1. 地方・自治体行政の概況	59
2. 地方・都市自治体の事例研究	64
1) メトロマニラ・マニラ市	64
2) セブ市	66
VII. 結論（福岡市への提案・示唆）	71
1. 本研究の総括	71
2. 東南アジア都市の国際政策の現況と方向性と福岡市との連携可能性	72
1) 東南アジア諸国の地方自治、自治体政府の都市政策の現況	72
2) 福岡市における東南アジア都市連携政策のあり方（提案・示唆）	76

I. 序論

1. 研究の背景

1) 東南アジア地域が有する潜在的価値

東南アジア地域（以下、東南アジアと略す）は、多様な文化、位置づけを持った地域である。様々な気候、地形、歴史、宗教、民族、言語、政治・経済体制が個性的な文化を形成する東南アジアにおいて、その文化あるいは市場を求め、また多様性を持つチャネル、仲介能力、中継機能を活用することを求め、世界中の国・地域・都市、企業・NGO等様々な団体が、戦略的な位置づけをこの地に見出し、実践的な目的遂行のための活動を活発に展開している^(注1)。例えば、図I-1は2006年における空港の乗降客トップ25、表I-1は国際線乗降客トップ10である。シンガポールやバンコクなど東南アジアのハブに世界中の人が集まり、しかも、その数が確実に増えている事が、空港の利用状況からも伺える。

成長するアジアにおいて、東南アジアが重要な橋頭堡、中継地点であるという認識が、世界、特に過去植民地支配の経験を持つ欧米や、宗教や交易等でつながりの深い中東など、経済や政治の実権を握る地域において、共通の考え方として受け入れられているからだと考えられる。

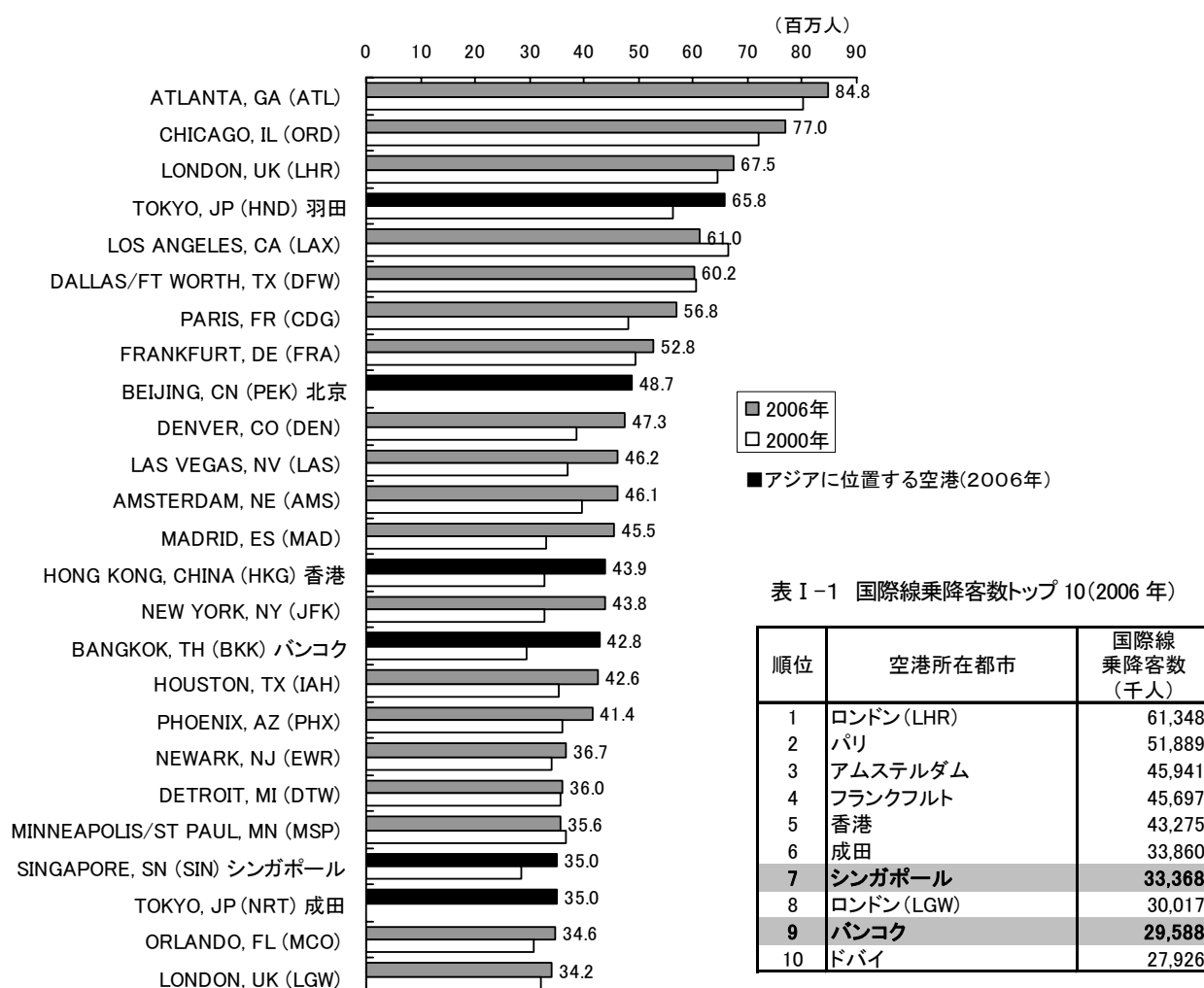


図 I-1 2006 年空港乗降客数ランキングトップ 25 及び 2000 年との比較
(2000 年時トップ 25 圏外だった空港の乗降客数は非掲載)

出所: Airports Council International 公式ホームページ(HP: <http://www.airports.org>・原文英語)

「Airports participating in the ACI annual traffic statistics collection」を編集加工。

到着・出発客数(直接乗換客を含む)、2006 年(2007 年 6 月 18 日公表)、2000 年(2001 年 11 月 1 日公表)

日本の外交政策においても、東南アジアは、東アジア地域（以下、東アジアと略す）とは異なる位置づけをもった意味のある重要な地域と認識されている。それは、ASEAN が ASEAN+ 3 に拡大した今日でも変わらない。また、貿易、直接投資、ODA 活動、旅行など様々な活動においても日本と東南アジアは、決して衰えることがない緊密な関係を長年保ち続けている^(注2)。その中にある九州、特に福岡市を中心とする北部地域は、歴史的にも東南アジアと強いつながりを持ち、直行便航空路を複数持つことから、ビジネス、人材、文化など多岐にわたる分野での交流が、国内他地域よりも盛んであり、身近である。

ここ数年は、中国経済の急速な成長によって、多くの人の関心が中国に向かう傾向が見受けられるが、東南アジア特有の価値を知る人々のなかでは、中国ブームだからこそ東南アジアを再評価し、積極的な投資活動や情報収集を行っていかうという姿勢を示す人も少なくはない。このような動きを受けて、九州経済産業局は、東南アジアと九州とのビジネスにおける関係円滑化のための調査を行い、その関係構築がもたらす成長可能性等についての提言を行っている^(注3)。

2) 東南アジア地域の都市の動きと日本の都市

積極的な国の外交政策や企業活動一方で、日本の都市、自治体政府においては、東南アジアの都市、自治体政府と連携して何らかの具体的なテーマを設定し、戦略的に都市政策を進めていこうという動きは、先進都市国家シンガポールとの関係を例外として、これまでほとんど見られてこなかった。戦略性を伴わない領域での国際交流、例えば姉妹・友好都市等の締結の事例も、隣接する東アジアに比べ格段に少なく、日本全体の姉妹・友好関係締結の相手先地域としても東南アジアは注目する地域と捉えられていたとは言いがたい（表 I-2）。

表 I-2 わが国自治体の姉妹(友好)提携数(2008 年 3 月 31 日現在)

国・地域名		都道府県	市区	町村	合計
総数		127	1,153	282	1,562
東南アジア	インドネシア	4	2	2	8
	タイ	1	2	1	4
	フィリピン	1	13	4	18
	ベトナム	2	0	0	2
	マレーシア	0	1	0	1
	小計	8	18	7	33
東アジア	大韓民国	7	92	19	118
	台湾	0	2	8	10
	中国	34	254	38	326
	小計	41	348	65	454

出所: (財)自治体国際化協会公式ホームページ (HP:<http://www.clair.or.jp/cgi-bin/simai/j/02.cgi>)

「相手国・地域別姉妹提携数」を編集加工。

そしてその交流を核とした国際政策さえ、ここ数年は自治体の財政縮小、優先順位の低い政策分野として、予算削減の標的にされ、ますます影の薄いものになってきている(山下, 2008)。

しかしながら、東南アジアの価値に早くから着目し、計画的かつ戦略的な連携や共同事業を進めている先進的な都市も多くはないが存在する。

例えば、北九州市は、東南アジアの都市と「アジア環境協力ネットワーク」を形成し、環境協力プロジェクトを通じ、将来的な環境ビジネスのマーケティング活動を行ってきている。北九州市の注目すべきところは、事前調査を行い、設定した条件を満たす都市だけを選んで、パートナーとし、ネットワークを形成したところだ^(注4)。

また、東京都は、東南アジアのみに特化しているわけではないが、アジアの首都ネットワーク「アジア大都市ネットワーク 21 (ANMC21)」を主催し、様々な共同プロジェクトを展開している。東京都の場合、単なる会議の開催や情報交換ではなく、18 のテーマに基づき、プロジェク

トベースでネットワークを運用、活用しているところが、戦略的な視点に基づく具体的な取り組みと考えられる。このような北九州市や東京都の先見的な活動は、東南アジアの都市から高く評価され、都市の知名度や信頼度アップに貢献し、ビジネスを含めた新たな関係構築を検討する段階まで徐々に発展してきている^(注5)。

東南アジアは、強い中央集権型の政治や行政によって地方政策が展開される国が多い地域だった。しかし、2000年代以降、意欲的な地方分権に取り組む国が増え、それに伴い、これまであまり注目されてこなかったセカンドシティクラス（人口規模）の有力都市が力を持ち、中央に縛られない独自の政策を展開する動きが見られるようになってきている。このような有力都市は中央政府からの自立心が強く、その分、足りないリソース（情報、資金、技術、人材など）を海外の団体や都市から得ようという方針を掲げ行動する傾向にある。北九州市がパートナーとしているスラバヤ市やセブ市は、まさにそういう都市と言える。一方で、地方分権を進める国家は、首都により強い独立性を付与し、国の看板都市として、ワールドクラスの都市づくりを進めるよう要請し始めた。タイの首都バンコクが近年バンコクのブランド化政策を重点的に展開し始めたのは、このような国家の期待と方針に沿ってのことである^(注6)。

東南アジアの都市は大きく動き始めている。その動きにいち早く着目し、連携を進めてきた日本の都市を含む海外の都市は、様々な成果や可能性を育んできている。日本の都市は、もっと東南アジアの都市に着目し、戦略的な都市連携をきっかけに、アジアにおける将来展望を描くべきではないか。今は、その好機と考える。

3) 東南アジア都市との連携における障壁と課題

世界的な中国・インドブームにもかかわらず、世界のビジネスが、日本の外交が、東南アジアの都市に熱い視線を送り続けている。

しかし、日本の都市、自治体政府の東南アジアへの眼差しは依然として強くないままに見える。何故だろうか。①情報の不足：東南アジアのこと、都市のことを知らないから。②偏った先入観：東南アジアは遅れているという固定的な見方があるから。③言葉の問題：多様な言語の存在と日本人の英語能力不足のため。④不安定な政情：何らかの事業を行うためには、安定した信頼できるパートナーが欠かせないため。などが、主な理由として考えられるが、このなかで最も大きな要因として考えられるのは、①の情報不足である。

知らないから、偏った先入観を持ち続ける。言葉はコミュニケーションのツールに過ぎないが、知らないから何を話してよいのか分からない。信頼できるカウンターパートを知らないから、リスクにおびえてしまう。これらの態度や行動の奥に潜んでいるのが情報の不足による不安である。

当研究所では、本研究に先立つ2007年1月より、アジア太平洋都市サミット^(注7)の活性化調査を進めてきている。アジア太平洋都市サミットは、福岡市が提唱した13か国26都市が参加する都市間ネットワークであり、これまで7回の市長会議を各都市の持ち回りで開催し、技術移転や人材受け入れなどの相互協力の実績を積んできた。だが、ここ数年、この市長会議に出席する都市の数の減少が顕著に見られるようになってきていた。

活性化調査では、会員都市を直接訪問し、活性化の方向性やヒントを得るために、また会員都市のニーズやシーズを把握するために、担当者へのヒアリングを進めているところであるが、この調査を実施し始めて、目からうろこが落ちるような事実気づかされた。それは、「我々は相手の事を何も知らないでつきあってきた」という事実である。特に、東南アジアの都市の行政システム、自治体政府の権限、都市政策などは、それまで全く未知の世界であったこともあって、その多様性に驚かされた。

アジア太平洋都市サミットは、2006年に、今後、会員都市との共同・協力プロジェクトを推進していくという方針を打ち出した。そのプロジェクトのテーマや分野を探る事も活性化調査の目的の1つであり、そのために福岡市が取り組みを期待するプロジェクトテーマ案やベストプラ

クティスリストを持参してのヒアリングを試みてきているのだが、そのテーマや分野に関ることについて、自治体の権限において取り組む事がそもそも不可能であるという制度を持つ都市に、既にいくつも出会ってきている。国によって、自治制度、行政機構、組織体制が異なり、1国においても、都市の格や規模で、まったく異なる行政システムを持つところが多い。東南アジアはその異なる行政システムの宝庫であった。

東南アジアのダイナミックな動きを感じ、東南アジアの都市に関心を持ち、新たにパートナーシップを構築し関係を深めて、戦略的な都市連携を進めて行きたいという日本の都市は少なくはないはずである。また、日本には東南アジアの都市と姉妹都市提携等を行い、友好交流を続けてきている自治体も数多くある。しかし、このような都市は、近年の緊縮財政による事業費削減のために、継続的な友好親善交流の実施も難しくなり、それ以前に、自治体としての交流の意義を問われ、よりの成果が目に見えやすい連携の形への転換を迫られている都市が多くなってきている。成果を出すためには、目標や使命を設定し、その実現に向けた戦略の策定が必要である。そして、そのためには、相手のニーズやシーズを把握し、実現可能な事を進めていかねばならず、その一步として、まず相手を知る作業が不可欠であると考ええる。

再三述べてきたが、東南アジアの都市と連携を進めるに当たっての最大の障壁は、相手を知らないこと、知るすべがないことである。したがって、知って理解し、知って戦略をたてる、つまり連携分野や連携方策を検討することが、第一に乗り越えるべき課題であると言える。

4) 福岡市にとっての東南アジア、都市連携の意味と可能性

北部九州、特に福岡市は、歴史的経緯、交通便利性の面からも、国内他地域に比べ、東南アジアと強いつながりを有し、交流の深化もみられる。

福岡市は、シンガポール、バンコク、マニラ、ホーチミン等主要都市との空路直行便を持ち、博多港を通じて数多くの東南アジアの港ともつながっている。これほど多くの東南アジア都市とダイレクトにつながっている都市は、大阪以西では福岡しか存在しないし、東京以北にも見あたらない。

また、福岡市はアジア太平洋都市サミットという独自の都市間ネットワークを持ち、会員である東南アジア主要都市と1994年以来、定期的な市長会議や具体的な協力などを通じ、信頼関係を深めてきている。つまり、顔の見える安定したカウンターパートをすでに東南アジアの各国につくってきた。

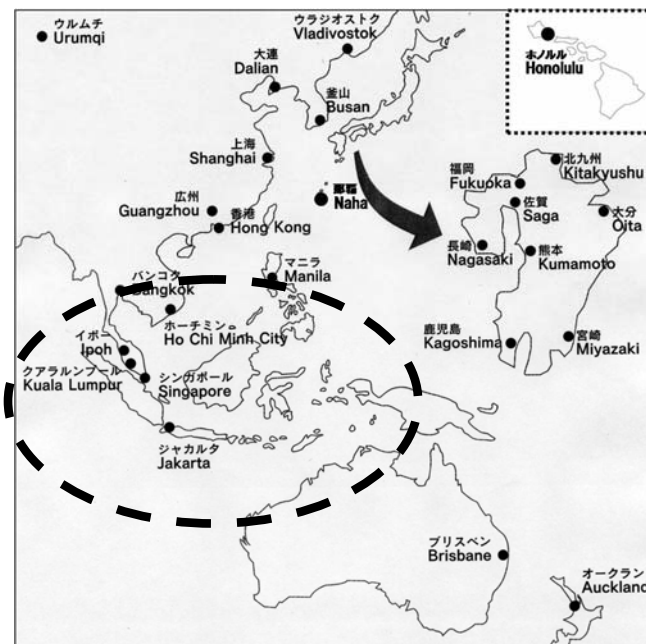


図 I-2 アジア太平洋都市サミット会員都市(13 国 26 都市)

このように福岡市は、東南アジアとの連携に関しては、国内では大変有意な位置に立っていると言える。しかしながら、この優位性は脆弱である。

例えば空路を見てみると、この数年でクアラ・ Lumpur、バリ直行便が運行を停止し、ダイレクトなつながりを絶った。海路に関しても釜山港の力が益々強まり、博多港のプレゼンスが薄くなりつつある。また国土交通省が、シームレスアジア政策の展開を打ち出し、日本全体が地理的距離の近接性を問わず、アジア各地との距離をなくしていく方策を検討し始めたことも福岡にとっては脅威である。アジアのゲートウェイ都市を、いち早く宣言した福岡市にとって、他都市が、アジアに積極的に目を向けはじめると、先駆者の優位性を保っていく環境は厳しくなっている。

その一方で、福岡市の優位性をこれから伸ばしていけそうな動きも出てきている。例えば、タイからの来訪者の増加である（表 I-3）。

表 I-3 福岡空港・博多港の国籍別入国客数

(単位:人)

国籍	平成16年			平成17年			平成18年			構成比	前年比
	福岡空港	博多港	合計	福岡空港	博多港	合計	福岡空港	博多港	合計		
アメリカ合衆国	8,779	1,512	10,291	8,052	1,940	9,992	7,223	2,413	9,636	1.5	96.4
カナダ	2,598	1,158	3,756	2,325	1,360	3,685	2,374	1,404	3,778	0.6	102.5
メキシコ	217	27	244	57	24	81	60	23	83	0.0	102.5
ブラジル	73	12	85	108	20	128	135	9	144	0.0	112.5
その他中・南米	166	34	200	154	49	203	159	51	210	0.0	103.4
英国	3,584	393	3,977	2,906	534	3,440	2,991	651	3,642	0.6	105.9
英国(香港)	2,130	9	2,139	1,348	5	1,353	785	8	793	0.1	58.6
フランス	563	97	660	662	91	753	665	173	838	0.1	111.3
ドイツ	849	133	982	793	137	930	815	197	1,012	0.2	108.8
イタリア	221	20	241	208	26	234	209	31	240	0.0	102.6
オランダ	251	43	294	312	71	383	315	53	368	0.1	96.1
スイス	111	24	135	129	36	165	144	42	186	0.0	112.7
スウェーデン	91	37	128	122	30	152	136	87	223	0.0	146.7
ロシア	1,238	648	1,886	1,450	1,061	2,511	1,308	757	2,065	0.3	82.2
その他ヨーロッパ	2,684	358	3,042	2,434	388	2,822	2,239	573	2,812	0.4	99.6
中国	38,381	625	39,006	42,084	544	42,628	46,696	480	47,176	7.5	110.7
中国(台湾)	74,205	275	74,480	78,102	202	78,304	90,512	489	91,001	14.5	116.2
中国(香港)	10,965	9	10,974	8,499	20	8,519	8,011	14	8,025	1.3	94.2
韓国	122,223	136,032	258,255	127,626	170,234	297,860	182,183	230,596	412,779	66.0	138.6
フィリピン	20,895	111	21,006	18,910	81	18,991	12,613	49	12,662	2.0	66.7
★ インド	732	9	741	878	27	905	1,164	42	1,206	0.2	133.3
★ タイ	5,026	45	5,071	4,743	55	4,798	6,672	26	6,698	1.1	139.6
インドネシア	1,936	17	1,953	2,747	11	2,758	2,415	28	2,443	0.4	88.6
その他アジア	8,758	403	9,161	10,505	494	10,999	12,330	479	12,809	2.0	116.5
オーストラリア	3,028	302	3,330	3,146	311	3,457	2,582	389	2,971	0.5	85.9
その他オセアニア	1,100	175	1,275	1,187	206	1,393	1,056	235	1,291	0.2	92.7
アフリカ	516	33	549	555	39	594	702	76	778	0.1	131.0
無国籍	11	1	12	18	0	18	20	1	21	0.0	116.7
合計	311,331	142,542	453,873	320,060	177,996	498,056	386,514	239,376	625,890	100.0	125.7
対前年比	124.2	124.5	124.3	102.8	124.9	109.7	120.8	134.5	125.7	-	-

出所:出入国管理年報

経済の安定成長が続き、中産階級が増え、海外旅行ブームが広まりつつあるタイからの来訪者が増えてきている事は、集客交流振興政策の視点から見ると、新規市場の開拓という点で注目すべき動きである。これは、2000年にバンコク都と福岡県が友好提携を結んだことの成果の一部と考える。この提携をきっかけとし、バンコク都知事は、福岡をより理解し、魅力を評価し、「福岡に学べ」という方針を打ち出した。以来、毎年大勢の行政職員が福岡に派遣され研修を行っている。また、そのこともあってか、従来からあったタイ国際航空に加え、バンコクエアーが福岡への直行便を飛ばし始めた。都市同士がお互いの価値を認めることによって、具体的な人やキャリアの流れを強くしていった例である。バンコクのような有力かつ成熟した都市政策を志向する都市と戦略的に提携することの効用を実感させるような都市連携政策の好例であると考えられる。

このように、都市間連携、自治体間交流は、相手を知り選んで戦略的に交流していけば、具体的な目に見える成果を得られる可能性を持っている。世界とアジア、日本とを結ぶ東南アジアの有力都市の政策をより深く理解することによって、福岡市は、これまでの優位性を保ちつつ、新たな都市の持続的な発展につなげていけるのではないかと。

ところで、バンコク都と福岡県との友好提携をきっかけに福岡空港及び福岡市へのタイからの来訪者が増加したということを仮説的にでも言えるのであれば、2007年に福岡県がハノイ市と新たな提携関係を結んだことは、今後、福岡市にとってもハノイ市と緊密かつ戦略的な関係を構築できる可能性が大きく広がったことを意味する。このように、刻々と変化する外部環境の変化、特に好転の兆しを機敏に捉え、柔軟かつ敏速に対応していく事が、絶えず変化し続ける東南アジアに対する際には、必要不可欠な態度と言える。

2. 研究の目的

本研究は、地方分権が進みグローバル化とリージョナル化が進行していく世界において、福岡市のアジア都市との協力・連携はいかにあるべきか、という命題に基づき、東南アジアの都市に対象を絞った上で、そのあり方を探っていくための有用な資料等を収集し、それを基に、今後の福岡市の東南アジアとの都市連携政策の方向性検討のための提案・示唆を試みたものである。

そのために、先に整理した次の4つの背景を踏まえ、

<背景のまとめ>

- 1) 東南アジアが有する潜在的価値…多様性を持つチャネル、仲介能力、中継機能
- 2) 東南アジアの都市の動きと日本の都市…未熟な戦略的連携、新たな連携の好機
- 3) 東南アジア都市との連携における障壁と課題…相手を知ることの必要性
- 4) 福岡市にとっての東南アジア、都市連携の意味と可能性…福岡市の優位性、発展可能性

東南アジアが有する価値を有効活用していくために、東南アジアの有力都市の行政システム、都市政策、提携を視野に入れた国際政策の現状及び今後の方針を把握し、それを福岡市の今後の国際・アジア政策の展開に活かしていくための資料とする事を、本研究の主要目的とし、そのために、具体的には、次の3つの目的をもった調査を行った。

<調査の目的>

- 1) 東南アジアの地方行政システムを調べ、都市政策の範囲や、都市の権限などを把握する。
- 2) 東南アジアとの都市連携を進めていくために必要な、カウンターパートとなる自治体政府の行政組織、国際政策の担当部署のライン、国際政策（国際関係政策）の方針・計画・実施スキーム等を把握する。
- 3) 福岡市や日本の都市との連携シーズ・ニーズ、望ましい連携のあり方を把握する。

3. 研究の構成と調査方法

1) 研究の構成

本研究は、以下の調査及び総括から構成されている。

Ⅱ－Ⅵ章： 国別地方・自治体行政の概況、主要都市における国際政策（国際関係施策）調査
Ⅶ 章： 総括（福岡市のへの提案・示唆）

2) 調査研究の対象と方法

東南アジアの5か国を調査対象とし、各国の首都政府、及び地方・自治体行政の概況を参考に、国際政策に積極的、あるいは福岡市や日本の都市との連携に熱心なセカンドシティクラス（人口規模）の自治体政府を1、2都市抽出した上で、対象事例とし、関係文献を収集、またヒアリング調査を実施した（一部除く）。

なお、地方・自治体行政の概況調査においては、（財）自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」（2004 年）及びその後、同協会より発行された改訂版を基本文献としつつ、その他の資料・データを加味した上で分析・整理を行った。

また、事例調査で用いた文献、及びヒアリング対象者については、事例ごとに情報リソースとして整理し掲載している。

<対象国と都市（自治体政府）>

- ・インドネシア…ジャカルタ首都特別州、スラバヤ市、ジョグジャカルタ特別州
- ・タイ…バンコク都、チェンマイ市
- ・マレーシア…クアラ・ Lumpur 首都特別市、イポー市
- ・ベトナム…ハノイ市、ホーチミン市
- ・フィリピン…メトロマニラ・マニラ市、セブ市

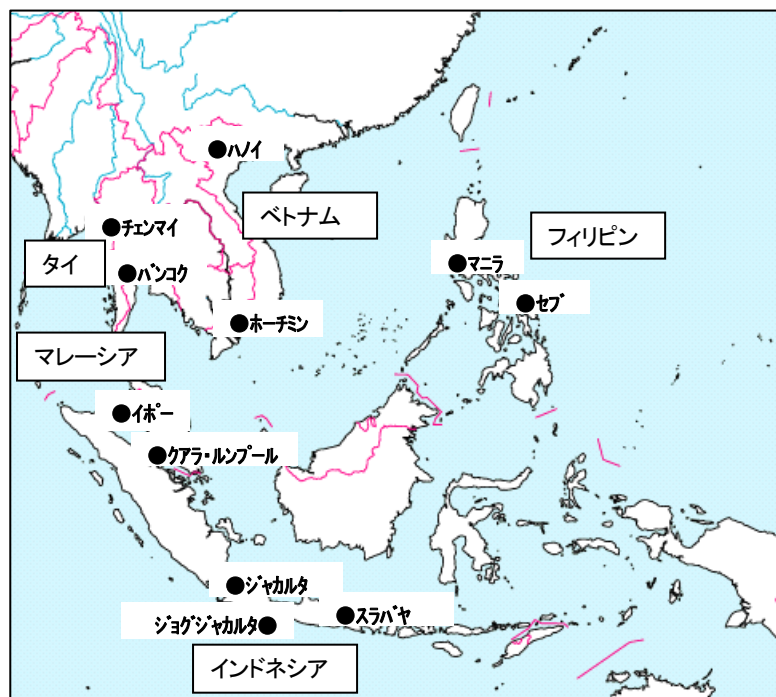


図 I-4 対象国と都市(自治体政府)

3) 研究期間

2007 年 4 月～2008 年 3 月

4) 研究担当者

研究主担当（実査・執筆等） 山下永子（財）福岡アジア都市研究所 研究主査
研究副担当（実査・翻訳等） 山本公平（財）福岡アジア都市研究所 交流推進係長
（アジア太平洋都市サミット事務局）

注

- (注1) 例えば、企業活動に関しては、「ASEAN マーケティング 成功企業の地域戦略とグローバル価値創造（原著名：Think ASEAN!）：Rethinking Marketing toward ASEAN Community 2015）」（コトラー・カルタジャヤ・デンファン, 2007）が参考になる。
- (注2) 「現代日本の東南アジア政策（1950-2005）」（波多野・佐藤, 2007）は、日本と東南アジアの半世紀にわたる政治関係を整理したうえで、今日における東南アジア政策の重要性を説いている。
- (注3) 九州経済産業局は、「中国への投資の一極集中のリスクを回避するため、あるいは中国との棲み分けを行うための ASEAN 投資の活発化」が見られることを調査報告している（九州経済産業局, 2004）。
- (注4) アジア環境協力ネットワークとは、1997 年に北九州市で開催された「アジア環境協力都市会議」において、都市間ネットワークを提案し、加盟都市間での環境協力事業を進めるために、北九州市と東南アジア 4 か国 6 都市が共同で設立した（現在バンコクが参加）都市間ネットワークである。北九州市環境国際協力室へのヒアリングによれば、北九州市は、アジア環境協力ネットワークの構想段階に（財）国際東アジア研究センターに依頼しパートナー都市選択のための調査を行った。都市間協力を北九州市の持続可能なまちづくりに活かしていくために「プロジェクト遂行可能性、北九州市から提供する環境協力を喜んで受け入れてくれる都市規模、将来ビジネス市場として発展の見込み」そういった視点から、戦略的にパートナーを選択した結果、スラバヤ市のように、長期のプロジェクトを組めるような関係を構築できたと言う。
- (注5) アジア大都市ネットワーク 21（ANMC21）は、「21 世紀においてアジアが更に発展し、国際社会でより重要な役割を担うためには、アジアの頭脳部分であり心臓部分である大都市が先導役となって連携し、一層緊密な関係を形成して協力することが必要であるとの考えのもと、大都市に共通する課題に共同で取り組むネットワーク」として、東京都の提唱によって 2001 年に設立したネットワークである。2008 年 3 月現在、アジア地域の主要首都 11 都市が参加している。
- (注6) バンコク都庁国際部へのヒアリングによる。
- (注7) アジア太平洋地域の諸都市の首長が一堂に会し、これまで都市行政を進めてきた立場からお互いの経験を交えて率直な意見交換等を行うことにより、都市問題の解決に向けた相互協力、さらには、都市の一層の発展に向けたネットワークの構築を推進する目的で、1994 年から隔年で市長会議を会員都市間で持ち回り開催している。なお、第 8 回市長会議は 2008 年 9 月に大連市にて開催予定である。現会員都市数は 13 か国 26 都市となっている。2006 年 8 月に開催された第 7 回アジア太平洋都市サミットにおいて、福岡市（事務局）は「今後のアジア太平洋都市サミットの運営」と題する活性化を目的とした活動方針の提案を行った。提案内容は、以下 4 つの重点分野からなる。①協働・共同プロジェクトの推進、②関連事業の同時開催、③参加都市の拡大④アジア太平洋地域の都市問題の調査研究・情報提供。なお、2006 年 4 月、福岡市は事務局機能の強化を目的として、事務局を、同市国際課から財団法人福岡アジア都市研究所に移設した。

参考文献

- ・ 九州経済産業局（2004）：「平成 15 年度アジア産業基盤強化等事業（九州地域の産業・企業と ASEAN（タイ・シンガポール・マレーシア、フィリピン）との貿易・投資円滑化調査）」九州経済産業局, P1.
- ・ 波多野澄雄・佐藤晋（2007）：「現代日本の東南アジア政策（1950-2005）」アジア太平洋研究選書 7, 早稲田大学出版部, 309P.
- ・ フィリップ・コトラー, ヘルマワン・カルタジャヤ, ホイ・デンフアン, 洞口治夫（監訳）・山田郁夫（訳）（2007）：「ASEAN マーケティング 成功企業の地域戦略とグローバル価値創造」マグローヒル・エデュケーション, 319P.
- ・ 山下永子（2008）：「地方の国際政策-連携・ネットワーク戦略の展開」成文堂, 208P.

Ⅱ. インドネシアの地方行政と主要都市の国際政策

1. 地方・自治体行政の概況

国名：インドネシア共和国	
国家政体	・共和制・大統領制
根拠法	・1999年新地方自治法
地方行政の仕組みと動向	・1999年地方自治法以降、分権化が進み、中央政府の役割が、外交、国防治安、司法、金融・財政、宗教及びその他の分野に限定され、残りの分野がすべて自治体の管轄となった。同時に、州の「中央政府出先」としての機能が縮小し、「自治体」としての州の権限及び財源も県・市に大きく移譲した（オートノミー：autonomyの付与）。 ・2005年より自治体首長の直接選挙が一部地域より開始された。
地方行政体	・州、県・市、郡、町、村という単位が設けられているが、これらのうち、自治体とされるものは州及び県・市であり、郡は県・市の下部出先機関である。
地方行政を所管する中央政府と業務	【内務省】 ・自治体の行う施策のサポートと自治体間の利害の連絡調整を行う。
広域地方行政【州】	【州の機能】 ・州は、州内における自治体行政を担うとともに中央政府代理機能を持つ。 ・県・市間の調整や県・市から委任された業務を担うとともに、中央政府と県・市間に立って一方の意向を他方に伝える役割を負う。
	【州知事】 ・直接選挙による。
	【州の担当事務】 (1) 県や市の境界事項に関する行政権限 ① 公共事業、運輸・通信、森林、プランテーションに関するもの等 (2) 特定の行政分野での権限 ① マクロ・レベルの地域開発計画及びコントロール ② 特定分野の研修、有望な人材の配置、州域に及ぶ調査 ③ 域内港運営 ④ 環境規則 ⑤ 貿易及び文化・観光振興 ⑥ 伝染病、害虫対策 ⑦ 州の空間設計 (3) 県や市が遂行できない、あるいはまだ遂行していない権限
基礎地方行政【県・市】	【県・市の機能】 ・県・市は、県・市内における自治体行政を担う。県は農村部、市は都市部の自治体名であり、権限業務に違いはない。 ・中央政府が所管する外交、国防治安、司法、金融・財政、宗教及びその他の分野を除く多くの業務を行う。
	【県知事・市長】 ・直接選挙によるが、ジャカルタ首都特別州下の市の首長のみ州知事の指名による。

	【県・市の担当事務】 ①公共事業②保健③教育・文化④農業⑤運輸・通信⑥通商・産業⑦投資⑧環境⑨土地⑩協同組合⑪労働 ・市については必要に応じて消防、清掃、公園、都市計画などもその業務とされる。 ・行財政能力に応じて、県や市はその権限・事務を州に委ねることができる。
基礎自治体の下部機関(郡・町)	【郡・町】 ・郡は県・市の下部出先機関としての性格を有し、村及び町はそれぞれ県内及び市内の住民による自治会ないし隣組的要素を持つ。ただし、町は住民票発行など、市行政の一部代行機能を果たしている。
国際都市交流に積極的な都市・日本の都市(市)と姉妹友好関係締結の自治体政府等	【自治体との姉妹・友好関係】 ・ジャカルタ首都特別州：東京都他 ・ジョグジャカルタ特別州：京都府他 ・スラバヤ市：高知市・釜山広域市・シアトル市・アモイ市他 ・バンドン市：ブラウンシュヴェイク(独) フォートワース(米)、水原市(韓)他 ・メダン市：姉妹都市：市川市他

2. 地方・都市自治体の事例研究

1) ジャカルタ首都特別州

(1) ジャカルタ首都特別州の概要

- ①首都
- ②人口：904 万人（2005 年）
- ③面積：661.52 km²
- ④主要産業：港湾と商業の都市。工業は繊維工業・造船業などが行われているものの小規模である。日本企業が多数進出している。

(2) ジャカルタ首都特別州国際政策の概要（ヒアリング・文献調査）

①都市政策の概要

ジャカルタ首都特別州の下には、第2の行政体として、5市と1県がある。ジャカルタ特別首都州は、他の州と異なり、州レベルに重心をおいた政策を模索しており、中間代理調整業務というよりもトップダウン・リーダー型行政を行っている。政策としては、交通や環境問題の解決に力を入れており、中央政府とともに、首都としての顔づくりを行っている。

②地方自治制度下のジャカルタ首都特別州の国際関係政策

国際関係政策は都市間協力局の国際協力課が担当している（図Ⅱ-1）。協力局には50名程度の職員がいる。協力局は「技術・経済サービス」「海外都市協力」「国際組織・国際イベント」「国内都市協力」の4部門に分かれている。海外都市協力部では、通常知事に対する海外情報の提供や、知事に対する各種招待・招聘の橋渡しなどを行っている。

知事及び職員が海外の都市を訪問するにあたっての障害は、1に費用、2に人材、3に官僚制である。インドネシアは、知事、市町、職員が海外渡航する場合には、中央政府の許可が必要である。手続きが煩雑なあまり、結局行けなかったということもたまにあったと言う。

海外の会議への参加には、政治的な判断が必要である。担当課が市長への招待状を受け取ったら上司にあげ。副市長・市長に伝えるが、職員招聘の場合は、政治事務局長の段階で資料を検討し、誰を派遣するのが良いのか判断する。

③国際協力政策の考え方

アジアの大都市が抱える問題は共通している。住宅問題、都市交通、人口集中、貧困者の教育などは大きな課題である。ジャカルタ州においては、特に洪水対策、ゴミ処理、都市交通の整備、鳥インフルエンザ対策が緊急課題であり、この分野での海外からの協力や援助を期待している。

国際会議や都市会議への職員派遣に関しては、その成果の蓄積と活用に疑問を抱いているようだ。役所の部局長には定期的移動があり、その人材が貴重な情報を得てきても、それを部署内に浸透させ活用する前に移動になる事が多い。共同プロジェクトにしても2年間で実施するとしても、その対応が可能でない場合があるからだ。したがって都市間で何かをやるのであれば、大学などの専門家とともに時間をかけて深く検討できる、テーマに絞り込んだ共同研究のほうが、成果を残しやすいと考えている。また、市長や行政職員だけが参加する都市会議は魅力にかけるので、実務者や民間企業が参加できるプログラムの展開が望ましいという考えを持っている

④国際協力政策の評価・課題等

共同プロジェクトは、専門の担当部署が実施するが、言葉の問題があるので、協力局が中にたって連絡調整を行うが、プロジェクトをアクティブに進めるためには、協力局だけがアクティブであってはならないと考えている。担当部署において、活動について常にアクティブに上に報告し、問題があれば関係部局に連絡をとって会議を招集し、インフォメーションの重要性を共有するような、集中して責任を持つ実務者配置の必要性を感じている。

⑤姉妹都市・都市ネットワーク・国際機関との連携状況・課題

ジャカルタ州は現在15都市と姉妹友好関係を締結している。また国際都市ネットワークにも多数参加しているが、活発に活動していないところも多いと言う(表Ⅱ-1)。また国際連合(UN)など国際組織とも数多く連携協力している。

東京都が主催するANMC21(アジア大都市ネットワーク21)を、有効に活用できる活発なネットワークとして評価している。西洋に影響されず、アジアの都市として必要なものを出し合い、共同で取組んでいくという主旨にも共鳴している。そういった活動のリーディングシティとして東京はふさわしい都市であり、東京都にはインドネシア中央政府も協力を期待している。大統領と閣僚が、ジャカルタの地下鉄計画に対しての融資を東京知事に頼みに行き、協力に対する合意を取り付けたという実績もあり、ネットワークで形成したパイプを生かした具体的な成果もあげている。

ANMC21の首長会議では、首都問題の解決についてトップ同士が色んな発展段階にある都市間で情報交換が可能であり、また、18のテーマから自市の問題意識に応じたプロジェクトを選択して参加できるので、実務者の対応を検討しやすい。さらにプロジェクトにはアジェンダが設定されており、実行状況が確認できる上、共同プロジェクト会議は持ち回りで様々な都市で開催されるため、自ずと都市の参加意識は強くなると考えている。

ジャカルタは、2004年にANMC21の実務者会議のホストを務めたが、その際には、経験がないということもあって東京からのサポートを受けた。なお、ANMC21の18のプロジェクトの中でアクティブなものは伝染病関係の分野と言う。

アジア地域における国際ネットワーク政策において、1つの中国問題は神経質な問題と捉えている。ANMC21には、台北市と北京市が参加していたが、台北市が書面で次回開催を立候補したところ、北京市もすぐに手を上げたことで、開催地をめぐるトラブルが起こった。結局、台北市での開催が決定したので、北京市は脱退してしまった。そのため、中国に配慮したインドネシア政府は、台北市での会議参加をジャカルタ州知事に認めなかった。インドネシアでは、知事や市長の海外訪問には中央政府の許可が必要なのである。

表Ⅱ-1 参加している都市ネットワーク

United Cities and Local Governments—Asia-Pacific (UCLG-ASPAC)
The Asian Network of Major Cities 21 (ANMC21) *アジア大都市ネットワーク 21(東京都)
Organization of Islamic Capital Cities (OICC)
Asian-Pacific City Summit(APCS) *アジア太平洋都市サミット(福岡市)
World Association of The Major Metropolis (Metropolis)
Dunia Melayu Dunia Islam (DMDI)
Tourism Promotion organization For Asian Pacific Cities (TPO)
The Asean City Councils Organization (ACCO)
Summit Conference of Major Cities of the World

出所: ジャカルタ首都特別州「HIMPUNAN NASKAH ORGANISASI INTERNATIONAL」2006 年, (原文インドネシア語・英語)

* は、日本の都市・地域が主催・事務局を持つもの。

⑥日本の都市との連携状況・課題

日本の都市が主催する会議は沢山ある。しかしテーマの重複が多いので、個々の会議間で意見を出し合ってテーマの検討をしてほしいとの要望を持っており、日本の都市との連携に関しては、ジャカルタ州には資金がないので、援助を受ける協力だとありがたいと考えている。

福岡市との連携に関しては、遅れた分野に対する援助であれば大歓迎であるが、プロジェクト推進にあたっては、実務家や大学との協力関係が必要と考えている。

ジャカルタ州には以前研究開発部があったが、現在は廃止されてしまっていない。調査研究を共同で行うとすれば、アソシエーションを持つ都市計画局が担当することになる。

⑦アジア太平洋都市サミットについて

アジア太平洋都市サミットに関しての専門部局はない。またサミットを通じた成果を反映し研究や開発に結び付けられるような部署はない。

アジア太平洋都市サミットに参加する場合、時期的としては1月から4月までの期間は経費が使えないので、5月～12月の開催が好ましい。通年、6月～12月に数多くの会議への招待状が様々な都市から届くが、ジャカルタ州の経済状況は厳しいので、交通費を主催者が負担してくれるとどちらにでも行くことができる。国際会議の開催は知事の意向でもあるので、経験を積む機会としても、将来的にアジア太平洋都市サミットを主催する可能性はあると言う。

(3) ジャカルタ首都特別州に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ Badan Pusat Statistik Propinsi DKI 「Jakarta Jakarta Dalam Angka2006」 ジャカルタ首都特別州, 2006 年, 558P (原文インドネシア語・英語)
- ・ PEMERINTAH PROVINSI DAERAH KHUSUS IBUKOTA JAKARTA ,BIRO KERJASAMAANTAR KOTA DAN DAERAH 「HIMPUNAN NASKAH ORGANISASI INTERNATIONAL」 ジャカルタ首都特別州, 2006 年, 110P (原文インドネシア語・英語)

②ヒアリング対象者 (敬称略)

- ・ Aisa Tobing: Director of Bureau of Inter-Municipal Cooperation
- ・ Tohusochi Laowo: Head of Division for International organization and Events
- ・ Purba Berlian Hutapea: Head of Foreign Municipal Cooperation Division
- ・ Barani.Manalu: Head of Division for International organization and Events
- ・ Novarisca: Staff of Division for International organization and Events

2) スラバヤ市

(1) スラバヤ市の概要

- ①東ジャワ州の州都、インドネシア共和国第2の都市
- ②人口：272 万人（2000 年）
- ③面積：326 km²
- ④主要産業：商業・工業・貿易であり、スラバヤ市には日系企業も数多く進出している。工業地区は、29.6km²と市総面積の約8.5%を占め、市内南部に位置する SIER（Surabaya Industrial Estate at Rungkut:Rungkut はスラバヤ市内の地名）というインドネシア最大の重工業団地は、2000 年の市のマスタープランで工業団地として規定され、市、州、中央政府の3者の共同で管理・運営されている。
- ⑤インドネシア第2の港がある。タンジュン・ペラ港は、国際貿易港として知られ、外国船、国内船の入出港比率はほぼ1：1と、スラバヤ市及びその周辺の都市の商工業の玄関口となっている。

(2) スラバヤ市国際政策の概要（ヒアリング・文献調査）

①マスタープランに見る都市ビジョン

●スラバヤ市開発ビジョン 2006-2010

【スラバヤ：スマート&ケア】

これは、しっかりと組み立てられたマニフェストと民主主義への強い関心や、健康で人間的な環境構築での高い評価に基づいて、世界規模のあらゆる機会と要求に対応できる商業・サービスセンターとしてのスラバヤ市の実現を目指すものである。

●スラバヤ市開発ミッション 2006-2010

スラバヤ市におけるあらゆる開発管理のための最終目標となるビジョンを達成するため、今後5年間にわたって、全ての開発者、行政、地域社会に課せられるあらゆる行動の指標となるミッションは以下の通りである。

【1】 統合され、有能で、効率的、専門的な官僚機構によって支えられる民主政治、公正、透明性、説明責任の実現。

<本ミッションを実現するための目標>

- ・建設的構造と比例する責任を通じた地域社会の信頼実現
- ・一流のサービスときれいな官僚機構、権力の実現
- ・快適さの実現、都市住民（利害関係者）の秩序と服従
- ・地域経済的自立の認識

【2】 地域規模、国際的、またインフラストラクチャー、交通システム、適切な情報技術システムを後押しする統合された配置システムにおける総合体としてのスラバヤ都市圏でのモノとサービスの貿易の流れの加速。

<本ミッションを実現するための目標>

- ・スラバヤ（スラバヤ都市圏）の一体的な空間配置と都心部開発の実現
- ・モノとサービスの移動性を支えるインフラストラクチャーと交通機関の向上
- ・国際指向型の情報技術システム開発の実現

【3】 共同開発、マイクロトレード、中小企業の促進、伝導性のある貿易環境によって支えられた小規模、中規模、大規模経営者の整合性の創出。

<本ミッションを実現するための目標>

- ・協同組合、マイクロトレード、中小企業と投資の増大
- ・就業機会と労働保護の拡大
- ・食糧耐久性と地域社会の収入の増大

- 【4】 基金の必要条件、準備、生気のない人間の良い管理方法とその他の非公式な取り組みを促進することによる地域社会の福祉、特に貧しい住民に対する福祉の向上。

＜本ミッションを実現するための目標＞

- ・ 貧しい家庭生活の質の向上
- ・ 社会福祉サービスの向上
- ・ 現代的な方法による構造化と合理的で非公式の通商部門の管理の実現

- 【5】 緑が多く、心地よい、健全な都市環境整備の実現。

＜本ミッションを実現するための目標＞

- ・ 住民のための清潔な都市の生態系、健全で緑が多く心地よく持続的な都市の実現

- 【6】 国民の認識を保った教育の質の向上。住民の国際的な性質の向上。現代の課題に立ち向かう覚悟ができていく青年を備える。

＜本ミッションを実現するための目標＞

- ・ 科学技術の発展に従った教育の質の向上
- ・ 市民向けの教育の分配と教育の拡大の実現
- ・ 青年の技能の質とスポーツの評判の向上

- 【7】 市民向けの公共医療サービスの質の向上と市民の健全な環境と健康的な行いに関する理解を深める。

＜本ミッションを実現するための目標＞

- ・ 地域社会の健康水準の向上
- ・ 地域社会による公共医療サービスを利用しやすくする
- ・ 健全な環境と健康的な行いの発展

- 【8】 地域文化資源、宗教活動の発掘と向上、調和のとれた社会生活の発展、寛容で立派な態度をもつこと。

＜本ミッションを実現するための目標＞

- ・ 観光産業を支える地域文化保護の実現
- ・ 地域社会内のグループの調和および宗教団体間の調和の実現
- ・ 生活の質と女性と子どもの保護の実現

②スラバヤ市の都市政策の概要

東ジャワ市の州都であるが、州の一都市というよりも、インドネシア最大の都市政府（ジャカルタ首都特別州を除く）として、州の下部行政としてではなく、どちらかというと中央政府との深い連携によって、独自の都市政策を展開している。

スラバヤ市は現在、都市計画に力を入れている。「Surabaya Vision Plan 2005-2025」はスラバヤ市中長期開発プラン及び空間利用計画の遂行を支援し、スラバヤ市の開発において最大限の受益をコミュニティにもたらすことを期待して策定された将来構想である。本計画はステークホルダーの意見を取り入れながら、米国のエージェンシーのアドバイスを得ながら策定した。

スラバヤ市は、長いこと商売と工業の街と言われてきたが、10年前に、新たな都市戦略として、この2つの路線を維持しつつ、より商売とサービスに特化した都市づくりを行う方針を打ち出した。そのため、以後ステークホルダーと一緒にまちづくりを行なうようになった。このマスタープランには、その方針、パイロット事業の進め方が明示されている。

パイロット事業の進め方にも明示されているが、スラバヤ市にとって、都市計画の遂行には、国際ナショナル・ドナーの協力が不可欠な存在である。そういった意味で、スラバヤ市の国際政策は、ドナーとの交流、具体的な協力関係の構築といった、国際協力政策が中心となっている。



図 II-2 パイロット事業の進め方

出所: スラバヤ市「Surabaya Vision Plan 2005-2025」(原文インドネシア語・英語)

日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

③地方自治制度下のスラバヤ市国際関係政策

インドネシア自治体政府の国際政策は、1999年の新地方自治法制定（2002年施行）によって大きく変わった。自治体政府に軍事、経済、商業、国際協力の各分野において、多くのオートノミー（autonomy）が与えられ、国際協力分野においては、州や市レベルに海外のカウンターパートとの協力活動に自律性・権限が委譲された。

2000年以降は、特徴を持った市が特徴を持ったテーマで外国と、積極的に協力を進めることが可能となった。

しかし、市長や市の職員が外国に行くことに関しては、法律に規定された制限がある。これは、海外に行く場合、訪問国に対する責任は国家が持つべきだという考えに基づくものである。例えば、表敬訪問の場合、1回5名7日以内という制限が設けてある。市長が海外に行くのには正当な理由が必要であり、行くからには学んでくるべきものがあるという考えに基づき、訪問に至る前には調査や研究が実施される。訪問の意義を確認できる書類が必要ということである。ただし、実際には柔軟に運用されている部分も多い。

スラバヤ市は、この法改正を契機として、それまでの国際協力のあり方を見直し、新たな戦略的国際協力政策を展開し始めた。だが、スラバヤ市をはじめとするインドネシアの自治体は、姉妹都市などのパートナーの協力関係に、その国の支援や後ろ盾を求める傾向が強い。

インドネシアの自治体政府はオートノミーが付与され、国際協力活動を主体的に行うことが可能になったが、国際協力の基本は国と国との協力であるという認識を持っており、中央政府のフルパワーを得られる地域特性のある協力プロジェクトを進めたいと考えている。あくまでも、自由に活動できるのは、中央政府からMoU（覚書：Memorandum of Understanding）の承認を得た協力と言える。

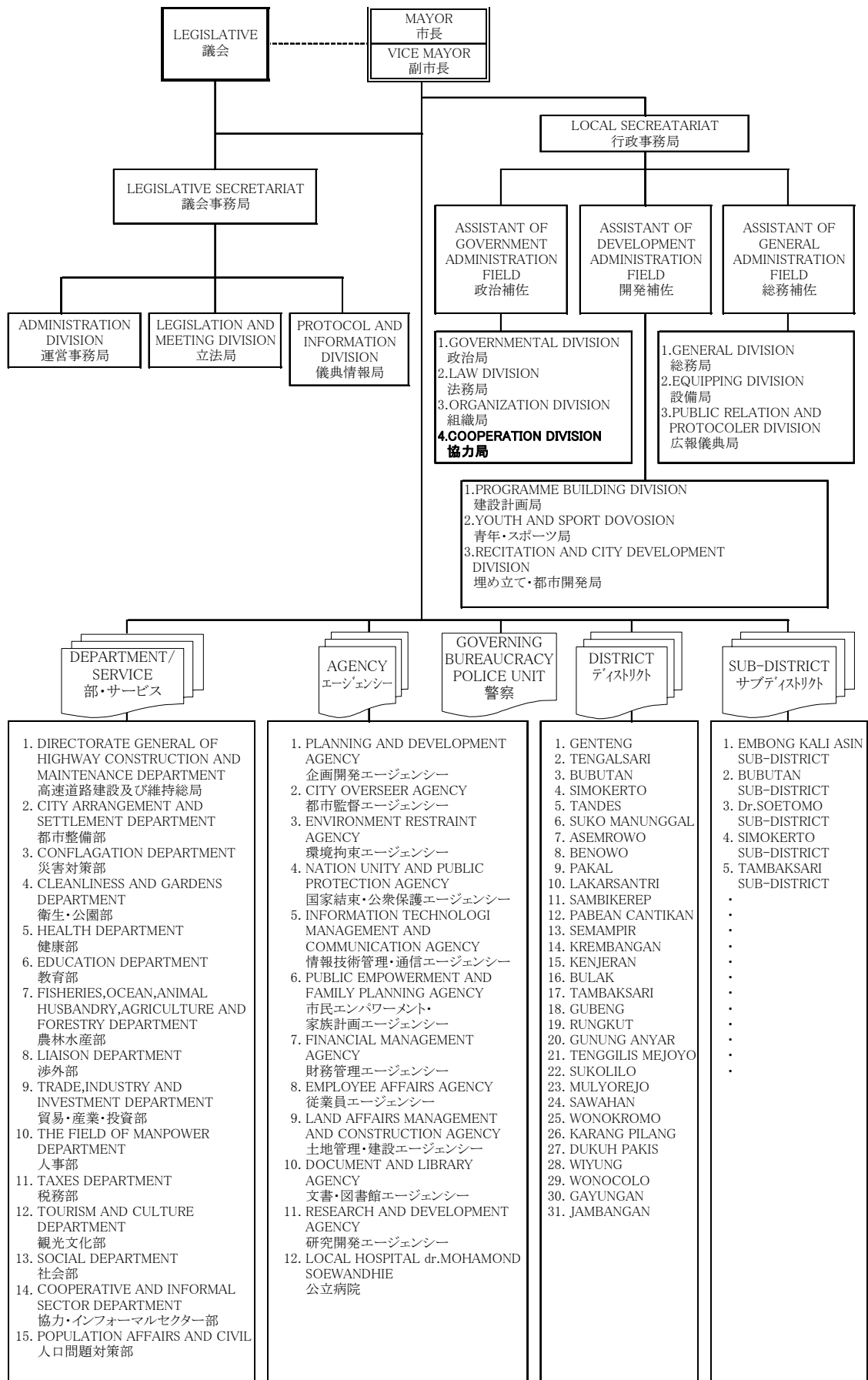
④スラバヤ市の国際協力政策の概要

国際関係政策の中心は、国際協力政策（協力を得る政策）である。国際協力政策は、市の中期（15年以内）計画（RPGM計画）に基づいて進められている。

スラバヤ市において、国際協力政策を担当する部署は協力局（図Ⅱ-1）である。協力局は2課に分かれており、国際協力課と国内協力課からなる。2006年以前は、協力局はより細かい部に分かれ、業務の決定に時間がかかるなどの弊害が多かったが、現在の二部体制となつてからは、業務が効率的に進められるようになった。なお、協力局には20名のスタッフがいます。

国際協力には2種類の型がある。1つは姉妹都市提携による国際協力、もう1つはテーマ限定の国際協力・交流である。

協力局はUCLG-ASPAC（都市・自治体連合-アジア太平洋支部：United Cities and Local Governments-Asia-Pacific）やCITYNET（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）にも積極的に参加し、情報の収集や研修機会の利用などを行っている。UCLG-ASPACに対しては、市長の会議という認識を持っており、市役所の問題について意見交換するネットワークと捉えている。一方、CITYNETは、市と市との協力の情報の宝庫であり、都市計画、交通、環境、水などの都市政策に必要な情報が沢山あり、大切な情報窓口と考えている。プログラムの種類も豊富であり、専門家の知識も詳しく、最もふさわしいプログラムを選ぶことが可能であり、また料金システムも色んな種類があり利用しやすいと評価している。一度、退会したことがあるが、復活して再び会員となったのはそのような理由からである。事務局のある横浜市にスラバヤ市から職員を1年間の研修に出したことがある。UCLG-ASPACにもプログラムがあるが、CITYNETと同じものが多いと言う。



図Ⅱ-2 スラバヤ市の行政組織図

出所:スラバヤ市(原文英語)。日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

⑤姉妹都市提携施策

2008年2月現在、シアトル市(1992年)、釜山市(1994年)、高知市(1997年)、広州市(2005年)、廈門市(2006年)、マルセイユ市(2006年)の6都市と姉妹提携を行っているが、現在、マレーシアのサンダカンとオーストラリアのパースとの提携を検討中である。

2000年以前は、姉妹都市間の国際協力は市役所職員たちだけで行われていた。だが、2000年以降は新法律に基づいて、国際協力の方針が大きく変化した。まずは協力活動の担い手であり、受益者でもあるステークホルダー(大学、企業、市民、立地工場、港湾、弁護士などの団体)に相談し、そのアドバイスのもと内容を吟味、決定し、ステークホルダーとともに活動を行っていくという方法に変わった。これは、姉妹都市提携の決定方法にも取り入れられた。

2000年以前は、どのような協力や活動を行うのか、事前に吟味することなく、提携調印を行っていたが、2000年以降は、まずは、お互いの都市の特徴についてお互いに研究し、協力が必要な分野と可能な分野を見つけ出す。次に、その分野のステークホルダーに声をかけ、お互いの都市での活動が可能であれば、議論を重ね、具体的なプログラムを検討する。こういうやり方で、中国の広州市(2005年)、廈門市(2006年)とは、漢方薬の研究開発で合意を取り交わした。以降、スラバヤ市にあるエルランカ大学の先生と話し合いながら、プロジェクトを進めていっている。

提携する都市との出会いには、海外の領事館からの照会、中央政府の紹介、市の独自ルートの3つのパターンがある。マルセイユ市の場合は、フランスのインドネシア領事館からの照会に応じ、協力内容の検討をした後、提携を決定した。この間、具体的なプロセスとして、スラバヤ市におけるステークホルダーとの内容検討、その検討内容を踏まえたLoI(同意書: Letter of Intent)ドラフトの作成、送付、双方都市のサイン、そしてLoIを基にした中央政府への許可申請と更なる内部検討を行ったうえで、MoUドラフトを作成するという手続きを行った。この過程を経なければ総務省と外務省へのフルパワーをリクエストできないように定められており、フルパワーの承認発行許可を得られた後、姉妹都市覚書MoUの提携が行われるという流れである(図II-3)。



写真Ⅱ-1 スラバヤ市長との面談

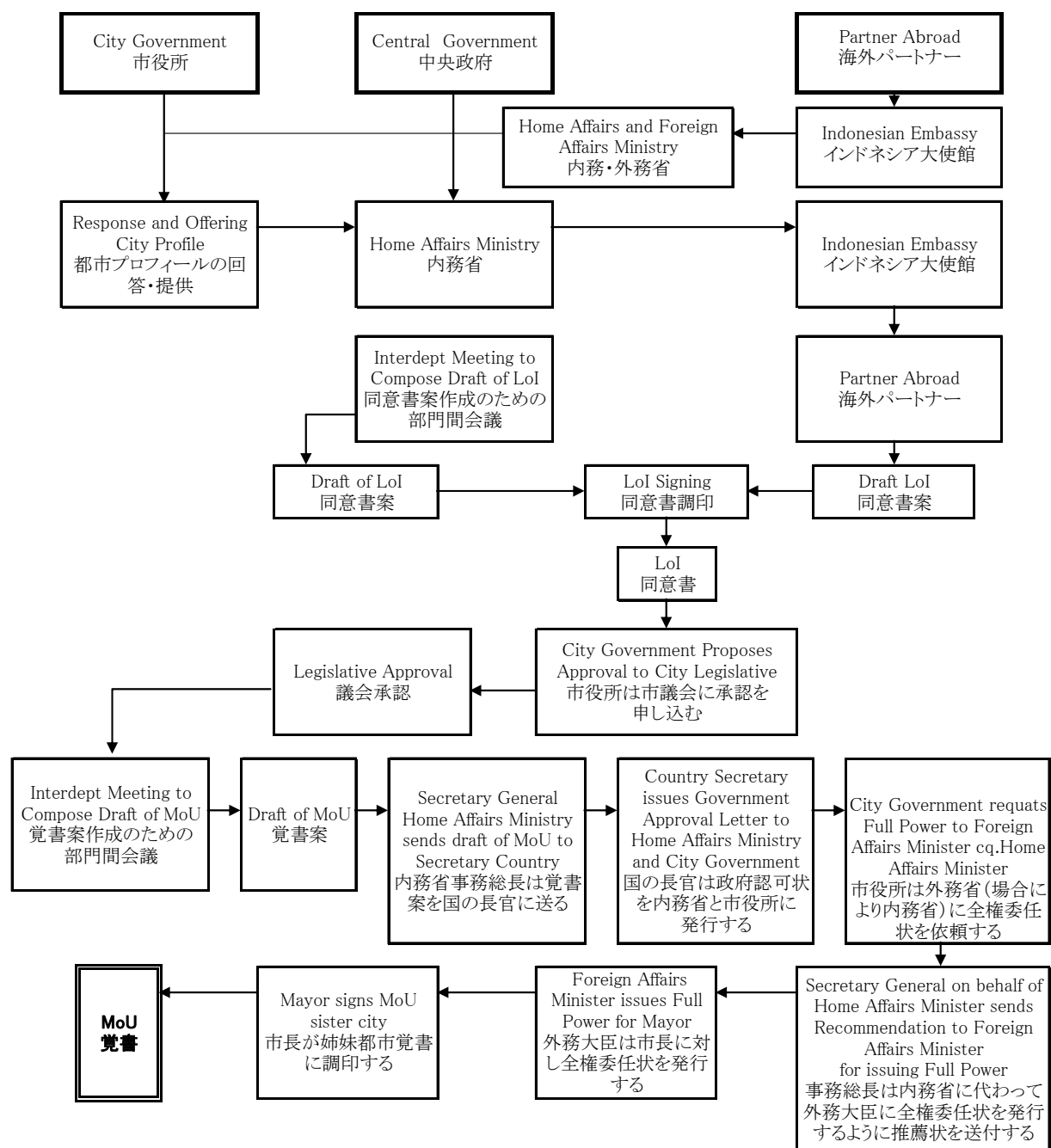


図 II-3 姉妹都市提携の進め方

出所:スラバヤ市(原文英語)。日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

⑥分野別協力施策

北九州市とは姉妹都市提携ではなく、環境分野に特化した協力を行っている。北九州市とスラバヤ市との関係は1997年に始まった。同年に北九州市が開催したアジア環境協力会議にスラバヤ市が出席したことをきっかけに、アジア環境協力ネットワークに参加した。その後、同ネットワークを通じた具体的な環境プロジェクトの実施により、大変深い関係の構築を行っている。北九州市との提携関係については、北九州市からの「日本では姉妹都市は流行らない」との理由により、姉妹都市提携を結んでいないが、環境にテーマを絞り、「センター・オブ・エクセレンス」という関係を結んではどうかという話もしている。

スラバヤ市は、姉妹都市関係以外、北九州市のようにビジネス、観光、教育、健康、等テーマを限定した都市間協力を行っている。その他、日本では神戸市のAUICK(神戸アジア都市情報

センター：Asian Urban Information Center of Kobe) の提携都市ネットワークに参加しており、現在健康プロジェクトを進めている。

このような複数の協力関係の中でも、北九州市との関係は姉妹都市提携並みに特別である。スラバヤ市が作成している「International Cooperation Profile」という国際協力概要の冊子に、姉妹都市以外で、唯一、情報やこれまでの協力関係について掲載紹介されていることが、そのことを物語っている。

⑦国際協力政策の評価・課題等

国際協力政策も、姉妹都市提携先の選択も、スラバヤ市の方針である商売とサービス力の向上を念頭に置いたものとなっている。しかし、ターゲットを絞った政策を展開しているが、まだ100%達成できていないのが現状である。

経験として、ステークホルダーと一緒にやったほうが良い、多くの人と相談する方が良い協力関係がつけられる、と考えている。尚、ステークホルダーと相談して進めるやり方は、パテントのやり方(国が定めた型どおりの方法)でもなく、ジャカルタのやり方とも異なると言う。

オートノミーが与えられたことによって、地元のNGOや学生との協力関係が深まった。以前は、エルランカ大学国際関係学部の現場学生研修は、ジャカルタの中央政府で行われていたが、2年前から、スラバヤ市役所で研修するようになった。おかげで、姉妹都市協力の改善方法などについて学生とともに議論できるようになったとのことである。

⑧日本の都市との連携状況・課題

日本政府とインドネシア政府の国際協力の手続きは異なる。日本に比べてインドネシアは手続きが難しいので、そのことを理解してほしいとの思いがある。また、スラバヤ市から日本に研修生を行かせることも多いが、コストの問題は大きいので、人を準備するだけの負担になればよいと考えている

⑨日本以外の都市との連携状況・課題

韓国、中国から、姉妹都市の申し入れが沢山きている。スラバヤ市は、協力のメリットやステークホルダーの参加が不可能な場合は、提携の検討ができない。だが、姉妹都市提携を優先しているわけではないので、テーマを絞った協力の形では検討することができるという。

⑩国際機関との連携状況・課題

技術提供、資金援助、借款を与えてくれる国際機関をインターナショナル・ドナーと呼び、ドナーとの協力を前提とした都市計画を策定している。市の歳入財源以外の貴重な財源、その窓口が協力局であり、財源がインターナショナル・ドナーである。

(3) スラバヤ市に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ 「International Cooperation Profile City Government of Surabaya」 City Government of Surabaya (原文英語)
- ・ 「Surabaya Vision Plan 2005-2025」 City Government of Surabaya (原文英語)
- ・ <http://www.surabaya.go.id/eng/vision.php>

②ヒアリング対象者 (敬称略)

- ・ Bambang DH : Mayor
- ・ Antiek Sugiharti : Head of Foreign Municipal Cooperation Division

3) ジョグジャカルタ特別州

(1) ジョグジャカルタ特別州の概要

- ①特別州
- ②人口 : 313 万人 (2000 年)
- ③面積 : 3,185.8 km²
- ④主要産業 : 観光と伝統工芸品 (バティックなど)

(2) ジョグジャカルタ特別州国際政策の概要 (ヒアリング・文献調査)

①ジョグジャカルタ特別州の州政策の概要

ジョグジャカルタは、独立までスルタン (回教王) が長く統治してきた古都であり、州知事には王が就任することが憲法にも規定されたインドネシア唯一の特別な州である。

スルタンは特別州の終身知事である。現知事は、1988 年に父の死去とともに王位と知事職を継承した。1998 年に政治体制が崩壊し、ジョグジャカルタ知事にも選挙制が導入されたが、憲法上スルタンが州知事を継ぐことになっているので、直接選挙は実質行われていないままである。スルタンが州知事を兼ねることは、民主政治、行政の近代化の遅れ、一族主義など、マイナス面もあるが、イスラム系組織による社会政治混乱の抑止力、スルタン家の社会奉仕活動やジャワ文化保護などプラス面は、治安維持、社会の安定という部分で評価されている。

しかし、文化や教育に力を入れるが、経済発展や産業育成にはあまり熱心とは言えない王族的保守的政策推進姿勢は、ジョグジャカルタ州が国内でも所得が低い地域、財政力のない自治体とみなされる現状に少なからず影響を与えているようである。

②地方自治制度下のジョグジャカルタ特別州の国際関係政策

グローバリゼーションが進む中で、ジョグジャカルタ州としても外国との連携は深めていきたいと考えている。州の市民の福祉向上には連携は必要である。

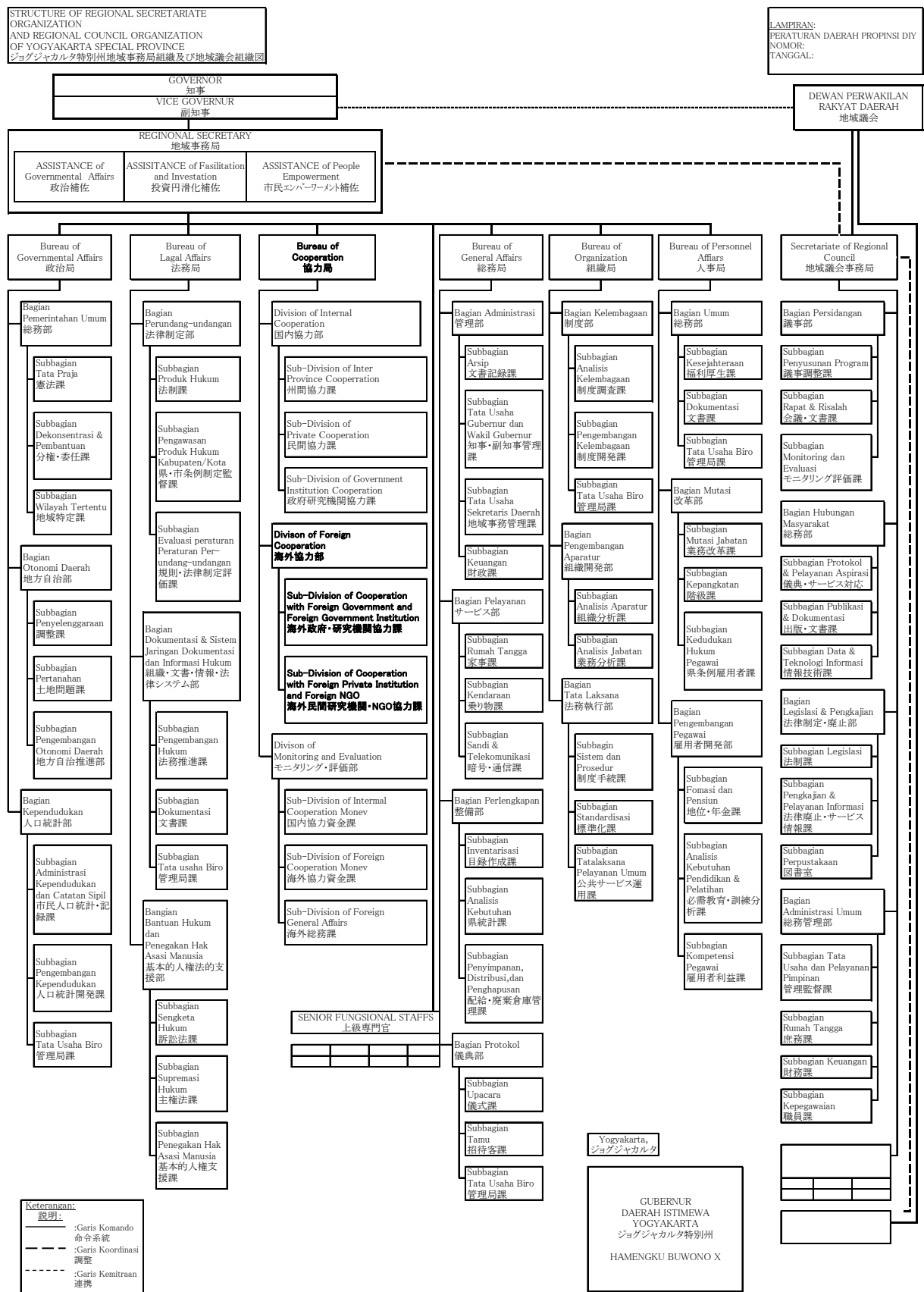
インドネシアの法律では、国際連携は、中央政府に連絡して、コミュニケーションしなければならない。オートノミーが認められても、中央政府からの許可が必要である。民間や NGO 同士の国際交流や協力には、原則、州の許可や中央政府の承認は必要ないが、個人間の交流であっても政府に報告することが望ましいとの考えが一般的である。政府の承認を得た NGO 間交流の契約には州への報告の義務しかないが、さらに州の許可や承認を求める NGO は多いと言う。国際法に照らすと、州や市、機関どうしの協力であっても、何か問題が生じたときには国の責任になる。したがって、契約には国の干渉や関与があるのは当然と考えている。

国際関係政策に対する州政は、受身である。これは知事の考え方によるし、GNP が低く財政基盤が十分ではない州の事情にもよる。したがって、海外の自治体から積極的な働きかけなしに、自発的に海外との連携を進める考えは持っていない。

ネットワークへの加入は特はない。UCLG-ASPAC のことは聞いたことがあるが、UCLG は都市自治体が対象であり、州は入れないと聞いたことがある。州としては、2 国 2 地域間の交流が主である。

③ジョグジャカルタ特別州の国際協力政策の概要

ジョグジャカルタ特別州において、国際協力政策を担当する部署は協力局 (図 II-4) である。協力局は 3 部に分かれており、海外協力部と国内協力部、モニタリング評価課から構成されている。海外協力部はさらに、海外政府・政府研究機関協力課と海外民間研究機関・NGO 協力課からなる。



図Ⅱ-4 ジョグジャカルタ特別州の行政組織図

出所:ジョグジャカルタ特別州(原文インドネシア語)。日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

④姉妹都市等との提携

提携の形は様々であるが、提携する海外の自治体や機関は次のとおりである。姉妹提携をしている自治体等団体は、京都府、慶尚北道(韓国)、カリフォルニア州(米国)、イスマリア(エジプト)、チロル州(オーストリア)、チェンマイ県(タイ)、カールスヘイ大学(ドイツ)、スルガミヤガワ(日本)^(注1)の8つである。

基本的には、歴史的な遺産を保有する地域との交流や連携を主軸として行っているが、チロル州との医療技術の提携、カールスヘイ大学との地震後洞窟復興プロジェクトの実施など、分野を定めた協力提携もある。

⑤姉妹都市との交流

京都府とは、1985年に姉妹都市提携を行った。きっかけは、個人的な県知事の友好関係からであるという。以来、文化と教育を中心とした交流を行ってきた。例えば、京都とジョグジャカルタの子どもたちの絵に対する理解を促進することを目的とした「子どもの絵の交換」、双方の「伝統舞踊の紹介」等がこれまで行った事業としてあげられる。また地震の被害を受けた直後には、文化財復興プログラムの協力を京都の専門家から受けた。

京都府には、地震で被害を受けた文化資産の復興に関する専門知識を学ぶため、職員の派遣を予定している。京都に対しては、これまで弟のような気持ちで「何かを学ぶ」姿勢を持っていたが、できれば、京都にもジャワの文化などを学んでもらい、双方にメリットのある関係をつくっていききたいとの考えを持っている。

韓国との関係においては、慶尚北道と忠清南道と協力関係を早くから築いていたが、2005年に2つのうち慶尚北道と姉妹提携を結んだ。これまで韓国語の学習や文化交流を目的とした2回の研修職員派遣、またセマウル運動^(注2)のプログラム実施などを行ってきた。慶尚北道とのMoUには、経済、教育、文化、芸術、農業、観光、伝統工芸産業の振興、分野の協力が明示されているので、今後、具体的なプロジェクトを進めていきたいとの考えを持っている。

(3) ジョグジャカルタ特別州に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ <http://www.pemda-diy.go.id/>

②ヒアリング対象者(敬称略)

- ・ Nur Syahrir Rahardjo Head of Bureau of Cooperation Division
- ・ Imam Pratanadi Staff of Division of Foreign Cooperation

注

(注1) スルガミヤガワはホテル経営などを行う民間企業だが、ジョグジャカルタ特別州提供の文書では、姉妹都市同様の扱いにて国際パートナーとして記載されている。そのため、ここでも割愛することなく記述している。

(注2) セマウルは、朝鮮語で「新しい村」の意。セマウル運動は、大韓民国の農村開発計画である。

参考文献

- ・ 佐藤百合編(2002):「民主化時代のインドネシア」IDE-JETRO 研究双書 No.525, 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所, 413P.
- ・ (財)自治体国際化協会(2004):「ASEAN 諸国の地方行政」(財)自治体国際化協会, 308P.
- ・ ジャイカ(2005):「インドネシア地方分権の現状」地方行政人材育成プロジェクト(1), 17P.
- ・ 松井和久編(2003):「インドネシアの地方分権」IDE-JETRO 研究双書 No.533, 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所, 284P.

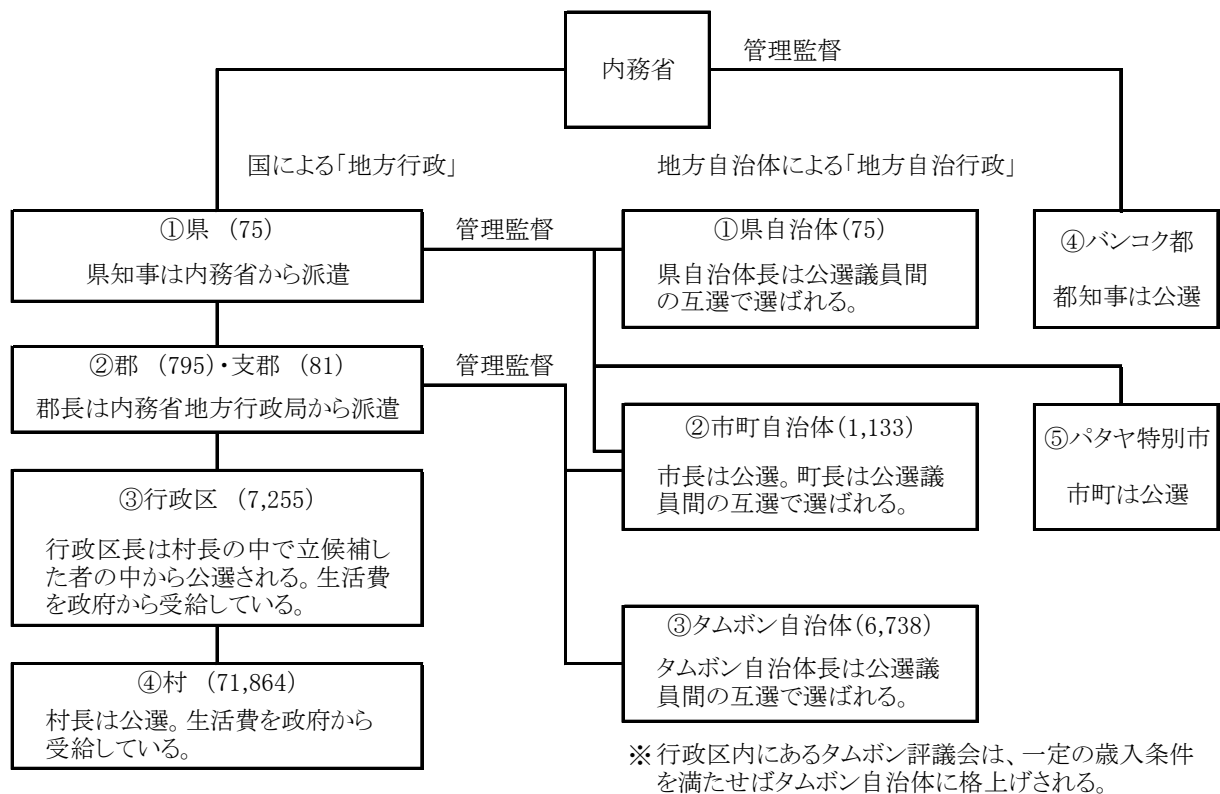
Ⅲ. タイの地方行政と主要都市の国際政策

1. 地方・自治体行政の概況

タイ王国		
国家政体	・立憲君主制・議員内閣制	
根拠法	・1991年国家行政組織法 ・1997年県自治体法 ・1985年バンコク都行政組織法 ・1999年地方分権計画及び手順規定法	
地方行政の仕組みと動向	・タイにおける行政は大まかには①中央行政、②国による地方行政(以下、「地方行政」という)、③地方自治体による行政(以下、「地方自治行政」という)の3つからなる。 ・住民行政を地方行政と地方自治行政の2本立てで構成する。 ・①中央行政とは内閣、政府の各機関等が行う行政である。②地方行政とは国が地方で行う行政であり、中央官僚を知事や郡長等として地方(国の出先機関)へ派遣している。③地方自治行政とは各地方自治体が行う行政であり、それぞれの管轄区域や執行機関及び立法機関を持つ。 ・1999年地方分権計画及び手順規定法により地方分権が進行中である。	
地方行政を所管する中央政府と業務	【内務省】 ・地方における治安維持、住民登録業務、地方自治体の監督管理や補助金の配分、都市部の初等教育など広範囲の業務を担当していた内務省地方行政局(DOLA)はその機能をより明確にするために、①地方行政局(DOPA)、②地方自治振興局(DLA)、③災害防止軽減局(DDPM)に3分割された。 ・①地方行政局(DOPA)は国による地方行政を担当し、②地方自治振興局(DLA)は地方自治体の行財政能力向上等をサポートする立場となっている。	
地方行政体と地方自治行政体	国による地方行政	地方自治行政
	・県(75)は国の出先機関、県知事は内務省から派遣される。 ・郡(795)・支郡(81)は国の出先機関、郡長は内務省地方行政局から派遣される。 ・行政区(7,255)は村の集合体であるが、国の出先機関や自治体ではない。行政区長は、村長の中で立候補した者の中から区内の住民が直接選挙で選ぶ。 ・村(71,864)最小の行政単位であるが、国の出先機関や自治体ではない。村長は村内の住民が直接選挙で選ぶ。	・地方自治体には県自治体(PAO)、市町自治体(Municipality)、タムボン自治体(TAO)の3形態ある。 ・特別な形態の地方自治体として、バンコク都とパタヤ特別市の2特別地方自治体が存在する。 ・県自治体長は公選議員間の互選で選ばれる。 ・市長は公選である。 ・町長・タムボン自治体長は公選議員間の互選で選ばれる。 ・特別地方自治体の長は公選である。
広域地方行政(県行政)	国による地方行政	地方自治行政
	【県の機能と業務】 ・政府(国)が県レベルで行う地方開発、雇用促進、公衆衛生の向上等の政策や県内の地方自治体の指導・管理監督等を県行政と言い、各関係中央省庁の出先機関	【県自治体の機能と業務】 ・各県に一つの県自治体があり、そのエリアは各県のエリアに一致する。県自治体は県知事からの指導・管理監督を受ける。

	が県庁という形で存在する。	・県自治体の主要な役割は、公共施設や医療サービスの提供、就業支援活動等であるが、最も重要な機能は、管内の各自治体間で交錯している各機能の調整や管内の各自治体間に対する支援(補助金交付や開発計画策定)である。
	【県知事】 ・内閣の承認の下、内務大臣の任命により内務省から派遣される。	【県自治体の執行機関】 ・立法機関の県議会と県自治体長を長とする執行機関とで構成される。
基礎地方行政 (郡・支郡行政) (市町行政) (タムボン自治体行政)	国による地方行政	地方自治行政
	【郡・支郡の機能と業務】 ・郡内の地域開発や雇用促進、地元が実施するかんがい事業、防災対策等幅広い国の行政を行うとともに、行政区、村、関係地方自治体の管理監督、中央政府や県に対する地方の実情報告等を行う。 ・また、郡はその区域内における治安、平和と秩序維持に関する全ての法律・規則の施行も担当する。 ・支郡は郡の行政サービスをより効率的に住民に提供するために設定された郡内の一部区域である。支郡の長には、副郡長が任命される。支郡長は、支郡内において郡長と同様の業務を行うが、法律上特に郡長のみが行うと規定されている業務は行うことができない。	【市町自治体の機能と業務】 ・人口密度が比較的高く、商業地区を持つ都市部に設置されている。 ・基礎自治体としての性格を持つ市町自治体には、人口密度及び収入規模等に応じて、①特別市②市、③町の3つの形態がある。 ・特別市及び市は県知事の指導・管理監督を、町は郡長の指導・管理監督を受ける。 ・市町自治体の業務は、社会福祉、医療サービス、教育の提供等、市町自治体法に規定されているが、予算収入規模に応じてその全部の業務を行う必要はないとされている。 ・市町自治体はその規模や行財政能力にかなりの格差があり、廃棄物・汚物処理等に対処できない自治体が多いのが実態である。 【タムボン自治体の機能と業務】 ・農村地区に設置されている。 ・タムボン自治体の基本業務はインフラ整備等の開発である。
	【郡長・支郡長】 ・郡長は内務省地方行政局より派遣される。 ・副郡長ほか職員は中央政府の各省庁から派遣される。 ・支郡長は副郡長が務める。	【市町自治体の執行機関】 ・立法機関の議会と市長・町長を長とする執行機関とで構成される。 ・議会議員は住民の直接選挙で選出される。 ・市長(特別市及び市の執行機関長)については住民直接選挙を行えるようになった。 【タムボン自治体の執行機関】 ・立法機関の議会と執行委員長を長

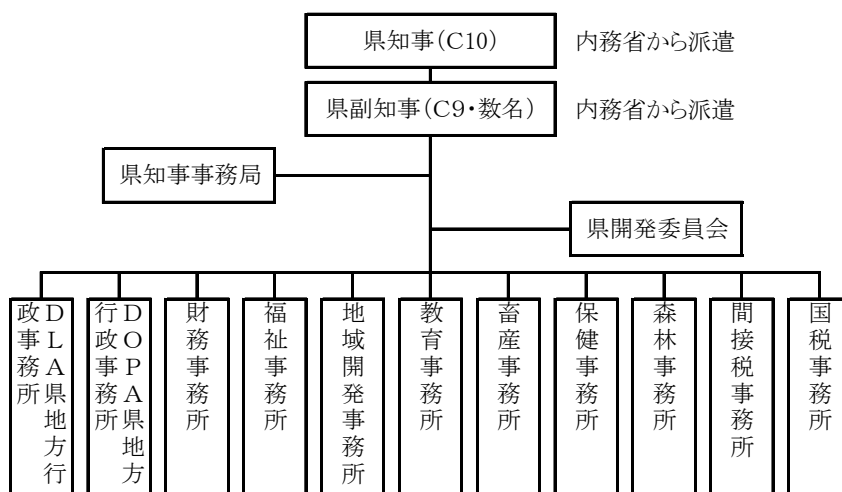
		とする執行機関から構成される。 ・立法機関の議会は、村民選挙で選出された議員で構成される。 ・執行機関は執行委員会であり、執行委員長も議会が議員間の互選で選出している。行政の実務面での責任者は助役であり、内務省が任命するタムボン自治体職員である。
特別地方自治体 (バンコク都) (パタヤ特別市) * パタヤ特別市の詳細は略	【都の機能と組織】 ・バンコク都は、タイの首都であることから特別な地方自治体として位置づけられている。いち早く首長の公選が認められ、他の自治体と比較して行政機能や財政規模等が突出している。組織は立法機関である都議会と都知事を最高責任者とする執行機関から構成されている。バンコク都は内務大臣からの指導・管理監督を受ける。 ・バンコク都は効率的な行政サービスを提供するために都全体を50の区に分けている。各区には区長(都知事が任命)がおり、区議会も設置されている。	
	【都知事】 ・住民の直接選挙で選出される。	
	【都の業務】 ・各種登録業務、都市計画、インフラ整備、公衆衛生、就業機会の提供、社会福祉、公共交通機関の提供などである。また、現在政府に対して消防、警察等に関する権限の移管を求めている。	
基礎地方行政の下部組織 (行政区・村行政)	【行政区・村長の役割と機能】 ・行政区長は、行政区内の住民選挙によって選ばれ、郡長あるいは副郡長の監督・指導の下で、民法、刑法に関係する仕事等を行う。行政区では、地域開発計画の策定等も行える。 ・村長は村民直接選挙によって選出され、村民の扶助といった伝統的なサービスをはじめ、郡長あるいは副郡長の監督・指導の下で中央政府の命令等も実施する。	【タムボン自治体の役割と機能】 省略
国際都市交流に積極的な都市・日本の都市(市)と姉妹友好関係締結の自治体政府等	【自治体との姉妹・友好関係】 ・バンコク都:福岡県、ワシントン DC、モスクワ、北京、マニラ等 ・チェンマイ市:魚津市	



※()内の設置数は2003年10月現在(2003年11月、内務省地方自治振興局からの入手資料による。
 ※県、郡・支郡は国の出先機関の位置付けである。行政区及び村も実質上、内務省の管理下に置かれている。
 ※市町自治体のうち、特別市及び市は県からの管理監督を受け、町は郡からの管理監督を受ける。

図Ⅲ-1 地方行政の構造

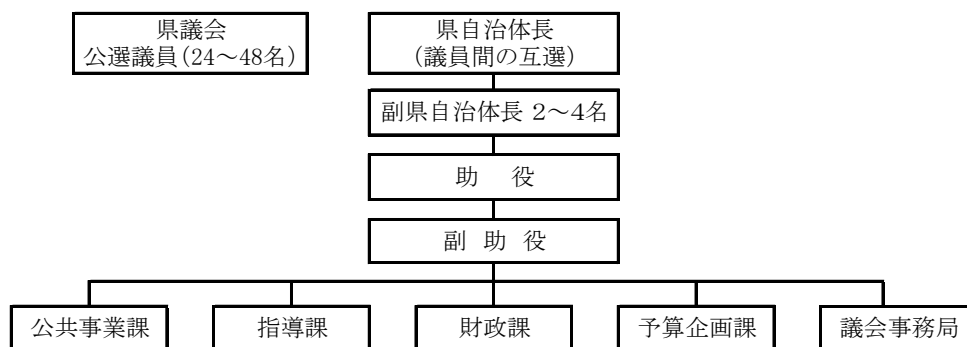
出所: (財)自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。



*この他にも中央省庁の出先事務所が存在する場合もある。
 *一般行政職員の階級はC1～C11のレベルに分かれ、例えば中央政府内の局長や県知事はC10レベルである。

図Ⅲ-2 県庁機構図

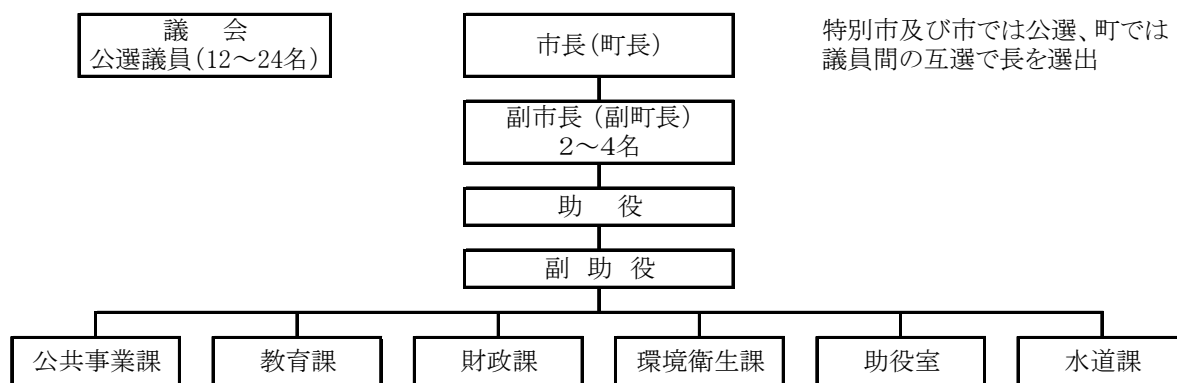
出所: (財)自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。



※この他に必要に応じて関係課を設置することができる

図III-3 県自治体機構図

出所: (財) 自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。



※この他に必要に応じて関係課を設置することができる

図III-4 市町自治体機構図

出所: (財) 自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。

2. 地方・都市自治体における国際政策の概況

タイの地方自治体において、国際業務のセクションが組織されているのはバンコク都とチェンマイ市だけである。しかし、バンコク都とチェンマイ市の政策推進環境、特に国際政策への取り組みには大きな違いがある。バンコク都は広域自治体であるが、メトロポリタンと名乗る首都として、国家を代表するにふさわしい外交的な役割と自治権限、それらを遂行するための大組織を有している。かたやチェンマイ市はチェンマイ県に属する一基礎自治体に過ぎず、中央政府の地方事務所と広域自治体である県の指導や監督を受けつつ限られた権限で業務を執行する小組織である。

タイの都市を考える場合、まず念頭に置かねばならないのは、バンコク都が例外的な位置にあるということである。バンコク都以外の地方・都市自治体の多くは、チェンマイ市のおかれている状況や政策推進環境に近く、あるいはもっと制限されたものと考えられる。

そこで、ここでは地方・都市自治体行政の現状及び国際政策について、チェンマイ市国際課職員（Ms. Krittiya Burarak）へのインタビューを元に、以下概説する。

地方分権の考え方は、近年タイにおいても大きく取り上げられるようになってきている。地方行政のリーダーである市長は直接選挙によって選ばれるようになった。リーダーは中央政府

によって任命された知事、及び内務省と内閣助言の元、政策やプロジェクトを着手する事ができる。年度予算の多くは中央政府から交付される。徴税は法に定められた市の役割であるが、その税収は限られているので、地方政府は、予算上中央政府の指揮下にあると言わざるを得ず、地方政府は、完全な分権を主張することができないと言う状況にある。

地方自治体の国際政策に関して、政策行使の権限についての法の明記はなく、市や地方自治体の国際政策については何も語られていない。市長が姉妹都市締結や国際関係を構築しようとする時は、内務省及び外務省に許認可が必要であり、地方自治体が単独で関係を構築することはできない。

地方自治体の姉妹都市締結の流れの一例をチェンマイ市の例で示す。チェンマイ市と魚津市の関係は両市長の個人的な関係から始まり、チェンマイ市長が魚津市に姉妹都市提携を非公式提案したことが締結の契機となった。なお、その際には交流計画や政策について何も規定しなかったと言う。非公式合意の後の手続きは、領事館を通して行うことになっている。提携する都市は領事館から紹介された都市でなければならないからである。領事が委任状を持って相手の市長を表敬訪問し、友好都市になる意志がある事を確認することによって正式な提案となる。

市の国際政策への取り組みは、法に定められた義務というわけではないので、市長の考え方次第で取り組み環境が大きく変わる政策分野である。

●タイ地方・都市自治体における国際政策の特徴

- ・国際業務のセクションが組織されているのはバンコク都とチェンマイ市だけである。
- ・バンコク都は首都として活発な国際政策を展開しているが、他の地方・都市自治体での活発な国際政策の展開は制限されており、活発とは言えない。
- ・地方自治体の国際政策に関しては、首長の裁量に任されている。
- ・姉妹都市締結や国際関係を構築しようとする時は、内務省及び外務省に許認可が必要であり、提携手続きは領事を通じて行われる。
- ・観光行政は、県・国の業務なので、市で行う国際業務は姉妹都市交流及び表敬訪問のアレンジメントにほぼ限られる。
- ・国際都市ネットワークなどの国際会議への参加は、内容にもよるが、市長の判断で参加できる。

3. 地方・都市自治体の事例研究

1) バンコク都

(1) バンコク都の概要

- ①首都、特別地方自治体
- ②人口：570 万人（2006 年）
- ③面積：1,568.7 km²
- ④主要産業：観光、商業、サービス業

(2) バンコク都国際政策の概要（ヒアリング・文献調査）

①行政経営計画（BMA's Public Administration Plan 2005-2008）にみる都市政策

行政経営計画は4年ごとに策定される。都民のニーズを把握するためにアンケート調査やパブリックヒアリングを実施、統計として整理、その結果を戦略に反映し、施策実施、政策評価を行うという流れで計画を遂行している。

策定に当たっては、タイ政府の国の4年ごとの計画を踏まえ、バンコクの視野や発想を反映させて策定する。住みよい都市の計画については次の20年間を視野に入れたものにする。評価においては世界保健機構（WHO）の住みよい都市の指標を用いる。本計画実施期間には中間評価を

行い、見直しをする。以上の作業プロセスはフレームワークとして明文化し、その具体的な実現に向け、ビジョン、ゴールを定め、9つの具体的な戦略分野において政策を推進しており、現在約3,000の事業やプロジェクトが進行中である。事業やプロジェクトには日常計画がある。評価局では、ゴールの達成状況やビジョンの反映状況について、日々オンラインで業務の進捗を管理しデイリーベースで状況を把握している。日常計画の状況は3か月毎の評価部への報告が義務付けられており、評価部において内容を検討し、達成できていない事業やプロジェクトに関してはその原因分析を行い、解決策を考え、担当部署にフィードバックするシステムとなっている。

目標を達成させた部署や職員については、給与やボーナスでプラス査定されるので、達成することは職員のモチベーションアップにつながっている。

以下、行政経営プランに掲げられたビジョン、ゴール、戦略である。

●ビジョン

- ・ バンコク都は強い地域社会と暖かい家族、よい統治と全ての社会分野からの参画からなる持続可能で健全な都市である。

●ゴール・開発ターゲット

- ・ 円滑かつ安全な交通機関：便利で経済的な交通機関の選択肢を増やす
- ・ 大気汚染、騒音、水質汚濁のない、木陰があり清潔な環境
- ・ 犯罪や危険からの安全確保
- ・ 公共のニーズに基づいた若者と市民のための標準的な教育の機会
- ・ 市民の精神・身体両面の健康：タイのアイデンティティ、寛大さ、国民意識を反映する芸術・文化価値の認識
- ・ 雇用機会と民間企業における投資ムードの奨励
- ・ 精巧な視覚芸術と歴史的な価値を伴った組織的な都市計画
- ・ 効率的かつ透明で、素晴らしい行政システム

●開発戦略

- ・ 代替交通とインテリジェント交通システムによる交通問題の解決と緩和
- ・ 環境管理と省エネルギー
- ・ 安全性強化と公共災害軽減
- ・ 教育の標準品質の創造とあらゆる年齢の人々への学習機会
- ・ 芸術的・文化的意識を含む生活の質の積極的な推進
- ・ 都市経済および芸術・文化保存型観光産業の強化
- ・ 心地よく、持続可能な生活のための都市計画と開発
- ・ グッドガバナンスに基づいた都市管理と都市行政
- ・ 情報技術システムを通じた都市行政効率の向上

②都市政策の重点課題

都市が抱える共通の問題をバンコクも抱えている。大都市問題は国家的問題である。第1に交通渋滞の解消、第2に街の美化を重点課題と考えている。

ホスピタリティに関しては、タイ人はサービス精神に勝れていると思うし思いやりにあふれている。しかし、それは個人の意識の表れであり、都市民としての意識の結果となっていない。例えば、土地の持ち主としての意識が少ない。それは自分達のまちを愛するという意識の欠如につながっている。道路で非礼な振る舞いをしたり、ゴミ処理は一部の人ができるものと考えたりするのはそのためなので、街を愛するようになるための意識養成の教育をしていきたいと考えている。

バンコクは管理するには巨大である。すでに人口密度が高い上、人口は今後1,000万人まで増えると予測されている。都内では居住環境や美化が大問題となっており、街をきれいに保つため

⑤姉妹都市等提携施策

2006 年現在、提携調印している都市は 14 都市である。表Ⅲ-1 のように様々な形態、内容による都市・地域間交流・協力を行っている。

バンコク都が「世界の主要都市との提携」と公表文書で称するように、首都級、地方有力都市・地域との提携が多い。

⑥都市ネットワーク・国際組織との連携

バンコク都は、協力・経験・知識・考えの共有、学習を目的として、複数の国際都市組織に参加している。また、世界銀行 (World bank)、世界保健機関 (WHO)、国際連合 (UN)、米国環境保護庁 (US-EPA) 等の重要組織の様々な欠くことのできない国際活動に参加し、都市や地域が直面する世界共通の問題の解決のための有効な情報や協力を得ている。

特に国連との協力関係は深い。国連の 5 大地域委員会の 1 つである ESCAP (The United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: アジア太平洋経済社会委員会) の本部がバンコクに設置されているからである。特に、近年国連が、その他の国連関係の事務所もバンコクに集約させようという方針を打ち出したことによって、他都市の事務所を閉鎖してバンコクに移転する動きが見られる。バンコクは、国連から、東南アジアのみならずアジア太平洋地域における開発拠点、ハブとして位置づけられている。したがって、バンコクはアジア地域の国連事務所、及び事務所のある都市との関係構築にも積極的な態度を示している。国連人間居住計画 (UN-HABITAT) アジア太平洋事務所のある福岡に対する態度も例外ではない。

表Ⅲ-2 は、主要な連携先である。

表Ⅲ-1 姉妹都市等の提携内容

提携年	都市	国	提携名	提携内容	例示提携内容
1962	ワシントンD.C.	USA	姉妹都市	文化相互交流の促進、経済協力	
1993	北京	中国	姉妹都市	多様な交流と協力の促進	社会、文化、都市計画、マネジメント、健康、行政等
1997	ブタペスト	ハンガリー	協力合意	多様な交流と協力の促進	都市マネジメント、文化、教育、環境、交通等
1997	ブリスベン	オーストラリア	協力覚書	多様な交流と協力の促進	経済、投資、ツーリズム、スポーツ、教育、環境等
1997	モスクワ	ロシア	友好協定	多様な交流と協力の促進	都市経営、文化、ツーリズム等
1997	サンクトペテルブルグ	ロシア	協力協定	多様な交流と協力の促進	教育、文化、テクノロジー、産業、ツーリズム等
1997	マニラ	フィリピン	姉妹友好都市	多様な交流と協力の促進	経済、テクノロジー、教育、ツーリズム等
2002	ジャカルタ	インドネシア	姉妹都市協力覚書	多様な交流と協力の促進	貿易、投資、人材マネジメント、ツーリズム等
2004	ハノイ	ベトナム	協力友好合意	多様な交流と協力の促進	都市計画、人材開発、貿易、投資等
2004	ヴィエンチャン	ラオス	協力覚書	多様な交流と協力の促進	貿易、投資、都市計画、教育、ツーリズム等
2004	アスタナ	カザフスタン	二都市間合意	多様な交流と協力の促進	経済、文化、農業、ツーリズム等
2005	潮州	中国	姉妹都市	多様な交流と協力の促進	貿易、投資、文化、教育、ツーリズム、農業等
2006	福岡 (県)	日本	友好合意	多様な交流と協力の促進	文化、教育、ツーリズム、青少年育成等
2006	ソウル	韓国	友好都市	多様な交流と協力の促進	IT、経済、交通、環境、文化等

出所: バンコク都「YOUR KEY TO BANGKOK」2006 年 (原文英語) を加工。

表Ⅲ-2 参加している都市ネットワーク・国際機関

Asian-Pacific City Summit (APCS) *アジア太平洋都市サミット (福岡市)
International Council for Local Environment Initiative (ICLEI)
The International Network for Urban Development Association (INTA)
United Cities and Local Governments—Asia-Pacific (UCLG-ASPAC)
The Regional Network of Local Authorities for the Management of human Settlements Organizing Secretariat of the Asia and Pacific (CITYNET) *アジア太平洋都市間協力ネットワーク (横浜市)
Tourism Promotion organization For Asian Pacific Cities (TPO)
The Asian Network of Major Cities 21 (ANMC21) *アジア大都市ネットワーク 21 (東京都)
Habitat Agenda (Istanbul+5)
The Asia-Kyushu Regional Exchange Summit *アジア九州地域交流サミット (大分県) (注1)

出所: バンコク都「YOUR KEY TO BANGKOK」2006 年(原文英語)及び、バンコク都へのヒアリングによる。

* は、日本の都市・地域が主催・事務局を持つもの。

⑦アジア太平洋都市サミットについて

アジア太平洋都市サミットのような国際都市ネットワークには多数参加している。国連関連の会議にも定期的に出ているので、市長が国際会議に出ることは多い。アジア太平洋都市サミットはフォーマルでないところが良いと思っている。国連の会議はパターン化して形式的であるしスタッフも近寄りやすい雰囲気を持っているが、都市間の会議で重要なのはリレーションシップなので、フレンドリーな雰囲気をつくり出す事はとても大切であると感じている。これまでのアジア太平洋都市サミットでは、釜山開催のサミットを評価している。盛り上げつつ皆に発言の機会を与えた司会者の力量、観光ブースの設置による都市 PR の場が好印象だったそう。一方で、ウルムチサミットはフォーマル過ぎたという理由で好感度が低い。市長の発言も都市 PR に終始していたため、議論の深まりや都市同士の交流ができなかったのがマイナスとして受け止められたようである。

アジア太平洋都市サミットは、市長会議と実務者会議を隔年で開催しているが、同時開催のほうが実のある議論が可能であり、市長の提案がすぐに実行できるような流れに持っていけるのではないかと考えている。アカデミックすぎる会議は参加しても理解に困る部分がある。その点 ANMC21 (アジア大都市ネットワーク 21) で行われた東京でのイベントは文化的で好ましく受け止められたようだ。

アジア太平洋都市サミットの活性化に関しては、近隣都市が加盟都市になっていないので呼びかけを行い、その友好都市なども勧誘したほうが良いとの考えを持っている。チェンマイ市などの地方都市は独自予算を持っているので、自分たちの費用で参加できるはずなので、在日本大使館を通じて声をかけてみると良いのではないかとアドバイスを受けた。

⑧福岡市について

福岡県と姉妹提携をしているので、福岡との交流は盛んである。福岡はヘルシーシティで住み良い都市という認識を持っている。また、タイ国内での福岡の評価も高い。2007 年は日タイ修交 120 周年なので、タイ国内で日本イベントが沢山開催されるが、福岡のものも多い。

2007 年 12 月には本研究所が提案した「まちづくり市民人材交流」の実施を快く、また喜んで受入れ、福岡市から派遣した福岡市の市民と職員とともに、まち歩きワークショップを行った。このような都市の魅力向上に繋がるようなプログラムを継続的に進めていきたいとの意思を示すなど、福岡市のまちづくりに大変関心を寄せている。

先述したように、バンコクが福岡に友好的な態度を示す 1 つの背景には、バンコクがアジア太平洋地域における国連活動のハブであり、その活動の重要なアクターである国連ハビタット

の事務所が福岡にあるからである。国連ハビタットのある福岡は、バンコクにとって重要なパートナーなのである。

(3) バンコク都に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ 「Bangkok Metropolitan Administration」 バンコク都, 80P (原文英語)
- ・ 「YOUR KEY TO BANGKOK」 バンコク都, 2006 年, 97P (原文英語)
- ・ 「Statistical Profile of Bangkok metropolitan Administration2006」 バンコク都, 66P (原文英語)
- ・ <http://www.bma.go.th>

②ヒアリング対象者 (敬称略)

- ・ Wanvilai Promlakan: Deputy Permanent Secretary (経営担当)
- ・ Piengjai Visrutaranta: Director General Department of Strategy and Evaluation Department
- ・ Somporn Wangwongwiroj: Deputy Director General Department of Strategy and Evaluation Department
- ・ Waranya Rchitsatian: Deputy Director General Department of Strategy and Evaluation Department
- ・ Manoj leethochawalit: Deputy Permanent Secretary (医療サービス担当)
- ・ Surachai Submoke: Dr. Director of BMA general Hospital
- ・ Suwannee Chaichindasut: Director International Affairs Division
- ・ Piset Aramraks: Chief of International Affairs Sub-Division2 International Affairs Division Office of the permanent Secretary
- ・ Bongkoch Suwanakam: Foreign Relations Officer International Affairs Division
- ・ Narisa Sophondilok: Chief of central Area Development Planning Sub-division Department of City Planning

2) チェンマイ市

(1) チェンマイ市の概要

- ①人口: 25 万人 (登録は 16 万人) (2007 年)
- ②面積: 40.2 km²
- ③主要産業: 観光と伝統工芸品

(2) チェンマイ市国際政策の概要 (ヒアリング・文献調査)

①都市政策の重点課題

チェンマイ市は古都であり国内有数の観光地ということもあり、近年、都市計画行政に力を入れている。

チェンマイ市役所が管轄する行政区域は 40 k m²の市域人口約 25 万人 (登録は 16 万人) であり、4つの区に分かれている。ちなみに上位のチェンマイ県は 2 万 k m²で 170 万人である。チェンマイ市は現在マスタープランに基づき、2つの大きな方向性でまちづくりに取り組んでおり、それは①古くからの生活習慣、風景の保護、と②都市化への対応である。また、この大きな方向性のもとに、まちづくり戦略として、7つの柱が立てられている。

②地方自治制度下のチェンマイ市国際関係政策

タイの地方自治体で国際業務セクションがあるのはバンコク都とチェンマイ市だけである。チェンマイでは3年前に創設された。国際業務を行う外交係は、技術サービス・計画部に設けられており、業務を担当しているのは、英語が話せる3名のスタッフである。なお1名は日本の自治体での研修経験を持っている。主な業務は、海外からの表敬訪問者などの受入コーディネートであり、具体的なプロジェクトの推進はしていない。

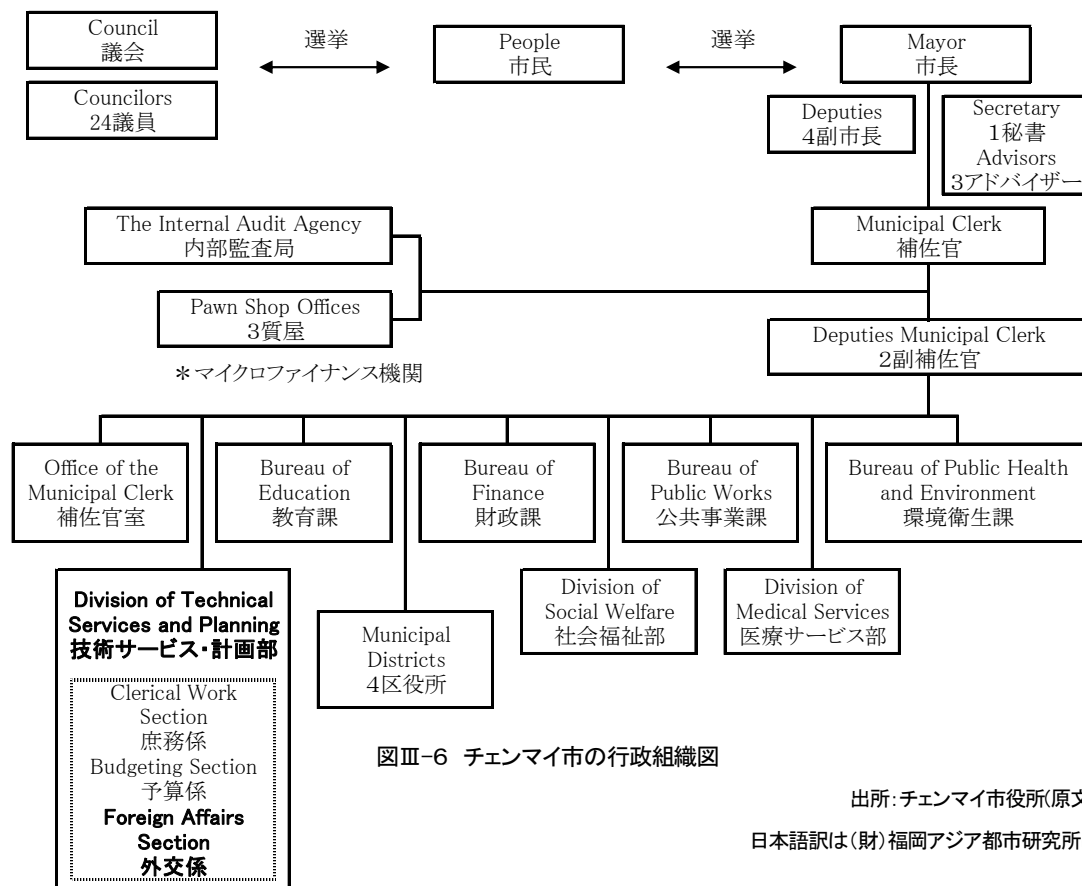
国際関係政策は近年低調である。姉妹都市提携等、他の都市との契約を伴う関係構築には中央政府の許可が必要であり、現在は新たな姉妹都市提携が法律で禁止されているということもあるが、現市長が国際政策に対し、あまり積極的な態度をとっていない事が低調の遠因となっている。地方自治体に国際政策の遂行が明文化されていない現状においては、市長の方針に全てが委ねだれている。

魚津市との姉妹都市交流は、前市長同士の友好関係の延長上で結ばれたので、市長が交代した後の活動は縮小傾向にある。新規の事業は推進せず、the League of Historical Cities（世界歴史都市連盟）への参加なども含めた既存事業の枠内で、細々と業務を行っている状況と言える。

なお、観光業はチェンマイ市の主要産業であるが、観光関係政策に関しては、チェンマイ県やタイ政府観光庁チェンマイ事務所が担っており、市の行政として国際的な観光振興などは行っていない。

③姉妹都市等提携施策

日本では魚津市と姉妹都市提携を行っている。チェンマイの企業が魚津市に立地している事が縁となり、当時の市長の友好交流の延長として姉妹都市となったが、交流計画や政策についての取り決めは行っていない。これまで文化分野での人的交流等を進めてきていたが、現在は双方都市の財政事情が良好でないため、交流は停滞気味である。



図Ⅲ-6 チェンマイ市の行政組織図

出所: チェンマイ市役所(原文英語)。
日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

④都市ネットワーク・国際組織との連携

京都市が主催する the League of Historical Cities（世界歴史都市連盟）には、タイの代表都市として加盟している（チェンマイは古都で 700 年の歴史がある。バンコクは 200 年しか歴史がないので、バンコクに対して優位意識を持っている）。

アジア太平洋都市サミットなどの市長会議への参加に関しては、テーマ次第であるが、招待を受ければ市長の決断において、自由に参加することができる。

（３）チェンマイ市に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ <http://www.cmcity.go.th/english/history.php>

②ヒアリング対象者（敬称略）

- ・ Sruamchai Meesomsakdi : Deputy Permanent Secretary for Chiangmai city Municipality
- ・ Krittuya Burara : Chief, Foreign Affairs Section Technical Services and Planning Division
- ・ Chaturayut Promnil : Staff, Foreign Affairs Section Technical Services and Planning Division

注

- （注１） 地理的、歴史的につながりの深い九州とアジア各地域の首長等が一堂に会し、お互いの地域づくりのノウハウの交換を通じて、それぞれの地域開発や地域活性化に向けて話し合い、相互理解を一層深めることにより、地域レベルの国際交流のさらなる展開を図るため、平松守彦大分県知事の呼びかけで 1994 年に第 1 回目が大分県別府市で開催された地域間交流会議。2002 年のカンボジアでの開催を最後に開催されていないが、2006 年発行のバンコク都公式文書に現在も記載されているため、ここでも割愛せずに掲載した。

参考文献

- ・ （財）自治体国際化協会(2004):「ASEAN 諸国の地方行政」(財)自治体国際化協会,308P.

IV. マレーシアの地方行政と主要都市の国際政策

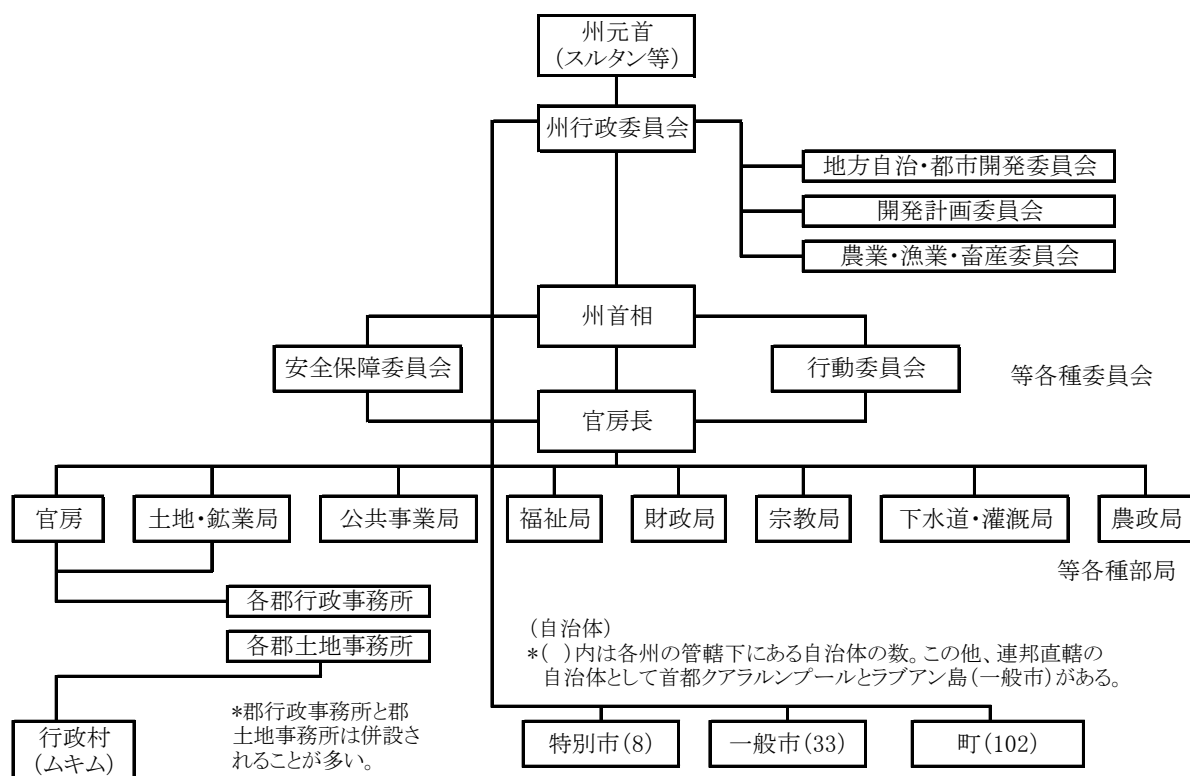
1. 地方・自治体行政の概況

マレーシア																									
国家政体	・立憲君主制・議院内閣制 ・連邦制																								
連邦制における州の位置づけと役割分担 (立法権限)	【連邦の構成】 ・半島マレーシアに所在する11州、ボルネオ島北部の2州(サバ、サラワク)と、3つの連邦地域(クアラ・ランブール、ラブアン、プトラジャヤ)から構成されている。 ・州は地方自治体ではなく、元首のもと憲法を制定する準国家であり、特に歴史的背景の違いから、統治機構や権限は州によって大きく異なる。 【州の統治体制】 ・大別して3つの統治体制があるが、全て元首のもと一院制の州立法議会である。 ①半島マレーシア11州のうち9州では、イスラム教国における世襲の統治者であるスルタンが元首である。州の行政権は州首相を長とする執行理事会(連邦の内閣に相当する)により行使される。なお、スルタンの互選によって国王は選ばれる。 ②スルタンがいないペナンとマラッカの2州(旧イギリス直轄植民地)は国王に任命された州長が、州の元首を務め首席大臣が行政権を行使する。 ③ボルネオ島のサバやサラワクでは、首席大臣のもと州内閣が組織され、他の州より広い立法権限が認められている。 表IV-1 連邦・州の立法権限 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">連邦の所轄事項</td></tr> <tr> <td colspan="2">外交／国防／国内治安／民事・刑事法および司法権／国籍および外国人登録／選挙・連邦の行政機構／財政／商工業／船舶・海洋・水産業／通信・運輸／連邦の公共事業・電力／統計調査／教育／業務・保健／労働・雇用保険／先住民の福祉／国家資格／連邦の休日・標準時／法人格のない団体／農地の害虫駆除／出版／検閲／劇場や映画館など娯楽施設(許認可手続は州)／協同組合／観光／消防／連邦地域</td></tr> <tr> <td colspan="2">連邦・州の共同所轄事項</td></tr> <tr> <td colspan="2">社会福祉および女性・子どもの保護／奨学金／野生動物の保護／国立公園の保全／畜産業・動物虐待対策・獣医・動物検疫／住宅・都市計画(クアラ・ランブールを除く)／路上生活者・屋台／公衆衛生(クアラ・ランブールを除く)／水利／採掘現場や土壌流出現場の復旧／建築物における防火基準／文化・スポーツ／水道</td></tr> <tr> <td colspan="2">州の所管事項</td></tr> <tr> <td colspan="2">イスラム法と家族法／土地・鉱物資源／農林業／地方自治体／地域の行政サービス／州の公共事業(道路や橋りょう)・水資源／州の行政機構／州の休日／州における各種刑罰／州における統計調査／損失補償・賠償／海・河川における動物の保護／連邦所管事項以外の図書館・博物館・歴史的文化遺産</td></tr> <tr> <td colspan="2">州の所管事項(サバ、サラワクのみ)</td></tr> <tr> <td colspan="2">先住民の慣習法(家族法・相続法など)／州法に基づく法人設立／港湾(連邦地域を除く)／土地台帳の調査／鉄道(サバのみ)／水道</td></tr> <tr> <td colspan="2">連邦・州の共同所轄事項</td></tr> <tr> <td colspan="2">社会福祉および女性・子どもの保護／奨学金／野生動物の保護／国立公園の保全／畜産業・動物虐待対策・獣医・動物検疫／住宅・都市計画(クアラ・ランブールを除く)／路上生活者・屋台／公衆衛生(クアラ・ランブールを除く)／水利／採掘現場や土壌流出現場の復旧／建築物における防火基準／文化・スポーツ／水道</td></tr> <tr> <td colspan="2">連邦・州の共同所管事項(サバ、サラワクのみ)</td></tr> <tr> <td colspan="2">家族法／食品品質／15トン以下の船舶航行／水力発電／農林業の統計調査／慈善活動団体／劇場・映画館など娯楽施設全般／間接選挙で実施される場合の州立法議会議員選挙／1970年未までの業務・保健(サバのみ)</td></tr> </table> 【連邦地域】 ・連邦憲法は、特別な地域を対象に、連邦地域(Federal Territory)を設置しており、現在、クアラ・ランブール、プトラジャヤ、ラブアンの3か所が連邦地域である。 ・連邦地域では、連邦政府の連邦地域省の所管のもと、独立した主体である地方自治体(クアラ・ランブール)や公社(ラブアン、プトラジャヤ)が具体的な行政サービス	連邦の所轄事項		外交／国防／国内治安／民事・刑事法および司法権／国籍および外国人登録／選挙・連邦の行政機構／財政／商工業／船舶・海洋・水産業／通信・運輸／連邦の公共事業・電力／統計調査／教育／業務・保健／労働・雇用保険／先住民の福祉／国家資格／連邦の休日・標準時／法人格のない団体／農地の害虫駆除／出版／検閲／劇場や映画館など娯楽施設(許認可手続は州)／協同組合／観光／消防／連邦地域		連邦・州の共同所轄事項		社会福祉および女性・子どもの保護／奨学金／野生動物の保護／国立公園の保全／畜産業・動物虐待対策・獣医・動物検疫／住宅・都市計画(クアラ・ランブールを除く)／路上生活者・屋台／公衆衛生(クアラ・ランブールを除く)／水利／採掘現場や土壌流出現場の復旧／建築物における防火基準／文化・スポーツ／水道		州の所管事項		イスラム法と家族法／土地・鉱物資源／農林業／地方自治体／地域の行政サービス／州の公共事業(道路や橋りょう)・水資源／州の行政機構／州の休日／州における各種刑罰／州における統計調査／損失補償・賠償／海・河川における動物の保護／連邦所管事項以外の図書館・博物館・歴史的文化遺産		州の所管事項(サバ、サラワクのみ)		先住民の慣習法(家族法・相続法など)／州法に基づく法人設立／港湾(連邦地域を除く)／土地台帳の調査／鉄道(サバのみ)／水道		連邦・州の共同所轄事項		社会福祉および女性・子どもの保護／奨学金／野生動物の保護／国立公園の保全／畜産業・動物虐待対策・獣医・動物検疫／住宅・都市計画(クアラ・ランブールを除く)／路上生活者・屋台／公衆衛生(クアラ・ランブールを除く)／水利／採掘現場や土壌流出現場の復旧／建築物における防火基準／文化・スポーツ／水道		連邦・州の共同所管事項(サバ、サラワクのみ)		家族法／食品品質／15トン以下の船舶航行／水力発電／農林業の統計調査／慈善活動団体／劇場・映画館など娯楽施設全般／間接選挙で実施される場合の州立法議会議員選挙／1970年未までの業務・保健(サバのみ)	
連邦の所轄事項																									
外交／国防／国内治安／民事・刑事法および司法権／国籍および外国人登録／選挙・連邦の行政機構／財政／商工業／船舶・海洋・水産業／通信・運輸／連邦の公共事業・電力／統計調査／教育／業務・保健／労働・雇用保険／先住民の福祉／国家資格／連邦の休日・標準時／法人格のない団体／農地の害虫駆除／出版／検閲／劇場や映画館など娯楽施設(許認可手続は州)／協同組合／観光／消防／連邦地域																									
連邦・州の共同所轄事項																									
社会福祉および女性・子どもの保護／奨学金／野生動物の保護／国立公園の保全／畜産業・動物虐待対策・獣医・動物検疫／住宅・都市計画(クアラ・ランブールを除く)／路上生活者・屋台／公衆衛生(クアラ・ランブールを除く)／水利／採掘現場や土壌流出現場の復旧／建築物における防火基準／文化・スポーツ／水道																									
州の所管事項																									
イスラム法と家族法／土地・鉱物資源／農林業／地方自治体／地域の行政サービス／州の公共事業(道路や橋りょう)・水資源／州の行政機構／州の休日／州における各種刑罰／州における統計調査／損失補償・賠償／海・河川における動物の保護／連邦所管事項以外の図書館・博物館・歴史的文化遺産																									
州の所管事項(サバ、サラワクのみ)																									
先住民の慣習法(家族法・相続法など)／州法に基づく法人設立／港湾(連邦地域を除く)／土地台帳の調査／鉄道(サバのみ)／水道																									
連邦・州の共同所轄事項																									
社会福祉および女性・子どもの保護／奨学金／野生動物の保護／国立公園の保全／畜産業・動物虐待対策・獣医・動物検疫／住宅・都市計画(クアラ・ランブールを除く)／路上生活者・屋台／公衆衛生(クアラ・ランブールを除く)／水利／採掘現場や土壌流出現場の復旧／建築物における防火基準／文化・スポーツ／水道																									
連邦・州の共同所管事項(サバ、サラワクのみ)																									
家族法／食品品質／15トン以下の船舶航行／水力発電／農林業の統計調査／慈善活動団体／劇場・映画館など娯楽施設全般／間接選挙で実施される場合の州立法議会議員選挙／1970年未までの業務・保健(サバのみ)																									

	スを提供する。なお、公社とは、自治体が存在しない地域において、当該地域を維持管理するのに必要なサービスを住民に提供する政府系会社のことを言う。
根拠法	・連邦憲法 ・1976年連邦自治体法 ・サバ州:1961年地方自治体法、サラワク州:1948年地方自治体法 ・クアラ・ルンプール首都特別市:1960年連邦首都法
地方行政を所管する 中央政府と業務	【連邦政府】 ・住宅・地方自治体省、地方自治体局(外局) 【州政府】 ・州によって異なる。ジョホール州の場合、州官房長室地方自治体課。サバ州の場合、地方自治体・住宅省
州による地方行政と 行政区分	・各州は、自らの権限に基づき、州内を区分し必要な行政機関を設置している。 ・一般に、州は地域(District)に区分され、各地域は地区(Mukim)に区分される。地区は村(Kampung)から構成されているが、この村は行政上の区分にはあたらない。 ・あくまで州内部の行政区画であり、州の出先機関として事務局が設置されており、地方自治体には該当しない。
地方自治体の種類	【3種類の自治体】 ・基本的な自治体は、特別市議会(Majlis Bandaraya, City Council)、市議会(Majlis Perbandaran, Municipal Council)、町議会(Majlis Daerah, District Council)の3種類に区分されている。3区分の基準は、連邦政府が定めており、①自治体の所在する地域の性格、②人口、③財政状況、④インフラ整備の状況など4つの観点から判断し連邦政府が定める。所定の手続により上位の区分に移行することができるが、どの区分であっても、自治体としての権限そのものは基本的に変わらない。 【首都特別市】 ・クアラ・ルンプールは、連邦自治体法上の自治体であるが、連邦首都法により特別のシステムで運営されている。また、連邦地域である州の権限は及ばず、連邦地域省が指導監督を行っている。 【自治体数】 ・144の自治体が存在する(2006年8月)。
地方自治体の特徴	【地方自治体の特徴】 ①自治体の実体は議会である ・自治体の実体は議会であり、議会と議会の内部組織として行政実務を扱う事務局から構成されている。 ・議会は議決・執行機関であり、首長は、議決・執行機関の長の役割を兼ねる。 ②議員は州政府より任命される ・議員は、州政府による任命である。 ③州による指導監督を受ける ・自治体は独立した法人格を有する団体であるが、運営にあたっては、連邦憲法や連邦自治体法の規定に基づき、州の全面的な指導監督を受ける(連邦地域を除く)。 ④どこの自治体にも属さない地域がある ・自治体は、市街地を中心に形成されてきたため、自治体の区域は限定的かつ点在しており、その区域は、面積では66.7%(1989年)、人口では77.7%(1991年)を

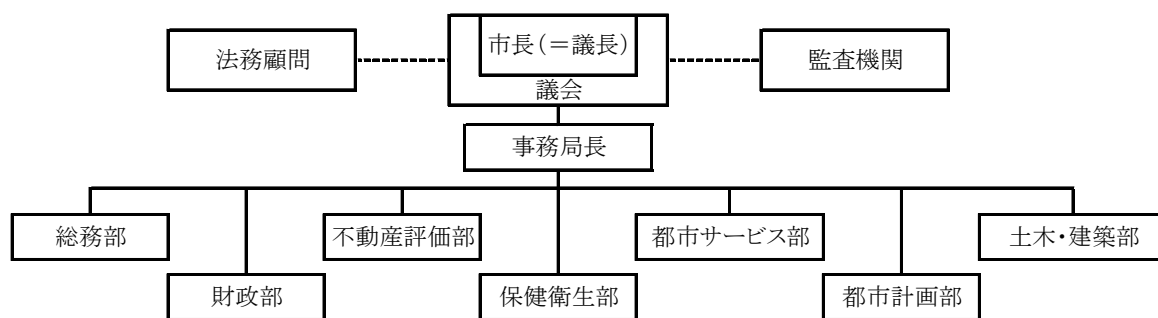
	占めるにとどまっている。ジャングルのように人口が集中していない地域などでは、自治体が設置されていないところもある。 自治体が管轄しない区域の住民は、自治体から行政サービスの提供を受けることはできない。このような区域では、コミュニティ・レベルで自治会のような任意の団体を組織して対応しているケースもあれば、州の地域機関が直接同様の行政サービスを提供しているケースもある。	
地方自治体の機構	【自治体の構成】 - 自治体＝議会は、州より任命の首長と議員(8名以上24名未満)から構成される。 【首長】 - 自治体の長は、特別市の場合は市長(Mayor)、市議会や町議会の場合は議長(President)と呼ばれる。長は議会の議長を務め、対外的に自治体を代表する役割を担う。 【議会と議会運営】 - 任命で選ばれた議員から構成される。 - 議会は自治体の運営に関する補助的な機関として委員会を設けている。 【事務局】 - 議会の下には、州により任命される事務局長が置かれている。事務局長には州の職員が任命されるケースもある。 - 事務局長のもとには実務を担当する事務局として各部下が設けられている。事務局機構に関しては、法の規定がないため、各自治体によって大きく異なる。	
地域行政体・地方自治体の機関と業務	州による地域行政	地方自治体
	【地域レベルの行政機関と事務】 - 州は各地域に出先機関として、地域・土地事務所を設置し、州職員である地域事務所長のもと、地域レベルの州行政を管轄している。なお地域事務所と土地事務所を別々に設置する州もある。 - 地域・土地事務所では、地域レベルにおける州行政の総合調整や土地に関する行政を担当し、具体的には以下のような事務を行っている。 ①地域における総合調整 - 地域レベルにおける開発事業の評価。 - 州の各部署が実施するインフラ整備に関する技術的助言。 - 地域レベルにおける連邦の行政機関や自治体との連絡調整。 - 地域レベルにおける、独立記念日、国王誕生日など記念行事の実施。 - 映画館など娯楽施設に関する各種申請の処理。 - 選挙や各種統計などの事務。 - 地域レベルにおける州行政に関する住民からの苦情への対応。	- 自治体の具体的業務は、義務的業務と任意的業務に大別される。 【義務的業務】 ①地方自治体法規定の業務 - 住民の健康維持に関すること。 - 環境衛生に関すること(廃棄物処理／道路・水路の清掃／除草)。 - 市場・屋台の規制に関すること。 - 共同墓地・食肉処理場・公衆トイレの管理に関すること。 - 公園の整備に関すること。 - 迷惑行為の取締に関すること。 - その他公共施設の管理に関すること。 ②都市計画法規定の業務 - 都市計画の策定に関すること(基本構想である構造計画と詳細に関する地域計画の策定)。 - 都市計画区域内の開発や建築規制に関すること。 ③道路水路建築法 - 自治体が所管する道路の整備・管理に関すること。

	②土地に関すること ・経済情勢に基づき、住宅、農業、商工業など、土地利用方法や開発の計画。 ・土地に関する情報や統計の整理。 ・開発に伴う土地の所有者の変更、賃借権や担保権の設定などの事務。 ・土地に関する州の税、各種収入の徴取。 ・土地に関する強制執行など行政上の法的手段の行使。 【地区レベルの行政機関】 ・地区レベルでは、州の職員である地区長が州行政を担当する。 ・具体的な業務は以下のとおりであり、住民や関係機関との調整に関する事務が多い。 ①地区内の各コミュニティとの連絡調整、各住民の意見や要望を把握することなど ②地区レベルにおける連邦や自治体など関係機関が実施する事業との調整 ③州の開発事業の実施、またそれに伴う地区の現状などを上位機関に報告 ④地域事務所や土地事務所が担当する事務の遂行を現場レベルで支援すること ⑤その他、地域事務所長の指示によるもの	・水路の整備・管理に関すること。 ・建築許可に関すること。 【任意的業務】 ・自治体の規模や財政状況などに応じ、低所得者への住居の提供に関すること、医療サービスに関すること、地域の産業振興を通じた雇用の創出に関すること、図書館やスポーツ施設の整備に関すること、公共交通機関の整備に関すること、などが実施されている。
国際都市交流に積極的な都市・日本の都市(市)と姉妹友好関係締結の自治体政府等	【自治体との姉妹・友好関係】 クアラ・ランプール首都特別市:6 都市と姉妹都市提携 【日本の自治体との姉妹・友好関係(締結年月日)】 イポー市(ペラ州)－福岡市 (1989.3.21) ケダ州－大分県 (1991.9.3)	



図IV-1 州概略組織図

出所: (財)自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。



図IV-2 特別市概略組織図(ジョホール・バル特別市の事例)

出所: (財)自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。

2. 地方・都市自治体における国際政策の概況

国際政策に関心を持って取り組む地方自治体は少ないとの印象を受ける。そのため、公式ホームページの英語版が充実しておらず、政策情報が手に入りにくい状況にある。したがって、本研究におけるマレーシア関係の文献・データは少なく、その結果、国際政策に関する情報が十分に得られなかったと言わざるを得ない。

また、マレーシアは連邦制をとるため、各地方・都市の国際政策を一般論で概説するのは難しいと考える。このため、ここでは国際政策の概況について述べることを控える。

なお、2006 年 4 月に発表された「第 9 次マレーシア計画(2006~2010 年)(連邦政府が 5 年ごとに策定する国家経済開発計画)」は、住民の生活水準の更なる向上を目指すため、自治体

による都市型行政サービスの充実として、特に①開発事業の円滑な実施、②廃棄物対策の充実、③公園の整備促進について言及している。

今後は、地方において、特に都市問題の解決に向けた政策が重点的に展開されていくものと思われる。

3. 地方・都市自治体の事例研究

1) クアラ・ Lumpur 首都特別市

(1) クアラ・ Lumpur 首都特別市の概要

- ①首都、州の監督を受けない特別市
- ②人口：189 万人（2007 年）
- ③面積：243.65 km²
- ④主要産業：金融・保険・不動産（イスラム金融のハブ）

(2) クアラ・ Lumpur 首都特別市国際政策の概要（ヒアリング・文献調査）

①マスタープランに見る都市ビジョン・ゴール

「Kuala Lumpur Structure Plan 2020」に掲げられたクアラ・ Lumpur の都市ビジョンは、「A World Class City」である。ワールドクラスシティのイメージは、居住者、働く人、ビジター、投資家のすべてに利益を与えるようなグローバルな役割を果たす都市であり、国内外の投資家、熟練の専門的労働者を魅了し留める都市である。このワールドシティの概念は次の4つの要素から構成されている。

- ・ ワールドクラスの働く環境
- ・ ワールドクラスの居住環境
- ・ ワールドクラスのビジネス環境
- ・ ワールドクラスのガバナンス

このワールドクラスシティというビジョンに到達するために次の5つのゴールが設定されている。

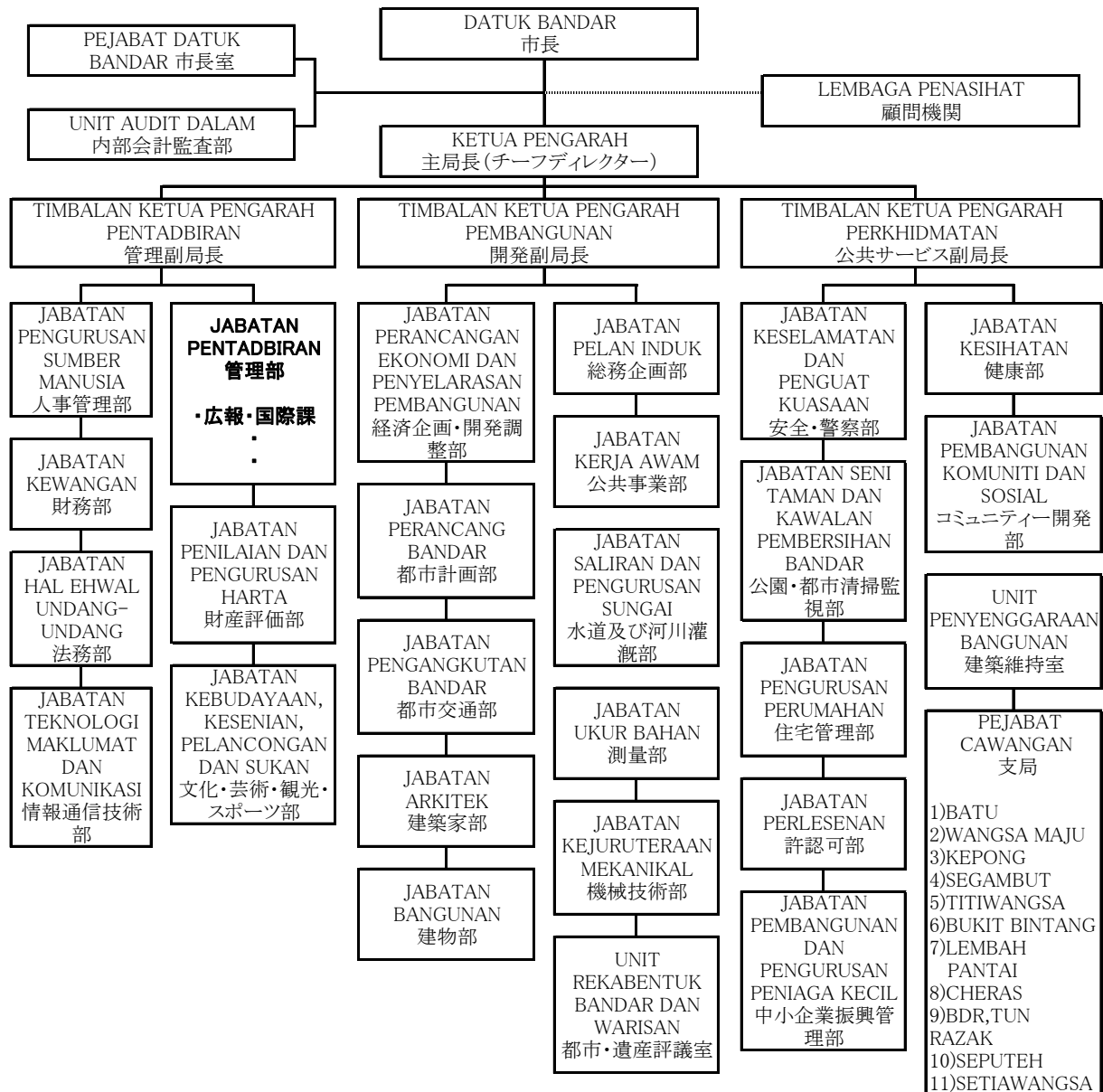
- ・ 国際商業と金融センターとしてのクアラ・ Lumpur の役割を強化すること
- ・ 効率的で公平な都市構造を創造すること
- ・ 居住環境を向上すること
- ・ 顕著な特徴を持ったアイデンティティとイメージを創造すること
- ・ 効率的で実効性のあるガバナンスを保有すること

②地方自治制度下のクアラ・ Lumpur 市国際関係政策

マレーシア連邦政府は、近年首都機能の多くをクアラ・ Lumpur 都市圏にあるプトラジャヤに移転した。これを契機として、クアラ・ Lumpur 市の機能や位置づけ、広域都市圏における役割についての見直しの議論や取り組みが活発に行われるようになった。マレーシアの顔としてのクアラ・ Lumpur の都市政策は、戦略的かつ野心的なもの、また世界標準の都市づくりを意識したものとなっている。

したがって国際政策に関しても、世界的に関心の高い環境問題の解決や人材育成など、対外的にアピールするような分野における取り組みや、その実践のための国際機関との連携等を精力的に進めていこうとの方針が伺える。

国際関係業務の担当セクションは、広報・国際室（Public Affairs and International Unit）であり、管理部に属している。



図IV-3 クアラ・ランプール首都特別市の行政組織図

出所: クアラ・ランプール市役所公式ホームページ

(HPhttp://www.dbkl.gov.my/_profil/carta_org.php/原文マレーシア語)を参考に作成。

日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

③国際政策の考え方

現在、海外都市との協力において、興味を持っているのは災害マネジメントである。異常気象の連続で、これまで起こったことのなかった地域にも集中豪雨による洪水などが近年頻繁に発生しているからである。また、水質改善と親水公園づくりにも関心を持っている。クアラ・ランプールには錫鉱山の露天掘り跡地が池となって沢山存在するが、水の汚染が激しい。水質を改良して、親水公園として新たなランドマークとして生まれ変わらせたいとの意向があるからだ。さらにヘイズ（焼畑農業による灰、マレーシアではインドネシアスマトラ島から飛んでくるヘイズに対して健康上の問題から対応を迫られている）対策や以前造ったゴミ処理埋立地の有害ガス除去も優先的な取り組みを行なうべき課題となっている。

④姉妹都市政策

姉妹都市締結は、現在アンカラ（トルコ）、カサブランカ（モロッコ）、エスファハーン（イラン）、マラッカ（マレーシア）、マシヤド（イラン）、大阪（日本）の6都市と行っており、イスラム教国家の首都や大都市との提携が多いという特徴がある。

⑤都市ネットワーク・国際組織との連携

クアラ・ Lumpur市は、現在数多くの都市間ネットワークに参加している。アジア太平洋都市サミット、ANMC21（アジア大都市ネットワーク 21）、CITYNET（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）、など日本の都市が事務局を持つものの他にも、イスラム関係の都市間ネットワークなど多岐に渡る。それぞれのネットワークではテーマを絞ったプロジェクトを展開しているので、新たな都市間プロジェクトを進めるのであれば、現在やっている分野と重ならないものを選びたいと考えている。

CITYNET とは人材トレーニングを行っている。クアラ・ LumpurはCITYNET を通じて、国際的なクアラ・ Lumpurトレーニングセンター（KLRTC）を設置した。これは国際連合（UN）、世界銀行（World bank）、企業、CITYNET の共同プロジェクトであり、クアラ・ Lumpurは場所を提供して誘致したものである。具体的なスキームは、UNITAR(国連訓練調査研究所)、UNDP(国連開発計画)、世界銀行などが資金をCITYNET に提供し、プログラムの運営をCITYNET が行う。毎回、開発途上国の自治体職員 15～20 名がトレーニングに参加するが、その航空券は、支援企業であるフランスの企業ヴェオリアが負担する。滞在費についてはCITYNET が負担するので、参加者の負担は不要である。このトレーニングセンタープロジェクトは3年前に始まり、これまで交通と都市計画の2つの分野でプログラムを展開してきている。

クアラ・ Lumpur市は、CITYNET との協力を通じて、KLRTC を持てたことを大変喜ばしいことと考えている。クアラ・ Lumpurに来る人が増え交流が活発になるうえ、これから独自の研修も実施していけるからである。

なお、CITYNET のトレーニングプログラムは、ANMC21 プロジェクトとしても募集された。ただし、CITYNET 非メンバーの場合は、費用自己負担である。このようにネットワークのリソース相互利用は、有益だと考えている。その他、EU とも交通、水、都市計画分野において協力関係を構築、上海市とは最近提携同意書を交わした。

アジア太平洋都市サミットに関しては、市長会議のホスト開催を検討する余地があることを示すなど、比較的前向きに捉えている。しかし、他都市開催の会議への参加に関しては、他のネットワークからの積極的な招聘が多いため、なかなか実行できないようである。

表IV-2 参加している都市ネットワーク

United Cities and Local Governments—Asia-Pacific (UCLG-ASPAC)	
The Regional Network of Local Authorities for the Management of human Settlements Organizing Secretariat of the Asia and Pacific (CITYNET) *アジア太平洋都市間協力ネットワーク(横浜市)	
The Asian Network of Major Cities 21 (ANMC21) *アジア大都市ネットワーク 21(東京都)	
Organization of Islamic Capital Cities (OICC)	
Asian-Pacific City Summit(APCS) *アジア太平洋都市サミット(福岡市)	
Council of Local Government Associations (CLGA)	
The Commonwealth of Local Government Forum(CLGF)	
Tourism Promotion organization For Asian Pacific Cities (TPO)	他

出所:クアラ・ Lumpur特別市へのヒアリングによる。

* は、日本の都市・地域が主催・事務局を持つもの。

(3) クアラ・ Lumpur 首都特別市に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ <http://www.kualalumpur.gov.my/>

②ヒアリング対象者(敬称略)

- ・ Norman Malik : Deputy Director General Administration 管理局 副局長
- ・ Rabiah Binti Abdul Latif : 人事管理部 副部長
- ・ Svarimuthu James : 広報・国際課 副課長

2) イポー市

(1) イポー市の概要

- ①ペラ州の州都
- ②人口 : 71 万人 (2007 年) 、マレーシア第3の都市 (人口規模)
- ③面積 : 643 km²
- ④主要産業 : 商業、建設、観光 (ロングステイ) 、金融、サービス

(2) イポー市国際政策の概要 (ヒアリング・文献調査)

①イポー市の都市政策の概要

公式ホームページ上には、マレーシア語による市政のゴール、ミッション、オブジェクティブなどが掲げられているが、邦訳が困難なためここでは省略する (マレーシア語の辞書は英語のものも日本語のものも少ない。国際的にマレーシア語は稀少言語である)。

ヒアリングによれば、都市政策の重要課題は、都市交通システム、ゴミ廃棄物処理、環境教育である。都市交通システムにおいては、既存バスの連絡や乗り継ぎの悪さが、現在最も解決すべき問題と考えられている。バスには遠距離、近郊、市内があり、それぞれが異なるバスセンターから発着している。また、バス会社は多数乱立しており、相互間の連絡調整は行われていない。バス路線のネットワーク化が最優先課題と言える。飽和状態のゴミ埋立地問題も大きな課題である。環境行政は州の管轄であり、イポー市にはゴミ処理場や埋立地を開発する権限はないので、現在州を通じて、連邦政府に整備を陳情中である。一方で、ゴミ問題の解決のために、環境教育によるゴミの削減やポイ捨て防止を促進したいという考えを持っており、今後ゴミの分別にも取り組んでいきたいとの考えから、小中学校レベルでの環境教育やプログラムには大変関心を持っている。

②地方自治制度下のイポー市国際関係政策

文化・青少年交流のほか、EU のプログラムを通じた ICT 研修などを行っている。

③姉妹都市政策

福岡市、南京市、広州市の3市と姉妹都市締結を行っており、福岡市とは、文化・青少年交流のほか、アジア太平洋都市サミットを通じた環境協力 (福岡方式) を受けた経験がある。

(3) イポー市に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ <http://www.mbi.gov.my>

②ヒアリング対象者(敬称略)

- ・ DATO' MOHAMAD RAFIAI, HJ. MOKTAR : Mayor 市長

- DATO' HJ. ABD. RAHIM BIN MD. ARIF : Acting Council secretaryIr Badrul Hisham Kamaruddin
City Engineer 技術部局
- Mohd Tajuddin B. Tahir : City Planner 都市計画部局
- Fahni md. Jan : City health Inspector 健康衛生部局
- Zarmadi Mohamed : Assistant Director 環境部局
- Shazily AB. Rahim : 連邦環境部局
- Haji kamarulzaman B. Yahya : 公務サービス部局
- Saidun Putih : Information technology Manager IT 推進部局
- Pn. Normal Latiff : Public Relation Officer 広報部局

参考文献

- (財)自治体国際化協会(2004):「ASEAN 諸国の地方行政」(財)自治体国際化協会, 308P.
- (財)自治体国際化協会(2007):「マレーシアの地方自治」CLAIR REPORT No.313, (財)自治体国際化協会, 70P.

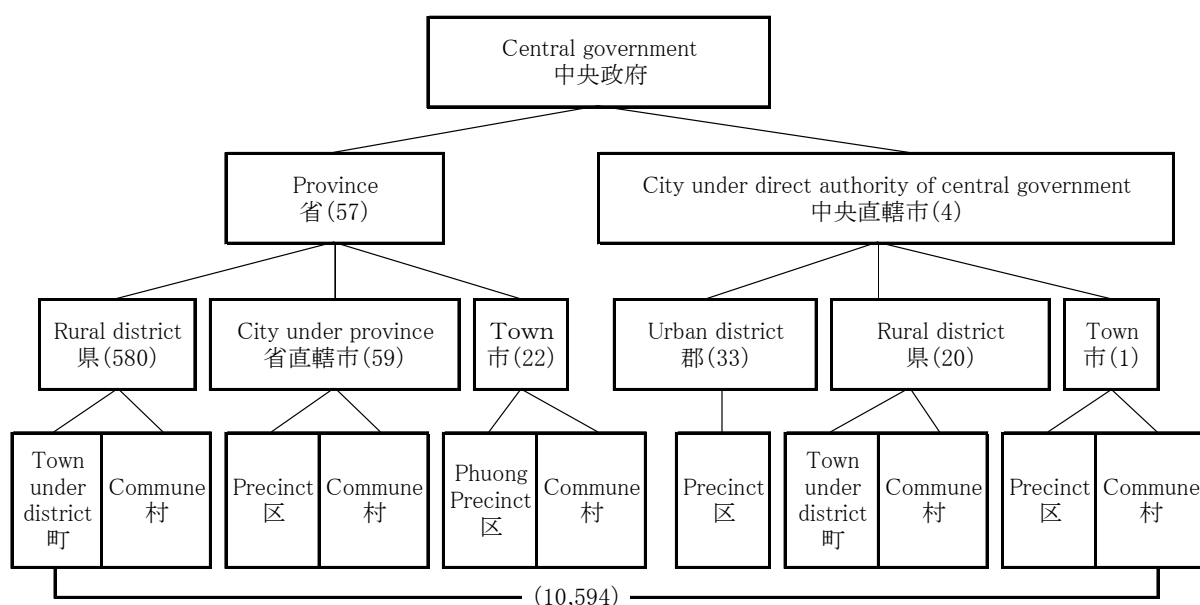
V. ベトナムの地方行政と主要都市の国際政策

1. 地方・自治体行政の概況

国名：ベトナム社会主義共和国	
国家政体	・共和制社会主義
根拠法	・憲法 ・2003年改正(2004年施行)人民評議会及び人民委員会組織法 ・2001年10月5日付政令第72号(中央直轄市の規定)
地方行政の仕組み	・中央政府は地方行政機関にあたる人民委員会の指揮、地方議会にあたる人民評議会の指導・監督を行う。首相は、政府の長として中央政府機関の指導・監督を行う。また、上位レベルの行政機関として、直近下位レベルの地方行政組織である省レベル(省及び中央直轄市)に対し、憲法・法・その他の国家機関の文書に反する人民評議会や人民委員会の決定を取り消すことができるなど、強い権限を持っている。 ・行政組織は、中央、省、県、町村レベルの4層構造からなる。省レベル以下の地方行政組織は全て国家行政組織の一部とされている。 ①国家行政組織(4レベル4層構造) ・中央(Trung uong / Central government)レベル、省(Tinh / Province)レベル、県(Huyen / Rural district)レベル、町村(Thi tran, Xa / Town under district, Commune)。中央から地方にいたるピラミッド型の国家統治が行われている。 ②省レベルの地方行政組織 ・省(Tinh / Province)と中央直轄市(Thanh pho truc thuoc trung uong / City under direct authority of central government)。 ③県レベル ・省の下に県(Huyen / Rural district)、省直轄市(Thanh pho truc thuoc tinh / City under province)及び市(Thi xa / Town)。 ・中央直轄市の下に郡(Quan / Urban district)、県、市がある。 ④町村レベル ・県の下に町(Thi tran / Town under district)と村(Xa / Commune)、市の下に区(Phuong / Precinct)と村、省直轄市の下に区と村が、郡の下に区が置かれている。
地方行政組織の概要	・省レベル地方行政組織が64、県レベル地方行政組織が681、町村レベル地方行政組織が10,876 存在する(2005年末現在)。 ①省レベル(省・中央直轄都市) ・次の5条件を満たす中央直轄市5都市(ハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市、ダナン市、カントー市)は、省と同レベルの位置づけがされている。 ・国の政治経済・文化・科学技術・教育・観光・サービス・内外交通の中心地。 ・国の経済社会発展促進の役割を有する首都もしくは都市。 ・非農業人口が90%以上。 ・インフラ整備がほぼ完成。 ・人口150万人以上、1km²あたりの平均人口密度が15,000人以上。 ②県レベル(県、省直轄市、市) ・名称の区分は人口や人口密度、インフラの整備状況等による。 ・一般に規模・都市化は、市>省直轄市>県の順に進んでいる。 ③町村レベル(町、村、区) ・町は村と比較して人口が集中し、ある程度都市化が進んだ地域。

	・村と区については、区が都市部における行政組織であり、村は地方における行政組織として位置づけられている。
地方行政組織内の力関係	・各レベルの地方行政組織には、それぞれ地方議会としての人民評議会 (People's Council)、その執行機関である人民委員会 (People's Committee) が設置されている。 ①人民評議会 ・地方議会だが国家機関である。地方住民に対して責任を負う一方、上位レベルの国家機関である国会常務委員会と上位レベルの人民評議会に対しても責任を負う。 ②人民委員会 ・人民評議会の執行機関であり、国家機関の行政執行機関として位置づけられている。人民委員会は中央政府と上位レベルの人民委員会の指導を受け、人民委員会の委員は人民評議会によって選出される。実際の行政事務は人民委員会に所属する複数の専門機関が行っているが、専門機関は人民評議会や人民委員会のほか、政府の関係省庁や上位レベルの人民委員会に所属する専門機関からも指導・監督を受ける (二重の従属)。 ・一般的に上位レベルの行政組織は、下位レベルの行政組織に対して非常に強い権限を持っている。
人民委員会の機能と業務分野	【省・中央直轄市人民委員会の決定権】 ①人民委員会の業務計画 ②社会経済開発計画、年間予算決算、基金積立に関する人民評議会への決議の付託 ③投資、建設及び重要事業に関する計画の人民評議会への決議の付託 ④緊急の問題解決のための人材及び財源の流用計画の人民評議会への決議の付託 ⑤人民評議会の決議のうち社会経済問題に関するものを実現するための施策、及び人民評議会に提出するための人民委員会報告書の採択 ⑥人民委員会専門機関の設立・合併・解散及び省、県、市等の境界画定に関する施策 【省・中央直轄市人民委員会の業務分野】 ・省レベル、県レベル、町村レベルの人民委員会の業務分野は、2003年改正の「人民評議会及び人民委員会組織法」において詳細に規定された。基本的には人民評議会の決定分野とほぼ同じである。 【省レベル人民委員会】 ①経済分野 ②農林水産業、灌漑及び土地利用に関する分野 ③工業、家内制手工業、工芸品に関する分野 ④通信及び運輸に関する分野 ⑤建設、都市管理・開発に関する分野 ⑥貿易、サービス及び観光産業に関する分野 ⑦教育及び訓練に関する分野 ⑧文化、情報、スポーツに関する分野 ⑨保健及び社会問題に関する分野 ⑩科学、技術、天然資源及び環境に関する分野

	①国防、治安、社会秩序の維持に関する分野 ②民族及び宗教に関する分野 ③法の施行に関する分野 ④地方行政制度の整備、地方行政組織の区域に関する分野
国際都市交流に積極的な都市・日本の都市(市)と姉妹友好関係締結の自治体政府等	【自治体との姉妹・友好関係】 ・ハノイ市:福岡県、北京、アンカラ、ワルシャワ他 60 都市 ・ホーチミン市:大阪市、釜山市、チャムパサック(ラオス)、マニラ、モスクワ、リヨン、泉州市(中)、台北市、ローヌ＝アルプ地域圏(仏)、プノンペン、ヴィエンチャン(ラオス)、スヴェルドロフスク(ロ)、瀋陽市(中)、トロント、サンフランシスコ、上海市 ・フエ市:ニューヘイブン(米)、ホノルル(米)、ケベック(加)、沖縄県、静岡市 ・ダナン市:ニューカッスル(豪)、川崎港(友好港)



図V-1 地方行政の構造

出所: (財)自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。

2. 地方・都市自治体における国際政策の概況

ベトナムの自治体の行政構造は中国の構造に似ている。国際政策は、中国では外事弁公室にあたる外務局が窓口となる。外務局は連絡調整、翻訳通訳の役割を担い、基本的には、国際政策などの企画等を担うところではない。

ベトナム政府は、近年首都ハノイ市の国際力の強化に力を入れている。第1の経済都市であるホーチミン市は、すでに自力で国際市場にて活躍できるようになったが、ハノイ市にはまだ支援が必要であるとの判断を行ったからだ。

国のバックアップもあって、ここ数年、ハノイ市が世界の有力都市、特に首都間の連携を勢力に行っている。

3. 地方・都市自治体の事例研究

1) ハノイ市(文献調査)

(1) ハノイ市の概要

①首都、中央直轄市

②人口：314 万人（2005 年）

③面積：921 km²

④主要産業：電気、情報技術、機械、機器、金属製品、食料品、飲料品、繊維製品、皮革製品、木工品、化学製品等

（２）ハノイ市国際政策の概要

①「2010 年社会経済開発（the socio-economic development duties up to 2010）」にみるハノイ市の都市政策目標

- ・首都経済を堅調な増加率及び規則に従って発展する
- ・文化を発展させ、社会党員を増やしていく
- ・市民化と近代化の規則に基づきながら、都市を形成し管理していく
- ・公安・国防を強化していく
- ・外交政策を拡大するとともに、地域と国際経済を活発に統合させていく
- ・政治システムの質を強化し成長させていく

②地方自治制度下のハノイ市国際関係政策

ベトナム政府は、近年ハノイ市の首都としての都市機能の強化に乗り出しており、空港の拡充、及び国際都市としての都市整備に大きな予算を配分している。

「HANOI ENLARGING THE FOREIGN AFFAIRS」（1986-2004）は、ハノイ市公式ホームページにまとめられている外交政策の成果である。

ハノイ市の外交政策は、「2010 年社会経済開発計画」にもその強化が明示される重要政策であり、「ハノイは国のために、国はハノイのために」という方針に基づき、首都として国全体に利益をもたらすような外交活動を、世界中の都市との協力関係において行い、国内の周辺都市や地域との協力や連動によって具体的に利益を広め浸透させていく、という強い姿勢がこの記述から見て取れる。以下は、その成果の抜粋である。なお、ハノイ市の国際関係政策は、外務局が窓口となっている。

- ・ハノイ市の外交政策は、工業化、近代化、国際経済との統合等に大きく貢献する（政治、経済、社会文化など）すべての領域において、数多くの成功をおさめてきた。
- ・ハノイ市の政治的な外交関係は、この数年でより強化され、市のリーダー、様々なサービス、委員や理事、専門家、地区や多くの組織の熱心な海外活動を通じ、その裾野はさらに広がった。
- ・外交活動による経済発展は、輸出の拡大、投資への関心、技術刷新、ツーリズム開発、労働者送り出しなどを促進した。
- ・世界中の首都及び都市間の協力や文化、スポーツ、教育、技術交流などの活動を通じて、ハノイ市の外交政策は、様々な行事を頻繁に開催するようになった。モスクワのハノイデー、ジュネーブのハノイ経済文化週間、そして都市経営、飢餓貧困撲滅、環境問題に関する地域ワークショップ、ANMC21（アジア大都市ネットワーク 21）など様々な活動、特に 2003 年にホスト開催した SEA GAMES 22 や PARA GAMES 2 を通じて、Thanglong-Hanoi（昇竜ハノイ）の文化を、世界の友人たちに忘れることのない思い出として残した。これらの様々な活動は、国際社会における首都ハノイのポジションを強化することに貢献した。
- ・国内都市や省との協力活動はハノイ外交政策のなかでも重要なコンテンツに位置づけられており、ハノイ市行政は、北部経済重点エリアを中心として、すべての地方都市や省とのハノイ市間協力が、それぞれの地域の潜在能力や強みを引き出すことができるような客観的な供給を常に心がけてきた。
- ・2 都市・地域間協力にも積極的に取り組んできており、これまで 11 の地域と協力分野を絞った提携を行ってきた。例えば、中国の雲南省地域の都市との間では、国内周辺都市や地域と

もに面的な協力関係を構築することによって、また、これらの地域に住む人々や地域行政の活動によって、大変有益な業績を上げてきている。

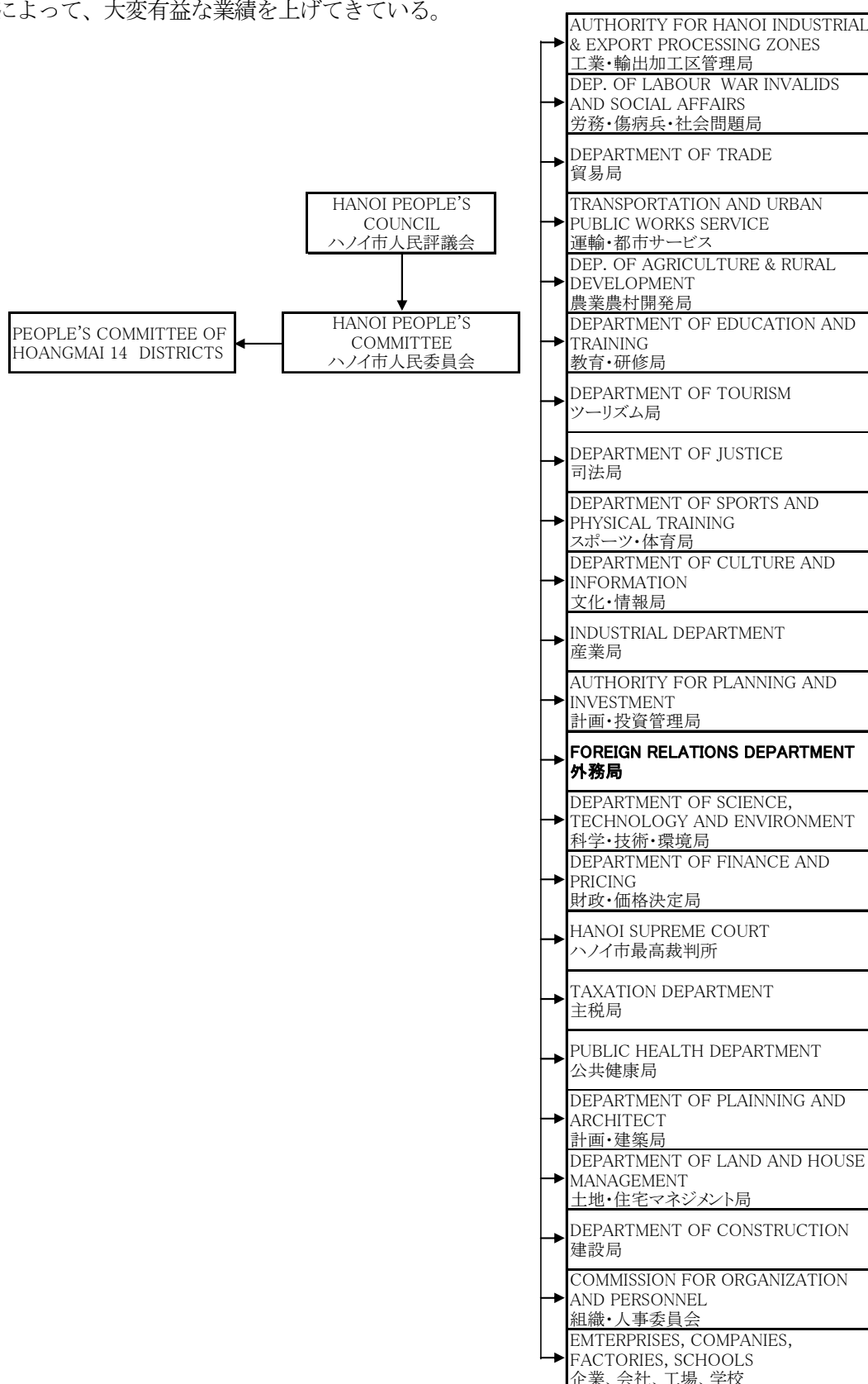


図 V-2 ハノイ市の行政組織図

出所: ハノイ市役所公式ホームページ(HP: www.thudo.gov.vn/ / 原文英語)を参考に作成。

日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

③姉妹都市等提携施策

2004 年までに提携した友好都市・地域は、50 の国・地域の 60 首都・都市であり、Metropolis、AIMF (Association Internationale des Maires Francophones : フランス語を話す市長の国際協会)、ANMC21 (アジア大都市ネットワーク 21)、CITYNET (アジア太平洋都市間協力ネットワーク)、the League of Historical Cities (世界歴史都市連盟) など、多数の国際都市ネットワークや国際組織に公式会員として参加している。

(3) ハノイ市に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ www.thudo.gov.vn

2) ホーチミン市

(1) ホーチミン市の概要

- ①中央直轄市、ベトナム最大の都市 (人口)
- ②人口 : 624 万人 (2005 年)
- ③面積 : 2,095 km²
- ④主要産業 : 製造業、機械組立加工業、ハイテク、食品加工、他

(2) ホーチミン市国際政策の概要 (ヒアリング・文献調査)

①都市政策の重点課題

・ 交通インフラの整備

交通問題の解決は最重点課題だ。2025 年に向けた交通発展プランを策定したところである。地下鉄や外周道路の建設などを盛り込んでおり、建設に当たっては日本や日本企業も大きな関心を寄せており、事業に参入の姿勢を見せている。

現在、ホーチミン市内では約 200 万台のバイクが走り、毎日 100 人が車の登録を行っている状況にある。そのため、車やオートバイの急増による渋滞が激しさを増して来ている。新たな公共交通インフラの建設も必要だが、経済的にも難しく長期的な取り組みとなるので、直近の対処として、個人の交通手段を制限するような対策を行っていくことも考えている。公共交通はバスに限られているが、バスの利用を促していくことも必要であり、道路の整備もあわせて進めていくべき課題である。また、同時に地下のバイク駐輪場と駐車場の設置を行っている。現在の 8 つの駐輪場設置を進めている。造った駐輪場を利用してもらうための交通教育やルールに対する認識を深めていくためのキャンペーンも必要だと考えている。

・ 住宅問題

都市の過密化、交通問題の解決のためにも、住民の移住政策を進めていく考えである。JICA の協力によって、現在マスタープランをつくっているが、住宅開発や道路建設を含めた都市計画プランに関して、日本や福岡市の経験と方法を学びたいと考えている。

・ 大都市の行政管理

大都市の行政管理についてアジア・ヨーロッパ諸都市について勉強している。ホーチミン市はベトナム政府の戦略に沿って発展しなければならないと考えているが、ベトナムの都市はいずれも都市化が進んでおり、ホーチミン市が機関車の役割を担い、先頭を切って、大都会の管理について学ぶことが求められている。経済の成長とともに、国民の要求も変化してきており、要求を具体的に満たしていけるような行政管理を行っていかなければならないとの考えを持っている。

②国際政策の考え方

ホーチミン市は成長している。解放の日には 300 万人だった人口が今や 800 万人になった。GDP は 2005 年に 12%、2006 年には 12.2% の成長をした。2007 年も 12.2%~12.5% の成長が見込まれる。急激な都市化によって、文化の発展、住宅開発、インフラ整備の要求が強くなってきている。都市問題の解決や都市開発に関しての経験豊富な海外都市との連携や協力は大変有益なことと考えている。

海外都市との共同研究に関して言えば、テーマとして、住宅問題、グローバル化における文化の継承、自然環境資源の保全と保護などに興味を持っている。ホーチミン市はシンクタンクを持っているので、共同研究の体制は整う。シンクタンク自身も様々な研究機関や国際機関と連携や協力、共同研究を行っている。

③地方自治制度下のホーチミン市国際関係政策

中国の組織でいうと外事弁公室にあたる外務局が国際政策の窓口となる。プロジェクト等を推進する場合には、担当局が実際に活動するが、外務局は、人の招聘派遣に関する手続的、言語的業務を行いプロジェクトの推進をサポートする。



図V-2 ホーチミン市の行政組織図

出所: ホーチミン市公式ホームページ(HP:<http://www.hochiminhcity.gov.vn/eng/>原文英語)を参考に図式化したもの。

なお、組織上の地位は不明であり、本図によって上部に位置するものが地位の高さを示すものではない。

④姉妹都市・都市ネットワーク・国際組織との連携

ホーチミン市は、現在 16 都市・地域と姉妹都市を提携している（表V-1）。

表V-1 ホーチミン市の姉妹都市提携

大韓民国 釜山市	フランス ローヌ＝アルプ地域圏
ラオス チャムパサック	カンボジア プノンペン
フィリピン マニラ	ラオス ヴィエンチャン
ロシア モスクワ	ロシア スヴェルドロフスク
フランス リヨン	中国 瀋陽市
中国 泉州市	カナダ トロント
日本 大阪市	アメリカ合衆国 サンフランシスコ
台湾 台北市	中国 上海市

出所:ホーチミン市公式ホームページ(HP:<http://www.hochiminhcity.gov.vn/eng/>原文英語)による。

⑤アジア太平洋都市サミットについて

アジア太平洋都市サミットのような都市間の会議は、共通の問題点を解決することにつながるような管理部門どうしの理解促進が必要だと考えている。そのためには事前会議で内容について話し合い、本会議において具体的な内容を協議できるような準備が必要だと考えている。

(3) ホーチミン市に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ <http://www.hochiminhcity.gov.vn/eng>

②ヒアリング対象者(敬称略)

- ・ Truong Van Lam : Chief of Staff
- ・ Phan Thu Hang : Director Political & Economic Affairs
- ・ Nguyen Thi Hoang Anh : External Relations Officer
- ・ Linh Phan : Officer of Foreign Affairs
- ・ Nguyen Van Quang : Vice Director ホーチミン市社会経済研究院
- ・ Vu Thi Hong : Head ホーチミン市社会経済研究院都市計画部
- ・ Le Van Thanh : Deputy Head ホーチミン市社会経済研究院都市計画部
- ・ Trieu Thanh Son : Researcher ホーチミン市社会経済研究院研究マネジメント協力部

参考文献

- ・ (財)自治体国際化協会(2004):「ASEAN 諸国の地方行政」(財)自治体国際化協会, 308P.

VI. フィリピンの地方行政と主要都市の国際政策

1. 地方・自治体行政の概況

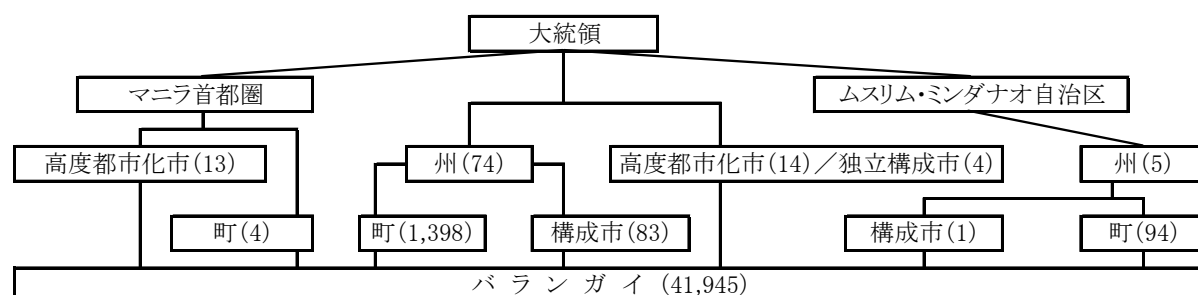
国名：フィリピン共和国	
国家政体	・共和制・大統領制
根拠法	・1991年新地方自治法
地方行政の仕組みと動向	・1991年に制定された地方自治法により、地方自治制度が体系的に確立されるとともに、中央から地方への権限移譲が進んだ。 ・移譲された権限は、住民に対する基本サービス機能である。農業普及、環境保護、保健サービスの提供、社会福祉サービスの提供、校舎・公共道路の建設と維持、観光施設や通信サービスの運営などの行政サービス機能が移譲され、それに伴い、一般消費向けの食料品の検査や検疫等、一部の規制権限の施行についても地方自治体に移された。
地方分権の推進状況とフィリピン特有の課題	【行政組織よりも政治家が力を持つという制度】 ・1991年地方自治法により、制度的には大幅な地方分権がなされたにもかかわらず、予算面でみた場合、地方自治体の対中央政府活動比率は大きく増加していない。その理由はわが国であれば、地方経費に計上されるような警察・消防をはじめとする地方経費の主要部分を占める地方の公共事業費の大部分が中央政府財政に計上されているからである。 ・フィリピンにおける行政は執行機関であり、政策決定等の政治的な行動力はほとんど持たない。公共事業等具体的な地域行政サービスの提供は、地方自治体首長、国会議員を含めた政治家が行う。そして、その多くが、国会議員と大統領との個人折衝によって、地方に配分されている。 【ポークバレル資金による国会議員の地方行政への関与】 ・ポークバレル資金は、アメリカ植民地時代に起源を持つ国会議員が地域の公共事業等に使うための予算である。民主化の過程において、この制度は廃止・再制定の繰り返しを経てきたが、エストラダ政権下(1998年-2001年)に表面的には完全に廃止された。しかし実質的には継続し、むしろ以前より拡大する形で今日に至っているとの指摘もある。 ・地方のみならずマニラ首都圏内のコミュニティにおいて目にする議員の名前入りのベンチやスポーツ施設は、このポークバレル資金を使って、地元選出議員が地元の陳情に応じて提供した公共施設である。 【ポークバレル資金による首長の政策展開】 ・近年の大きな変化は、分権化の推進によって、従来、国会議員が主導してきたポークバレル資金による地方開発事業を、首長が直接中央官庁に働きかけて行うようになってきたことである。行政組織やシステムは地方分権に対応して制度変更されたが、実際の政策、施策、事業の調整や決定は、政治家が中央政治への働きかけることによって、進められていると言える。
地方行政を所管する中央政府と業務	【内務自治省】 ・内務地方自治省は、1991年の組織改編により、地方自治に関する事務を担当する組織に加え、警察や消防など国内秩序の維持を担当する組織が組み込まれた。
地方行政体と地方自治行政体	【行政管轄区分】 ・14の地方(Region)とコルディエラ行政区(CAR: Cordillera Administrative Region)、ミンダナオ島のムスリム・ミンダナオ自治区(ARMM:Autonomous Region in Muslim

	Mindanao)、メロマニラ(マニラ首都圏:NCR: National Capital Region)の17区域に分けられている。 ・14地方及び7コルディエラ行政区は、国の出先機関を通して中央と地方との間の連絡調整を行う地方事務所であり、地方自治体ではない。14の地方(Region)は、リージョン1(Region I)からリージョン13 (Region XIII)まで数字が付されている。 【一般地方自治体】 ・一般地方自治体は、上記区域内にそれぞれ存在し、州(Province)、市(City)・町(Municipality)、バランガイ(Barangay)の3層からなる。 ・州自治体は、市及び町から構成されており、さらに、市及び町は、地方自治体の最小単位であるバランガイから構成されており、広域的な行政サービスや個々の町や市が実施するには難しい高度なサービスを行う。 ・市は高度都市化市(Highly Urbanized City)、独立構成市(Independent Component City)、構成市(Component City)の3形態に分類できる。 ・2002年6月現在、27高度都市化市、4独立構成市、83構成市の計114市が存在する。 ・27の高度都市化市のうち、13はメロマニラ内の都市である。残りは、アンヘレス市(パンパンガ州)、オロンガポ市(サンバレス州)、ルセナ市(ケソン州)、イロイロ市(イロイロ州)、バコロッド市(西グロス州)、セブ市(セブ州)、マンダウエ市(セブ州)、サンボアンガ市(南サンボアンガ州)、イリガン市(北ラナオ州)、カガヤンデオロ市(東ミサミス州)、ダバオ市(南ダバオ州)、ジェネラルサントス市(南コタバト州)、ブトゥアン市(北アグサン州)、バギオ市(ベンゲット州)である。 ・独立構成市は、サンチャゴ市(イサベラ州)、ナガ市(南カマリネス州)、オルモック市(レイテ州)、コタバト市(マギンダナオ州)の4市である。 ・高度都市化市と独立構成市は、州からの監督を受けない独立性を持つ。したがって、市の住民は、市長の選挙権を持つが、州知事の選挙権は持たない。 ・構成市は一般的な市であり、町と同等に扱われる。構成市と町は地方行政サービスの重要部を担う存在である。 ・バランガイは、50～100世帯からなる最小の自治体であり、住民に密着した政府政策、プロジェクトの実施と地域計画の作成を行う。 【特別地方自治体】 ・ムスリム・ミンダナオ自治区は、知事を首長とする自治区政府、特別地方自治体である。 ・メロマニラのマニラ首都圏開発局はマニラ首都圏評議会によって組織される特別地方自治体であり、大統領より直接の監督を受ける行政団体である。
一般地方自治体 【州・高度構成都市】	【州・高度構成都市の機能】 ・州は2002年6月現在79あり、市や町で構成されている。州の設置基準は3条件による。 ①財務省によって確認された平均年間歳入が2千万ペソ以上である ②国家統計局が認めた人口が25万人以上である ③国土管理局が認めた面積が2,000 km²以上である ・州は管内自治体間の調整や監督といった機能を果たし、市や町単独では対応不可能な広域的行政サービスに対して責任を負う。だが、地域社会との関係は必ずしも密接とは言えない。 ・1991年以降、公共事業や公衆衛生、農業、地域開発など多くの事業計画・実施に

	関わるようになってきている。 ・州組織は、執行機関である州知事及びその補佐役の州副知事を中心に、行政機関である州政府と立法機関である州議会とによって構成されている。
	【州知事・州副知事】 ・住民からの直接選挙で選ばれる。
	【州の担当事務】 ①農業普及や動植物の害虫・病疫からの予防対策を含んだ現地実地調査、酪農場、家畜市場、畜産場、人工受精センター、農業・漁業共同組合及びその他の組織に対する支援や適切な技術移転 ②産業調査、産業開発支援サービス、適切な技術移転 ③コミュニティレベルでの森林計画を規定する森林法、汚染防止法、小規模鉱業法、その他環境保護法令の執行及び監視、地方における小規模水力発電プロジェクトの実施 ④病院を含むその他健康保健サービス ⑤帰還者、避難者救済を含む社会福祉サービス、救援活動、人口政策 ⑥州の建造物、州刑務所、一般公園及び公共集会地域、その他類似の施設 ⑦州の道路や橋梁、上下水道、治水・灌漑等の設備、土地改良プロジェクトの実施 ⑧低価格住宅、その他の集合住宅建設プロジェクトの実施 ⑨信用融資を含む投資支援サービス ⑩コンピュータを使用しての税情報や税徴収事務の向上 ⑪国家の政策、ガイドラインに基づいた自治体間の電気通信サービス ⑫観光開発促進プログラムの実施
一般地方自治体 【市】	【市の設置基準と機能】 ・市は2002年6月現在115あり、管轄内において基礎的、直接的な行政サービス、その調整を行う。市の設置基準は次の3つである。 ①財務省が確認した最近2年間の年間歳入が2千万ペソ以上である ②国家統計局が認めた人口が15万人以上である ③国土管理局が認めた面積が100 km²以上である ・高度都市化市と独立構成市は州から独立し、州と同格に扱われている。高度都市化市となる条件は、上記市の設置基準に加え、人口20万人及び直近の年間収入が5千万ペソを超えることである。独立構成市は、高度都市化市ほど平均収入は多くないが、州とは独立して独自の行政活動を行うことができる。 ・条件を満たせば、構成市から独立構成市、高度都市化市へと昇格することができるが、国会の承認を経た後、大統領令によって制定される。 ・市組織は、執行機関である市長及びその補佐役である市助役を中心に、行政機関である市政府立法機関である市議会に分かれる。
	【市長・副市長】 ・住民による直接選挙で選ばれる。
	【市の担当事務】 ・町や州が行うすべてのサービス、施設管理に加え、通信輸送施設管理と教育、警察、消防業務の運営を担当する。
一般地方自治体 【町】	【町の設置基準と機能】 ・町は2002年6月現在1,496あり、複数のバランガイから構成され、管轄内の住民に対して日常的で直接的なサービスを行う。

	・町の設置に関する基準は、 ①州財務官によって確認された最近2年間の年間歳入が250万ペソ以上である ②国土管理局で認められた人口が2万5千人以上である ③国土管理局で認められた面積が50 km²以上である ・町の基本的な権限は構成市とほぼ同じであるが、州の監督に服する度合がやや大きく、人口要件も2万5千人以上とされていることから、規模は一般に構成市より小さい。 ・町組織は、執行機関である町長及びその補佐役の町助役を中心に、行政機関である町政府と立法機関である町議会から構成されている。 【町長・町助役】 ・住民による直接選挙で選ばれる。 【町の担当事務と施設】 ①農業、漁業関連の支援、現地調査業務及び関連施設の管理 ②バランガイ灌漑設備の整備 ③総合社会森林計画に基づくコミュニティを基礎とした森林プロジェクトの執行 ④初期診療や幼児医療の実施、伝染病感染防止に向けた保健サービス ⑤児童福祉、家族・地域福祉、寡婦福祉、老人福祉、障害者福祉等社会福祉サービス ⑥資本投資、就職斡旋、税金、マーケティングなどの各種情報サービス ⑦公立図書館の維持管理 ⑧公共衛生に関連した廃棄物処理・環境管理システムの運営及びその施設 ⑨町の公的建造物、文化センター、公園、広場、スポーツ施設等の管理 ⑩町の住民の生活にとって必要不可欠な道路、橋梁、公立の小中学校、診療所、保健センターを中心とした健康保健施設、共同灌漑設備、小規模貯水池、漁港、深堀り井戸、雨水備蓄、上下水道設備、護岸、堤防、排水路、信号や交通標識等の設置 ⑪公共マーケット、食肉処理場、その他の町公社施設 ⑫公共墓地 ⑬観光アトラクション等観光関連施設、その施設に関する設備購入、運営・安全管理 ⑭警察署、消防署、町刑務所
一般地方自治体 【バランガイ】	【バランガイの設置基準と機能】 ・バランガイは、100～500世帯の集落からなり、2002年6月現在41,945ある。最小かつ住民に身近な地方自治体で、地域レベルの政策の計画を実行する上で最も基本となる組織である。 ・重要な機能は、地域住民の要求や提案のとりまとめと具体化である。地域住民の意見を集約し市や町の行政に反映させる組織であると同時に、市や町行政の代行、委任組織としての機能も求められている。 ・バランガイの設置基準は、国家統計局で確認した人口が2千人以上の集落隣接地域である。但し、メトロマニラの市町内では人口5千人以上に限定されている。 ・バランガイは、執行機関であるバランガイ長を中心に、行政機関としての機能を果たすバランガイ政府や、立法機関としての機能を果たすバランガイ議会などから構成されている。 【バランガイ長】

	・住民による直接選挙で選ばれる。 【バラングイの担当事務と施設】 ①栽培品の配布や、農産品の収集・販売所の運営などの農業支援業務 ②バラングイヘルスケアセンターやデイケアセンターの管理・運営等、社会保健福祉サービス提供 ③公衆衛生、環境美化、廃棄物収集に関するサービス及び施設 ④バラングイ裁判の執行 ⑤バラングイの道路、橋脚、水道設備の維持管理 ⑥多目的ホールや多目的の舗道、プラザ、スポーツセンター等地域公共施設の管理 ⑦情報センター、図書館 ⑧公衆市場
国際都市交流に積極的な都市・日本の都市(市)と姉妹友好関係締結の自治体政府等	【日本の自治体との姉妹・友好関係(締結年月日)】 ・ベンゲット州－高知県(1975.7.28) ・マニラ(ルソン州)－横浜市(神奈川県)(1965.7.1) ・バギオ(ベンゲット州)－羽生市(埼玉県)(1969.2.11) ・パシッグ－丸亀市(香川県)(1971.11.4) ・ケソン－千葉市(千葉県)(1972.11.9) ・バギオ(ベンゲット州)－稚内市(北海道)(1973.3.20) ・ダグバン(パンガシナン州)－磐田市(静岡県)(1975.2.19) ・カンラオン－大和町(広島県)(1977.7.25) ・マニラ(ルソン州)－高槻市(大阪府)(1979.1.25) ・タクロバン(レイテ州)－福山市(広島県)(1980.10.19) ・バヨンボン(ヌエバ・ビスカヤ州)－五戸町(青森県)(1983.12.22) ・レガスピー(アルバイ州)－銚子市(千葉県)(1985.6.27) ・マニラ(ルソン州)－八木町(京都府)(1985.8.21) ・カウイト－鮭川村(山形県)(1988.6.30) ・マバラカット(パンパンガ州)－金木町(青森県)(1989.4.1) ・ジェネラルトリアス－戸沢村(山形県)(1989.8.11) ・シライ(ネグロス島)－天城町(鹿児島県)(1990.4.20) ・ラ・トリニダット(ベンゲット州)－新里村(岩手県)(1992.8.7) ・モンテンルパー－群馬町(群馬県)(1994.3.1) ・ラ・トリニダット(ベンゲット州)－里美村(茨城県)(1994.11.7)



()内の数は、各自治体数

図VI-1 地方自治体の構造

出所: (財)自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政」2004 年。

2. 地方・都市自治体の事例研究

1) メトロマニラ・マニラ市

フィリピンの首都はメトロマニラ（マニラ首都圏）である。マニラ市をはじめとする 17 の行政地域の集合体がメトロマニラを構成しており、通常マニラと言う場合にはこのメトロマニラを指し、マニラ市はマニラシティと呼ばれる。

（1）メトロマニラの概要

- ①首都、17 の行政地域・自治体の集合体
- ②人口：993 万人（2000 年）
- ③面積：636 km²

（2）メトロマニラ国際政策の概要（文献調査）

メトロマニラは集団としての政治力は持っていない。政治的決定権は、お互いから独立した政治力を持つ 17 の行政地域・自治体が有し、マニラ首都圏開発庁（Metropolitan Manila Development Authority：MMDA）の一部であるメトロマニラ首長連盟に属する首長によって統治されている。メトロマニラに属する都市は全て高度都市化市である。これらの行政地域・自治体は政治的に独立しているものの、交通管理・洪水制御・ゴミ処理・下水処理などいくつかの事業は大統領室下のマニラ首都圏開発庁によって共同運営されており、運用においては、独立した専門組織、例えば、Pasig River Rehabilitation Commission (PRRC)、the Department of Public Works and Highways (DPWH) や地方自治体のユニットとの共同で進められる。なお、これら公共事業体組織のトップは大統領の任命である。

メトロマニラは、独自の政策決定権や執行権を持たない集団であるが、ANMC21（アジア大都市ネットワーク 21）に参加するなど、国際都市ネットワークに参加し、共同事業なども行っている。

表VI-1 メトロマニラを構成する自治体

自治体
Quezon City
Manila
Caloocan
Las Piñas
Pasig
Valenzuela
Taguig
Parañaque
Makati
Marikina
Muntinlupa
Pasay
Malabon
Mandaluyong
Navotas
San Juan
Pateros

(3) マニラ市の概要

- ①高度都市化市
- ②人口：158 万人(2000 年)
- ③面積：38.55 km²
- ④主要産業：商業、他

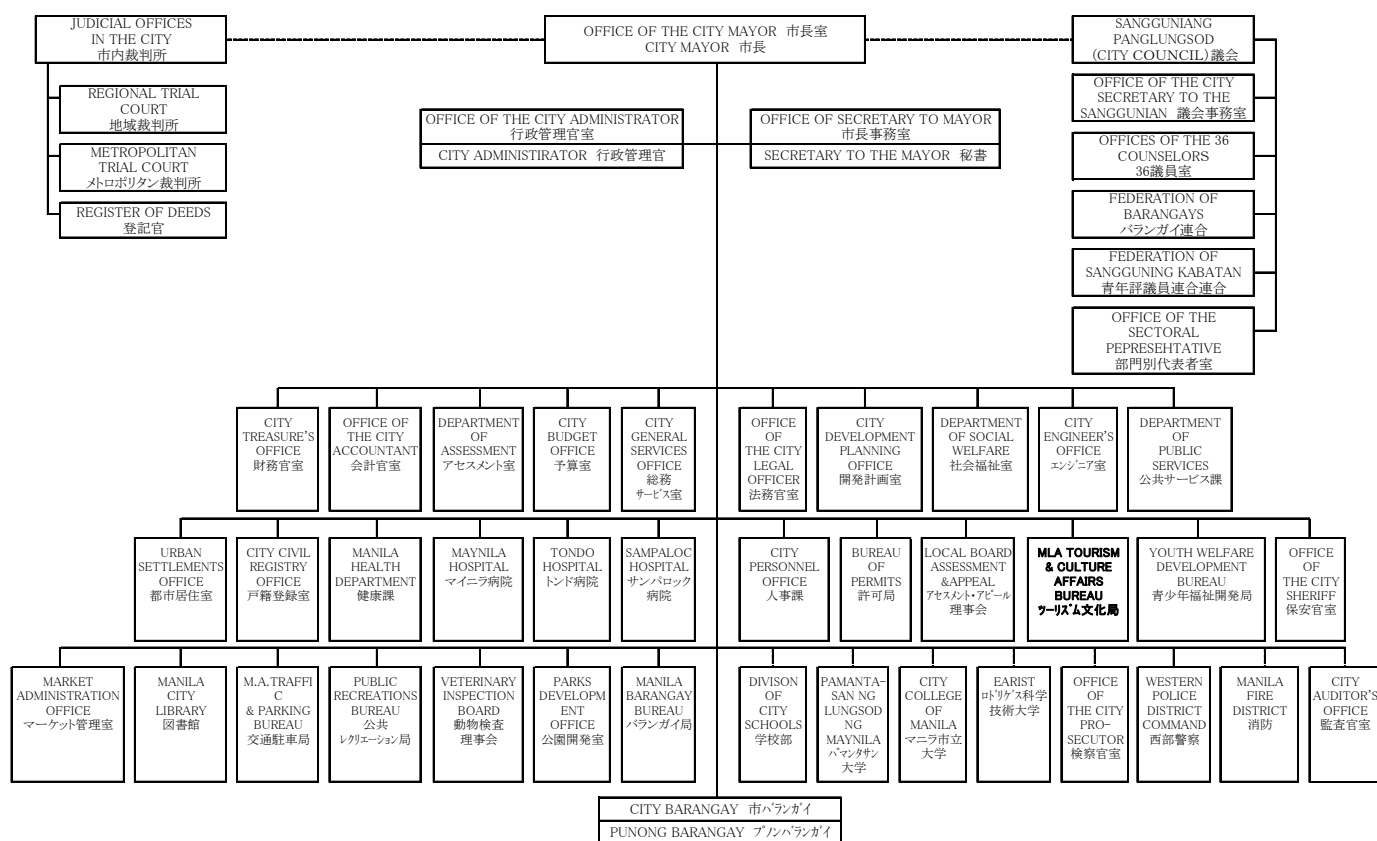
(4) マニラ市国際政策の概要（ヒアリング・文献調査）

①マニラ市の都市政策の概要

マニラ市が担当する業務は市民への公共サービスの提供が中心であるが、都市計画や観光振興は、マニラ市が独自に力を入れる政策分野である。これら独自のビジョンを強く打ち出せる政策は、市長の方針に委ねられている。2007 年の選挙で退場した前市長は、ウォーターフロントの開発に力をそそぎ、観光客や地域の人々のレクリエーションの充実を図った。

②地方自治制度下のマニラ市国際関係政策

国際関係政策の窓口は特におかれていない。アジア太平洋都市サミットに加盟しているが、その窓口はツーリズムセクションとなっている。



図VI-2 マニラ市の行政組織図

出所: マニラ市役所(原文英語)。

日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

③姉妹都市政策

14 の都市と地域と姉妹・友好関係を結んでいる。

表VI-2 マニラ市の姉妹都市提携

カナダ モントリオール	台湾 台北
カナダ ウィニペグ	タイ バンコク
中国 北京	米国 サンタバーバラ
中国 上海	米国 サクラメント
コロンビア カルタヘナ	米国 サンフランシスコ
インド ニューデリー	米国 マウイ
イスラエル ハイファ	日本 大阪

出所：マニラ市役所。

(4) マニラに関する調査リソース

①文献リスト

- ・ http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/sp/index_jp.html
- ・ <http://www.manila.gov.ph>
- ・ <http://www.mmda.gov.ph/main.htm>

②ヒアリング対象者(敬称略)

- ・ Ofelia Q. Co : Asst. Department Head Manila Tourism & Culture Affairs Bureau
- ・ Roberto R. Amores : Officer in charge City Planning & Develop Office

2) セブ市

(1) セブ市の概要

- ①セブ州の州都、州から独立した行政権限を持つ高度都市化市
- ②13 の自治体からなるメトロセブ（メトロマニラと異なり行政機構は持たない）の中心市
- ②人口：72 万人（2000 年）、フィリピン第2の都市（人口）
- ③面積：291.25 km²
- ④主要産業は、雇用者の4分の3が従事する貿易とサービス業である。貿易はセブ港と国際空港という海空の物流拠点と、その周辺に立地する外資系企業の工場立地によるところが大きい。また、ツーリズムももう1つの主要産業である。

(2) セブ市国際政策の概要（ヒアリング・文献調査）

①マスタープラン／都市計画プランにみる都市ビジョン

- ・ Vision／ビジョン
“優れた統治、企業家精神、管理、労働力を通じて、全ての人に充実した文化生活と住みよい環境を提供できる、交易、産業、サービスの中心地となること”
- ・ Mission／ミッション
“さらに高い経済成長と公平かつ持続性のある開発を実現し、環境を保護し、土地の最有効活用を達成すること”
- ・ Goal／ゴール
“世界標準に相当するより高度の生活水準を達成する”
- ・ Specific Objectives／具体的な目標

さらに高い経済成長と公平かつ持続性のある開発を達成すること
環境を保護すること
資源の最有効利用を達成すること

・Role／役割

主要な交易中心地として
中心地として
世界的生産拠点として
国際観光の中心地として
交通ハブとして

②都市政策の概況

セブ市は、フィリピンのセカンドシティとして成長している。例えば、セブ市の人口は約 72 万人である。これは 10 自治体で形成するメトロセブ地域人口 170 万人の 42.4%を占め、セブ州人口の 30.2%を占める。人口は、1990 年以降飛躍的に増え続けている。また、セブ市を訪れるツーリストの数も 1995 年の 50 万人から 2004 年の 101 万人と 10 年間で倍増した。さらに、海外からの直接投資や貿易額の伸びも右肩上がりが続いている。

これらの成長は、1990 年頃から始めた対外プロモーション戦略の成果と考えている。当時、経済や政治的なイメージが悪かったフィリピンという国名をはずし「アジア太平洋の島セブ」としてイメージプロモーションを世界中で行った。このことで、フィリピン政府とは陰悪な関係となったが、非常に大きな成果を導いた戦略だったと考えている。

③地方自治制度下のセブ市国際関係政策

セブ市はセブ州の州都でありメトロセブ地域の中心都市である。メトロセブはメトロマニラと異なり行政連合体ではない。セブ市は市長のもと、高度都市化市として州からも独立した行政と政策を推進している。セブ市はマニラよりもオープンマインドな考えを持っており、常に外向きの政策や戦略を展開している。したがって国際政策にも積極的である。

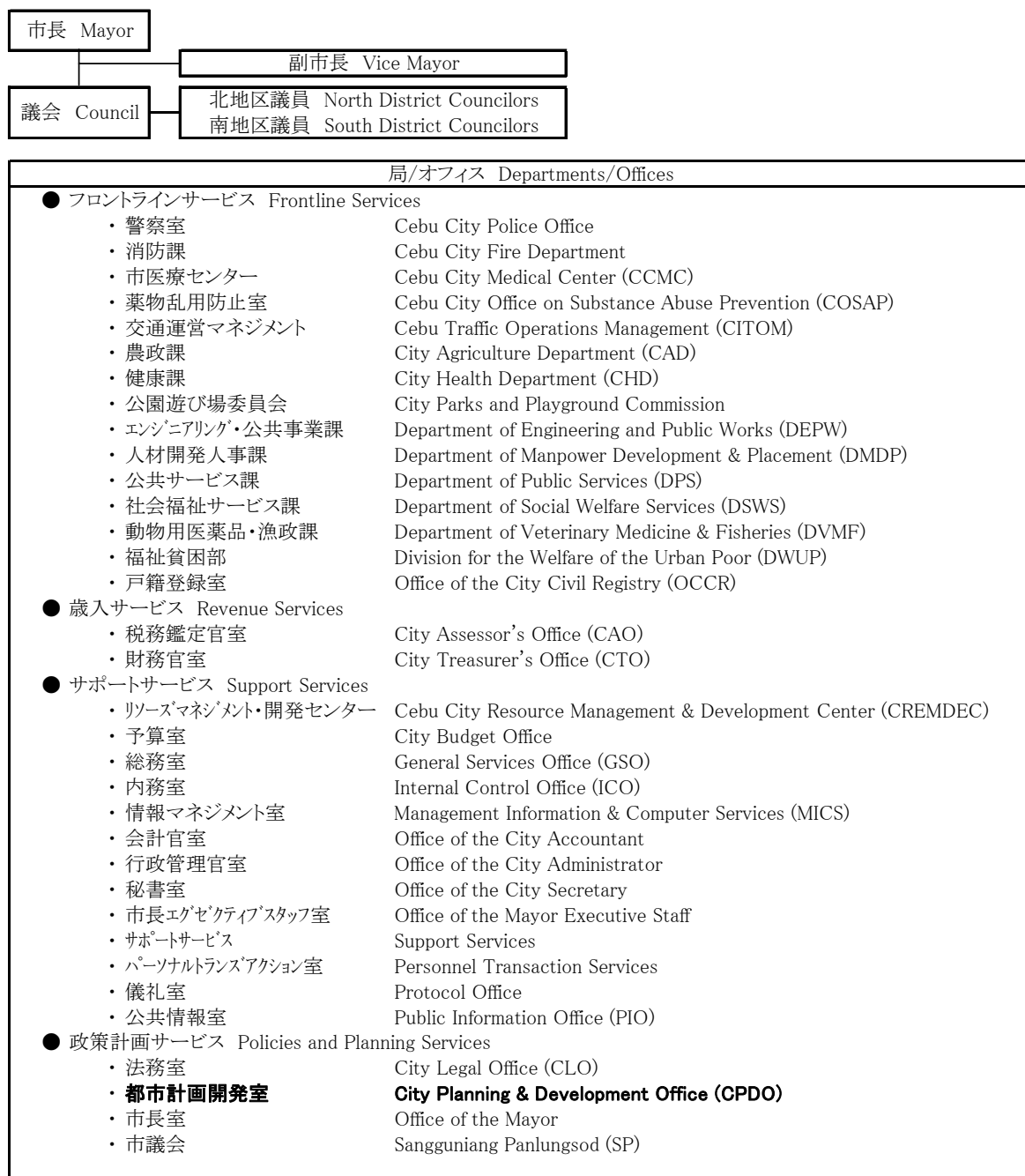
セブ市に国際関係のセクションはないが、海外都市との連携や交流は、概ね都市計画開発室が窓口になることが多い。姉妹都市提携等は市長室が主に業務に当たっている。なお、セブ市においては、姉妹都市関係等の海外都市との契約については、中央政府の届けも許可も不要である。すべての政策は、市長の権限で遂行できる。

④姉妹都市等提携施策

セブ市長は、第 3 世界の都市においては、進んだ海外の都市を通じてより良い知識や技術、政策を取り入れることは、市長の義務だと考えており、積極的に姉妹都市等の締結を行ってきている。姉妹都市以外の都市間交流・協力も活発である。北九州市とは姉妹都市関係を結んでいないが、特別なパートナーと考えている。

セブ市のような開発途上国の都市にとって、先進都市の使い古しの設備を譲り受けるような協力は大変ありがたいものであると言う。北九州市からは現在使われなくなった 20 のゴミ処理設備の 1 つを譲り受けた。その際、輸送費などの実費はセブ市が負担したので北九州市の負担をほとんど強いなかった。台湾の高雄市からは 20 代の中古バスを譲り受け、子どもの送迎や低料金のコミュニティバスとして活用している。米国の都市からもロータリークラブを通じて病院の中古ベッドを譲り受けた経験がある。海外の先進都市には多くのアセットが眠っており、それらは途上国には有用なものなので、使わなくなった設備は何でも大歓迎であると考えている。なお、米国の都市ではシアトル市と交流が深い。

連携する都市の中、オランダのハーレルメール市とは毎年市長訪問をするなどの定期交流を行っている。市長や市議会などがベストポリシーの情報交換をするだけでなく、商工会議所、企業、NGO、青年会議所など市役所以外の団体が交流する機会を設けており、そちらのほうが大切だと考えている。



図VI-3 セブ市の行政組織図

出所:「Cebu City Profile」City Planning and Development Office,2008 を参考に図式化したもの(原文英語)。

組織上の地位は不明であり、本図によって上部に位置するものが地位の高さを示すものではない。

日本語訳は(財)福岡アジア都市研究所による。

⑤日本の都市との連携状況・課題

北九州市とは2000年に北九州で開催された国際連合アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）の「アジア・太平洋環境と開発に関する閣僚会議」をきっかけとして連携・協力が始まった。会議において「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ（KICE）」が宣言され、他の参加都市とともに北九州イニシアティブネットワーク（KIN）の一員となった。また、北九州市とバイラテラルな環境協力を行う北九州市のアジア環境協力ネットワークにも参加している。ネットワークを通じて、他の都市との情報交換や、日本の進んだ環境技術や知識を得ることができるほか、ネットワークの枠組み以外での、北九州市とのバイラテラルな環境協力によって、水、大気、ゴミ問題の解決を図ってきている。KINを通じて、神奈川県葉山町に拠点を置く（財）地球環境戦略研究機関のプログラムも受けたことがある。

⑥都市ネットワーク・国際組織との連携

国際都市ネットワークへの参加には強い関心を持っている。現在、北九州市の北九州イニシアティブネットワーク、アジア環境協力ネットワークとICLEI（International Council for Local Environmental Initiatives：国際環境自治体協議会）に参加しているが、学ぶことや得るものが多いと評価している。アジア太平洋都市サミットにもできれば参加したいとの考えも示した。

⑦その他（国際都市とは）

特に1990年以降の積極的な外交政策によって、セブ市は国際都市になってきたと言う。国際都市の明確な定義はないが、25年前にレストランと言えば中華かフィリピン料理だったのが、今は日本、韓国、ベトナム等、色んな料理が食べられるようになり、高校生のほとんどが箸を上手に使えるようにもなった。25年前の居住者といえば、中国人とスペイン人のお金持ちと貧しいフィリピン人だけだったのが、世界中からの企業進出によって様々な国から人がやってきて住むようになった。また、世界でも有数のリゾート地となり訪れる観光客も多彩になった。

ちなみに長年、日本人観光客が最も多かったが、2007年は韓国人の数が日本人を初めて上回った。おかげで韓国レストランや韓国商品がセブ市では急激に増えたと言う。

（４）セブ市に関する調査リソース

①文献リスト

- ・ 「Cebu City Profile」 City Planning and Development Office, 2008
- ・ 「CEBU CITY STRATEGIC MASTER PLAN STUDY Executive Summary Draft Final Report」 Cebu -City, 2004
- ・ <http://www.cebucity.gov.ph/>

②ヒアリング対象者(敬称略)

- ・ Roberto R. Amores： Officer in charge City Planning & Develop Office

参考文献

- ・ 片山裕(2003)「フィリピンの中央地方関係と1991年の新自治法」村松岐夫・白石隆(編)『日本の政治経済とアジア諸国』上巻, 第4章, PP67-95.
- ・ 佐々木雅子(2005A):「フィリピン共和国における広域行政・地方自治体連合化の取り組み」横浜国際社会科学研究所第10巻第2号, PP110-129.
- ・ 佐々木雅子(2005B):「フィリピンにおける中央・地方関係についての一考察-社会開発政策の実施とその運営制度」横浜国際社会科学研究所第10巻第3.4号, PP93-115.

VII. 結論（福岡市への提案・示唆）

1. 本研究の総括

本研究は、平成 19－20 年度自主研究「福岡市のアジア政策の過去・現在・未来－福岡市のアジア政策の成果を検証し『国際都市・福岡』に向けた方向性・アプローチを探る」の事前研究と位置づけられている。

アジア地域との都市連携はいかにあるべきかと言うテーマは福岡市のアジア政策の中でも重要な視点である。本研究では、東南アジアの都市に焦点を絞り、そのあり方を探っていくための資料等を収集し、それらを基に、今後の福岡市の東南アジアとの都市連携政策の方向性検討のための示唆・提案を試みたものである。

具体的には、東南アジアが有する価値を有効活用していくために、東南アジアの有力都市の行政システム、都市政策、提携を視野に入れた国際政策の現状及び今後の方針を把握し、それを福岡市の今後の国際・アジア政策の展開に活かしていくための資料とする事を、本研究の主要目的とし、そのために、文献等の収集、現地ヒアリングにより調査を行った。

本研究によって明らかになったのは、東南アジアの都市の戦略的な都市連携の動きである。東南アジアの都市は、財政基盤の弱さ、及び政治経済の不安定というリスクを抱えながら、都市基盤の整備や公共サービスの充実に取り組んでいる。このリスクを軽減するために、国際機関や海外の有力都市、都市間ネットワークなどとパートナーシップを構築し、支援や協力を得ることによって都市政策の充実を図っていこうと考え行動する都市が増えてきている。これは、近年急速に進んだ地方分権の動きを受けてのことと言える。

福岡市は、東南アジアとの連携に関しては、複数の空路直行便の存在、アジア太平洋都市サミットを通じたカウンターパートの確立、国連ハビタットアジア太平洋事務所と協働のし易さ、などの面で、国内では大変有意な位置に立っている。しかしながら、この優位性は脆弱である。

都市間連携、自治体間交流は、相手を知り選んで戦略的に交流していけば、具体的な目に見える成果を得られる可能性を持っている。世界とアジア、日本とを結ぶ東南アジアの有力都市の政策をより深く理解することによって、福岡市はこれまでの優位性を保ちつつ、新たな都市の持続的な発展につなげていけるのではないかと考える。

ここでは、本研究の総括として、事例研究の対象とした東南アジア諸自治体政府の都市政策・国際政策の現況、及び方向性を整理・分析したうえで、各国及び個別都市と福岡市との連携可能性を検討する。そしてその検討結果を基に、今後の福岡市における東南アジア都市連携政策のあり方についての提案・示唆を試みる。

2. 東南アジア都市の国際政策の現況と方向性と福岡市との連携可能性

1) 東南アジア諸国の地方自治、自治体政府の都市政策の現況

事例研究の結果を基に、各国及び個別都市との間における「福岡市としての連携可能性・方向性」を検討する。

表Ⅶ-1のように、事例研究を行った都市を分析した結果、福岡市が今後、最も積極的に連携を深めていくべきと判断された都市は、バンコク都であった。空路直行便の存在、国連活動を通じた意識の共有、福岡市のことをよく知っているという環境が、すでにソフトインフラとして整備されており、中産階級の台頭による市民意識の向上、市民の消費活動の活発化、海外旅行ブームなどが起こってきていからだ。これらの潜在的なシーズやニーズを福岡市に呼び込めば、福岡市の集客交流産業の活性化につながる。また、すでに世界都市とみなされているバンコク都と対等に付き合うことは、福岡市のプレゼンスのアップに貢献できる。

ベトナムの2都市、特にまだ関係の薄いハノイ市は、今後ベンチマークしていくべき都市と考える。ホーチミン市への注目度は民間を中心に福岡でもかなり高まっているが、ハノイ市の成長

可能性は計り知れない。福岡県とハノイ市の友好提携を機に、これからもっと福岡への関心が高まる可能性がある。空路直行便の開設等を視野に入れた交流の推進の余地はあると考えられる。

表Ⅶ-1 事例研究都市との連携可能性(分析)

国	都市	都市・国際政策の方針と現状の分析	都市間連携及び福岡市との連携に対する態度・視線の分析	福岡市との連携の可能性(メリットの所在)
インドネシア	ジャカルタ首都特別州	・海外の都市や国際機関との連携を通じて、インフラを中心として国際援助を得、首都にふさわしい都市機能を整備していきたいという方針を持っている。 ・洪水対策、ゴミ処理、都市交通の整備、鳥インフルエンザ対策への具体的な協力や援助を得たいと考えている。しかし、その整備を有効に機能していく管理能力が十分に備わっていない。 ・そのため、国際都市ネットワーク・国際会議などへの参加には意欲的であるが、財政状態が良くないため、金銭的負担を伴う活動には消極的である。	・様々なネットワークに参加し、国際協力や援助を得られる機会を伺っているとの印象を受ける。 ・都市連携のネットワークへの関与に関しては、UCLG-ASPAC の事務所を抱えているため、UCLG を最も重視すべき機関と考えているものと推測される。 ・アジア太平洋都市サミットに参加しており、具体的なメリットが見込める協力や援助が見込めれば、福岡市との連携に対しては積極的な態度を示す。だが現状においては、具体的なプロジェクトを行う東京都が主催するアジア主要都市ネットワーク 21 に積極的に参加していることもあって、福岡よりも東京に視線が向いている。首都であるため、つきあうなら首都同士という意識があるのではないか。	・ジャカルタと親密に連携し、何らかの果実を得て、福岡市や市民に何かを還元できるというものは、今のところほとんど見当たらない。 ・但し、世界的に知られる大国の首都との対等な付き合いは国際社会に対するアピール力を持っている。何らかの具体的なプロジェクトの協働推進は難しいが、アジア太平洋都市サミットへの積極的な参加を促していくことは大切である。
	スラバヤ市	・地方分権を契機にジャカルタなどインドネシアの他都市が持つ遅れたイメージを払拭し、世界から認められる大都市への脱皮を試みようとしており、そのために国際機関や他都市からの協力を得ながら中長期的なまちづくりを行っていくという考え方を持っている。 ・先進国の都市政策情報への収集意欲は強い。力を入れている分野は、これからの都市に求められる環境問題である。 ・国際協力には市民と産学官で対応し協働で活動すべきと考えている。	・インフラの充実や環境等の問題解決に関して、協力を受ける可能性のある国際機関や他都市をインターナショナル・ドナーと呼び、CITYNET など協力ネットワークに加盟し、情報を得る努力を続けている。 ・有力な港湾都市との連携に積極的である。 ・福岡市とはこれまでほとんど接点はなかった。だが北九州市からの環境協力を得ているため、福岡市は美しいまちとの認識を持っている。	・インドネシアのセカンドクラスの都市は、他の東南アジアの都市に比べ、行政機能がしっかりしており、都市連携によるプロジェクト推進に熱心である。だが、その連携は協力の受入れが目的であり、国際協力先としては良いが、何らかのメリットが得られるような関係は期待できない。 ・世界の有力港湾都市とネットワークを形成しているので、ポートセールスなどを目的とした連携の可能性はあるが、スラバヤ市単体との連携にメリットがあるかどうかは疑問である。

	ジヨグジャカルタ特別州	・国際政策、とくに外国の都市との連携による協力事業の受入れは、市民福祉の向上に不可欠であると考えている。 ・教育と文化の都市であるので、伝統文化の保存や文化財の保護・復興などに海外都市からの技術協力などをとくに期待している。	・京都府と姉妹都市提携をしており、文化財保護や伝統文化の紹介など、文化面での協力関係を構築している。 ・これまで福岡市との接点はないが、アジア美術館との連携などについては興味を示している。 ・韓国の地域と今後、具体的なプロジェクトを進めていきたいと考えているところである。	・連携による具体的直接的な福岡市へのメリットは見出せない。しかし、古都であり、広域的に歴史遺産を多数抱える文化都市であるので、大学やアジア美術館などを連携した文化交流の可能性はある。 ・大学が多く、日本語を勉強する学生も多いことから、福岡の大学と連携した留学生誘致などは実践する価値があるかもしれない。
タイ	バンコク都	・シンガポールを除く他の東南アジアの首都から頭1つ出た成長都市であり、成熟した都市への脱皮を図るべく、先進都市の政策やプログラムを積極的に学び取り入れていきたいとの意欲がある。 ・近年、国連の意向により、バンコクはアジアにおける国連活動のハブになりつつある。近隣諸国都市から国連事務所が多数移転しており、国際都市としてのステイタスを高めつつある。 ・バンコクは、バンコクを世界的なブランドにしたいとの意向を持っており、国際会議の開催や国際会議への知事の参加によるアピールなどにとても熱心である。	・参加する多数の都市ネットワークにおいて、アジア太平洋都市サミットをフレンドリーで交流しやすい会議であると評価している。本研究所が提案した、まちづくり市民人材交流ワークショップの開催を快く受け入れ、継続的な実施の意向を示すなど、福岡市の官民協働のまちづくりといった、先進的な都市政策への学びの視線は強い。福岡県と友好関係も提携しているので、県市双方に対して、重要な位置づけを持って接している。 ・アジアにおける国連のハブであり、国連との結びつきが非常に強い。そのため、ハビタットの事務所がある福岡市には一目置いているかに見える。 ・バンコクエアーも就航し福岡市とバンコク間の移動は便利になった。バンコクから福岡への訪問者の数も増えており、集客交流の視点からも重要な都市と言える。	・東南アジアにおいて福岡市が最も緊密に連携すべき都市である。 ・国連等世界の主要機関が数多く立地するバンコクは共同で何かを実施した場合、世界に対する情報の発信力が強く、バンコクと対等に付き合う都市として評価を得ることが可能である。 ・集客交流の面でも、近年海外旅行がブームになってきており、福岡市への直行便も多数あることから、プロモーション次第では、福岡への集客が期待できる。また、バンコクの空港は、アジアにおける最大のハブの1つであり、全世界への情報発信基地としても最適である。空港の連携による福岡シティセールは大変有効と考える。
	チェンマイ市	・観光地であり、都市計画による美しいまちづくりを重点課題としている。 ・地方自治体としての権限が弱い上に、市長の考えもあって、国際政策には積極的ではない。	・姉妹都市交流は低調である。世界歴史都市連盟へは、国の代表として加盟しているとの自負があるため、積極的に捉えている。	・バンコクを除くタイの地方自治体は、地方の権限が弱いので、都市間で具体的な何かを行うということは難しい。国を通したほうがうまく行くものと思われる。

マレーシア	クアラルンプール首都特別市	・「ワールドクラスシティ」を都市ビジョンに掲げるクアラ・ Lumpur 市の都市政策は、ハードインフラ整備の段階をほぼ終え、働きやすさ、住みやすさなどソフトインフラ整備に移行しつつある。そのため、環境問題、災害予防策などへの関心が高まっている。そういったノウハウを海外から得たいという意欲を持っており、そういったスキルをもつ人材の育成にも熱心である。 ・イスラム系を中心として海外からの投資獲得を目指しており、「ワールドクラスシティ」として国際的なブランディングに力を入れている。	・多数の都市ネットワークに参加しており、他のアジアの大都市に比べイスラム系都市のネットワークへの参加が特徴的である。イスラムとアジアをつなぐハブ的なポジションを確立しているようである。 ・国際協力関係では、人材トレーニングを設置している CITYNET との結びつきが強い。つまり日本では横浜市との連携が強い。 ・福岡市とはアジア太平洋都市サミットへの参加程度の交流に留まっているが、市長会議のホスト開催に関して検討の余地を示すなどサミットには前向きに参加している。CITYNET の人材トレーニングセンターを活用した共同研修などの可能性もある。	・アジア太平洋都市サミットを通じた連携をこのまま維持していく事が重要と思われるが、現在のところ、分野を絞って具体的に連携を強化していくべきものは見当たらない。 ・但し、中東との結びつきが強く、世界情勢に明るく、情報発信力もあるので、かつてあった空路直行便の復活等を視野に情報交換などの交流は進めていったほうが良いと考える。 ・国際協力に関しては、CITYNET のスキームを活用した人材交流やセミナー実施等の可能性がある。
	イポー市	・自治権限が弱い、積極的な政策展開には限りがあるため、国際政策に関してもやや受身の印象を受ける。	・福岡市と姉妹都市であり、これまで教育・文化交流を行ってきたこともあって、福岡市に対する親近感強い。 ・アジア太平洋都市サミットは様々な情報を得られる会議として評価している。	・マレーシアの地方都市は、戦略的な連携による何かを実施する体制が整っていないかに見える。 ・イポー市とは、姉妹都市交流を行ってきているが、内容が教育・文化中心なので、福岡市のメリットが希薄に見える。姉妹関係を見直し、アジア太平洋子ども会議に交流を一本化することも検討してよいのではないかと考える。
	ハノイ特別市	・ハノイ市の外交政策は、重要政策として位置づけられており、積極的な姉妹都市提携などを通じて、ベトナムを代表する看板都市としての都市機能の強化及び、対外的なアピールを展開している。 ・中央政府の支援により、空港の拡充や広域都市との連携による国際政策の展開が進められている。	・日本では、アジア大都市ネットワーク 21 を通じた東京都との結びつきが強かったが、福岡県との友好関係締結により、今後、福岡の認知も強まり、福岡市への関心も大きくなってくるものと思われる。 ・ベトナムではホーチミン市が経済都市として脚光を浴びてきたが、都市機能の充実とともに、国際機関やネットワークにおける注目度が増していくだろう。	・福岡市がベンチマークすべき都市と言える。福岡県との友好関係締結により、関係の深まりが今後予測される。現在、空路の直行便はホーチミン市のみ開設されているが、福岡県との連携の深化によっては、直行便の開設等も可能性がある。県と協力したプロモーションが望まれる。

	ホーチミン市	・急激な発展による都市問題が深刻さを増している。それを、海外からの協力及び投資で補っていきたいとの考えを持っている。 ・産業面での海外からの投資はすでに活発であるが、公共事業への投資は、まだこれからという状況にある。国際政策は、海外からのビジネス投資を優先して進めてきた傾向にあるが、今後は、都市機能の充実を図るための公共事業への協力受入にも積極的に取り組む姿勢を見せている。	・アジア太平洋都市サミットを通じて、福岡市とは交流がある。空路の直行便もあり、福岡市の企業も多数投資やビジネス展開を行っている。 ・ベトナムにおける経済首都であるので、姉妹都市提携も、各国の経済首都と行っている。	・福岡市の企業が多数進出し直接投資を行っており、経済交流の推進は、福岡市にとって、地場企業のグローバル化の視点から、取組む価値のある政策と考える。 ・中国と同様に、政府の権限や裁量が大きい国であるので、福岡市が民間のビジネス交流促進に果たす仲介の役割は大きく、強いパイプの形成は、地場企業の事業展開推進の大きな力になると思われる。
フィリピン	マニラ(メトロマニラ・マニラ市)	・メトロマニラは、独自の政策展開権限を持たない。 ・マニラ市は行政機構が脆弱で、国際政策を担当する部署がない。市長の考えで方針が左右されるような状況にある。	・メトロマニラは、アジア太平洋大都市ネットワーク 21 に参加しているものの、自治体の連合体的な機構なので、プロジェクトをきちんと推進していくための体制を整えていないかに見える。 ・マニラ市はアジア太平洋都市サミットに参加しているものの、担当窓口はツーリズムセクションであり、都市問題全体への関心は薄い。	・マニラの行政機構は複雑であり、また充分機能しているとは言えない。福岡市が何かをしようとしても、それが機能的に動く可能性は薄く、今後の積極的な連携に関しては慎重に進めていくべきだろう。
	セブ市	・フィリピンの都市としてではなく、アジア太平洋の都市として存在をアピールするようなしたたかな国際戦略をとっている。その成果として、海外企業の工業団地への誘致やリゾート客の誘致に成功しており、国際政策には積極的である。 ・海外都市からの協力受入には貪欲であり、情報を収集し、都市機能の充実を図るために常にアンテナを張っている都市である。	・環境協力をテーマとする都市間ネットワークに積極的に参加しており、北九州市とは環境協力を通じて強い連携関係をつくってきている。 ・アジア太平洋都市サミットへの加盟意向をほのめかすなど、福岡市との連携構築に積極的な姿勢を示すが、具体的な分野や内容はとくに持っていない。とりあえず、何でも、受け入れたいという姿勢を持っている。	・福岡市として、特に連携を深めるメリットは今のところ見当たらない。セブ市はフィリピンの中では行政機構や政策推進能力があるほうだが、権限や権力は俗人的であり、長期的なパートナーシップを組むにはリスクが大きいと判断される。 ・リスクの大きさはフィリピン全体の都市や地域にあてはまる共通の問題と考えられる。

全体的にみると、空路直行便を有する都市、ソフトインフラの整備に関心が行くほどに成熟した都市、地方分権による自治意識や権限を保有し、行使しようという都市には、大きな振れ幅があるものの、福岡市として都市間連携のメリットと展開の可能性が見出せる。

2) 福岡市における東南アジア都市連携政策のあり方（提案・示唆）

本研究を踏まえ、福岡市の国際政策展開における東南アジア都市との連携について、3つの提案と、今後重点的に都市連携を推進する事が望まれる都市について戦略的な方向性を示唆する。

【連携の方向性に関する提案】

- ① 空路直行便のある都市との戦略的な提携
- ② 官民協働レベルでの連携
- ③ 第2、第3の都市との新たなパートナーシップの構築

①については、集客交流の促進という直接的なメリット享受の可能性、地場企業の海外事業展開のしやすい環境づくり、という2つの点からの提案である。事例研究を行った都市の中で、現在空路直行便があるのは、バンコク、ホーチミン、マニラのみである。しかし、過去にはクアラ・ Lumpur等にも直行便は存在していた。国際直行便の維持は、国際都市として必要な政策であり、運ぶ何かを創造し、増やしていくことも必要な政策と言える。また、今後の関係の深まりを予見し、新たな直行便開設につながるようなシティ・エアポートセールスも必要である。ハノイ空港には、今後の可能性がある。このような成長し、空港機能の充実をもくろむ都市には積極的なアプローチが必要と考える。

②は、中長期的継続的な連携関係の構築は、自治体政府間だけでは無理がある。スラバヤ市のように国際協力の受入を産学官で構成するチームで行うような都市ではないと、成果ある活動とすることはできない。そのことは、福岡市側にも言えることである。連携の分野に関して、福岡市で官民協働の体制をつくることのできるものを選択し、パートナー都市にも行政以外のステークホルダーの参画を求め、一緒に事業やプログラムを行っていく事が、持続的な関係の構築には不可欠である。

③については、地方分権の進行によって、各国とも第2、3の都市が力をつけてきている。インドネシアの場合は、特に目覚しい。これらの都市は、積極的に海外都市とつきあい、急速に都市機能を充実させ、成長を促進させている。将来、様々な分野、市場で大化けする可能性を持っている。このような都市と定期的に情報交換できるような環境を整えておくことは、大切なことと考えられ、そのために、緩やかなネットワークであるアジア太平洋都市サミットのスキームを活用していくことは、1つの良い方策であると考ええる。

【戦略的な連携に関する示唆】

- ① バンコク都との強いパートナーシップ形成、世界に向けたシティプロモーションの展開
- ② ハノイ市へのベンチマーク、将来の積極連携に向けた情報収集の実施

事例研究の結果、特に上記2つの都市については、福岡市として積極的に連携を深めていくべき、将来福岡市へのメリットが大きく期待される都市として判断された。バンコク都もハノイ市も福岡県の友好都市である。

バンコク都との連携は、現在行っているアジア太平洋都市サミットにおける共同事業の展開に加え、国連ハビタットを通じたビジネス展開の可能性が大きく広がっている。また、アジアのハブ空港を活用したシティプロモーションも大きな効果が期待できる。

ハノイ市はこれからの都市である。2007年に福岡県との友好関係を結んだことで、バンコク都との関係の深まりによってみられた空路便の増強など直接的な効果も期待できる。ホーチミン市との経済交流とともに、ベトナムの2都市は、ベンチマークしておくべき都市と考える。

研究主担当 研究主査 山下永子
研究副担当 交流推進係長 山本公平

東南アジア地域における自治体政府の国際政策に関する研究報告書
ー福岡市における東南アジア都市連携政策のあり方に関する一考察ー

2008 年 3 月
財団法人 福岡アジア都市研究所
〒810-0001 福岡市中央区天神 1 丁目 10-1
電話 092-733-5686
URL www.urc.or.jp